



浦添市 都市計画マスタープラン

令和8年1月



はじめに



浦添市長 松本 哲治

皆様におかれましては、日頃より本市のまちづくり行政に多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、現在の日本は、人口減少や少子高齢化への対応、脱炭素社会の実現、そしてデジタル技術の進展といった、大きな社会変革の時代を迎えております。このような潮流の中、それぞれの地域がその実情と特色を活かし、持続可能なまちづくりを進めていくことが、これまで以上に重要となっております。

本市におきましても、こうした社会情勢の変化に対応すべく、都市計画法に基づく「浦添市都市計画マスタープラン」をまちづくりの基本的な指針として定め、これまで改定を重ねながら、持続可能で安定した都市の実現を目指してまいりました。

一方で、現在の本市は、牧港補給地区跡地利用計画の改定、港湾計画の改訂、沖縄都市モノレールの延伸区間の供用開始など、未来の都市構造に大きな影響を与える、まさに「まちの転換期」とも言える重要なプロジェクトが進行しております。この機会を捉え、今後20年を見据えた新たなまちづくりの羅針盤として、この度マスタープランの改定を行いました。

本計画の策定にあたりましては、市民アンケートや地域別のワークショップ、インターネットを通じた意見公募など、多くの市民の皆様にご参画いただく機会を設けました。

皆様から寄せられた数多くの貴重なご意見やご提言は、本計画の揺るぎない礎（いしずえ）となりました。また、浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会や都市計画審議会の委員の皆様からは、終始熱心なご審議とともに、専門的な見地からの貴重なご助言を賜りました。

ご協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

今後は、本計画に掲げる本市の理想都市像「てだこの都市（まち）・浦添」の実現に向け、市民一人ひとりが太陽のように輝き、活力にあふれる平和で豊かな、誰もが住み良いと実感できるまちを、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

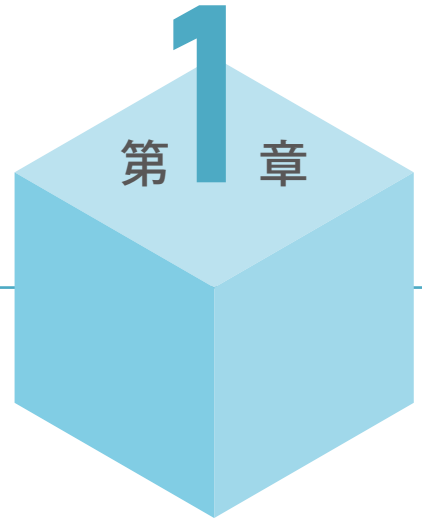
市民の皆様、そして国、県ならびに関係機関の皆様には、本計画への深いご理解と、今後のまちづくりへの一層のご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年1月

浦添市 都市計画マスタープラン

目 次

第1章 はじめに	1-1
1 都市計画マスタープランの位置付け	1-1
2 都市計画マスタープラン策定の経緯	1-4
3 上位計画	1-5
4 浦添市の現況	1-7
5 浦添市の現況を踏まえた都市づくりの課題	1-30
第2章 都市の目標	2-1
1 浦添の都市像	2-2
2 まちづくりの目標	2-2
3 土地利用の方針	2-3
4 まちづくりの方向	2-4
5 社会動向等	2-5
6 都市づくりの目標	2-11
7 目標年次及び人口フレーム	2-14
8 将来都市構造	2-15
第3章 まちづくり部門別方針	3-1
1 土地利用・市街地整備に関する方針	3-1
2 都市基盤施設に関する方針	3-12
3 都市環境に関する方針	3-18
4 防災・減災まちづくりに関する方針	3-27
5 福祉のまちづくりに関する方針	3-30
第4章 まちづくり地域別方針	4-1
1 地域区分について	4-1
2 まちづくり地域別方針	4-2
第5章 計画の実現に向けて	5-1
1 今後のまちづくりの進め方	5-1
2 重点的・戦略的に取り組む施策	5-2
3 適切なまちづくり手法の活用	5-3
4 適切な進行管理と計画の見直し	5-6
参考資料	参-1
1 策定体制	参-1
2 浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会規則	参-2
3 市民ワークショップの開催	参-4
4 策定の流れ	参-5



はじめに

- 1 都市計画マスタープランの位置付け
- 2 都市計画マスタープラン策定の経緯
- 3 上位計画
- 4 浦添市の現況
- 5 浦添市の現況を踏まえた都市づくりの課題

第1章 はじめに

1 都市計画マスタープランの位置付け

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標や将来像、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

浦添市における今後20年間の市街地整備や道路整備、景観形成等、都市計画の基本となる計画である。

(2) 都市計画マスタープランの目的及び役割

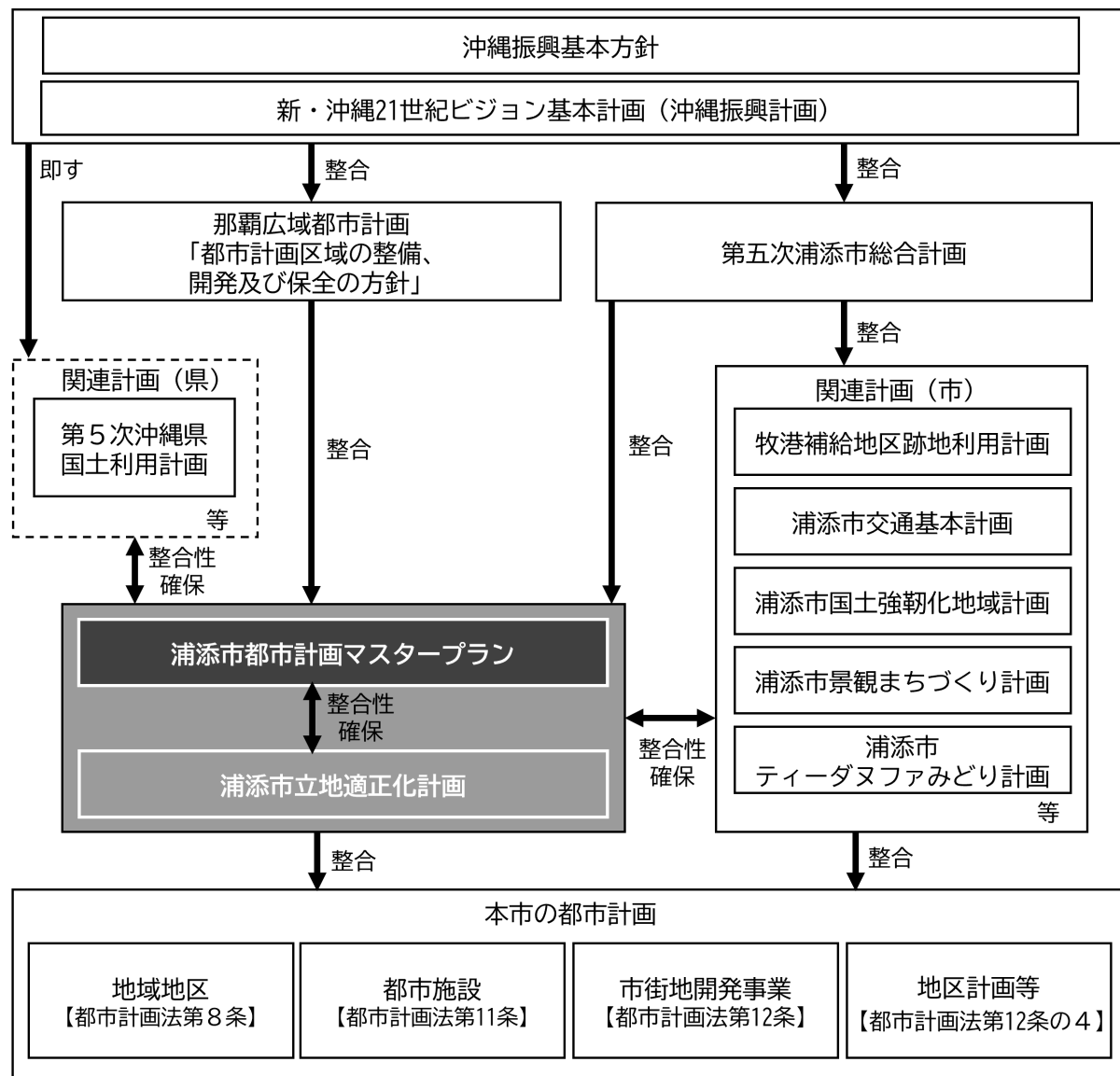
都市計画マスタープランは、長期的・総合的視点から都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担う。

(3) 都市計画マスタープランの体系

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の建設に関する基本構想（本市においては第五次浦添市総合計画）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（本市の属する那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即した内容とされている。

また、その他関連計画との整合性についても、可能な限り確保することが求められている。各計画との関係を示した体系図は次頁のとおりである。

■都市計画マスタープランの体系図



■都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割・根拠法令

項目	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
役割	住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標、将来像、都市計画の基本方針を示すもの	都市計画マスタープランで掲げる「都市の目標」を実現するための方策として、集約型の地域構造への再編に向けた誘導方針を示すもの
主な項目	都市の目標、まちづくり部門別方針、まちづくり地域別方針、計画の実現に向けて 等	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設・施策、防災指針、定量的な目標値 等
根拠法令	都市計画法 第18条の2	都市再生特別措置法 第81条第1項

■都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、概ね以下のような構成となる。

大きく分けて、本市の将来像や将来人口を定める「都市の目標」、土地利用や市街地整備、都市交通等、それぞれの部門別に基本方針を定める「まちづくり部門別方針」、市内を地域区分し、それぞれの地域における方針を定める「まちづくり地域別方針」、まちづくりの実現に向けた方策等を定める「計画の実現に向けて」となる。

第1章 はじめに

- 都市計画マスタープランの位置付け
- 都市計画マスタープラン策定の経緯
- 上位計画 等

第2章 都市の目標

- 満足の都市像
- まちづくりの目標
- 将来都市構造 等



第3章 まちづくり部門別方針

- 土地利用・市街地整備に関する方針
- 都市基盤施設に関する方針
- 都市環境に関する方針
- その他には
 - 防災・減災まちづくりに関する方針
 - 福祉のまちづくりに関する方針



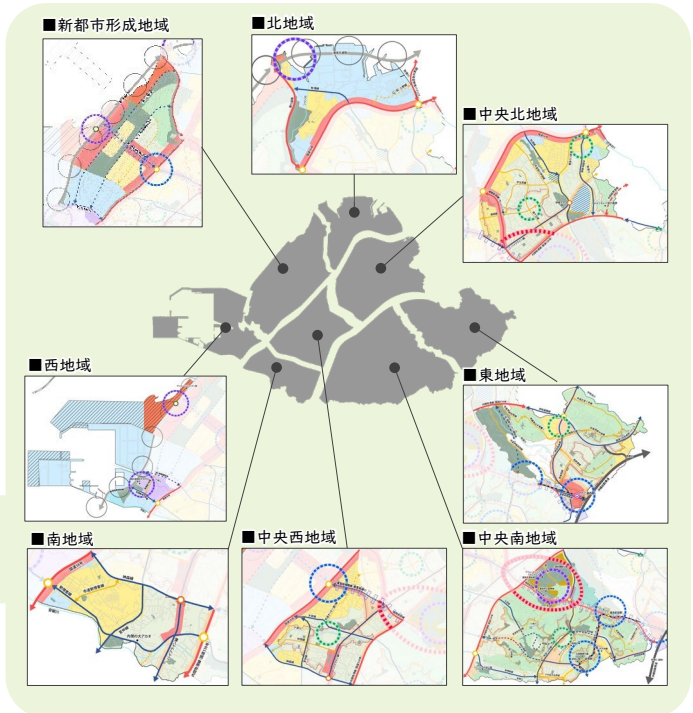
第4章 まちづくり地域別方針

市内を8地域に区分し、地域別の方針を定める



第5章 計画の実現に向けて

- 今後のまちづくりの進め方
- 重点的・戦略的に取り組む施策 等



2 都市計画マスタープラン策定の経緯

本市においては、平成11年3月に浦添市都市マスタープランを策定し、その後の社会情勢等の変化に対応するため、計2回の見直しを実施し、目指すまちの実現に向けて取り組んできた。見直しの理由やその当時の社会情勢については、以下のとおりである。

今日、本格的な人口減少、少子高齢化の到来、持続可能な都市機能の確保と集約型都市構造への転換、ウォークアブルなまちづくりの推進、激甚化する災害対応、脱炭素社会の実現等、社会情勢が大きく変化している。

本計画は、これまでの経緯を踏まえるとともに、急激に変化する社会情勢に対応するため、次期都市計画マスタープランとして策定するものである。

■平成11年3月策定

【策定の主な理由】

- ・平成4年の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）、いわゆる都市計画マスタープランが制度化
- ・本市における今後のまちづくりの指針となる計画づくりの必要性

【当時の社会情勢やまちづくりへの取組状況等】

- ・人口が10万人を突破（平成10年）
- ・第1回まちづくりプラン賞（平成11年）
- ・地方分権一括法（平成12年）

■平成16年6月見直し

【見直し理由】

- ・都市計画マスタープランの上位計画である那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成12年3月）及び第3次浦添市総合計画（平成13年4月）の策定

【当時の社会情勢やまちづくりへの取組状況等】

- ・国立劇場おきなわ開場（平成16年）
- ・景観法制定（平成16年）
- ・ようどれ修復完了（平成17年）
- ・人口約10万6千人（平成17年国勢調査）

■平成25年1月見直し

【見直し理由】

- ・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）が策定
- ・下記のような本市の都市基盤整備に関連する計画策定や事業の進捗
 - 沖縄都市モノレール延長の決定
 - 那覇港港湾計画に基づく西海岸開発（公有水面埋立、コースタルリゾート計画等）
 - 浦添市景観まちづくり計画
 - 牧港補給地区跡地利用計画 等

【当時の社会情勢やまちづくりへの取組状況等】

- ・てだこホール開館（平成19年）
- ・人口約11万人（平成22年国勢調査）
- ・東日本大震災（平成23年）

3 上位計画

本計画の策定にあたっては、以下の上位計画で示されている目標や方針との整合性を図ることに留意する。

関連計画	関連事項	策定期期	計画期間
沖縄振興基本方針	<p>■沖縄の振興の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展 ○潤いのある豊かな住民生活の実現 ○我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成 ○基盤となる旅行環境の整備 <p>■沖縄の振興に当たっての基本的な視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体の適切な役割分担及び連携・協働 ○エビデンスに基づく施策の展開・検証 	令和4年5月	令和4年度～令和13年度
新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）	<p>■計画の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」 ○ウイズコロナの新しい生活様式から感染症収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し、県民すべての幸福感を高め、併せて我が国の持続可能な発展に貢献すること ○「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現 	令和4年5月	令和4年度～令和13年度
那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	<p>■都市の将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)誰もが安心して暮らせるにぎわいのある都市圏 2)地域独自のものに誇りをもち、その心が発信できる都市圏 3)多様な生活様式が可能な都市圏 4)世界に開く広域交流都市圏 5)連携と交流が盛んな活気あふれる都市圏 6)環境にやさしい循環型・低炭素型都市圏 7)知的交流が盛んな情報先進都市圏 8)観光・MICE・ショッピングで魅力ある都市圏 <p>■基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)地域の歴史・自然・文化を活かし、住民主体の都市圏づくり 2)重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市圏づくり 3)都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市圏づくり 	令和4年11月	平成27年～令和17年

関連計画	関連事項	策定期期	計画期間
<p style="text-align: center;">第五次 浦添市総合計画</p>	<p>■浦添の都市像 てだこの都市(まち)・浦添</p> <p>■まちづくりの目標 ～太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市～</p> <p>■まちづくりの方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～ 2)世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～ 3)やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち～ 4)安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～ 5)ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪が大きな輪になるまち～ 	<p style="text-align: center;">令和3年3月</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度 ～ 令和12年度</p>

01

はじめに

02

都市の目標

03

まちづくり部門別方針

04

まちづくり地域別方針

05

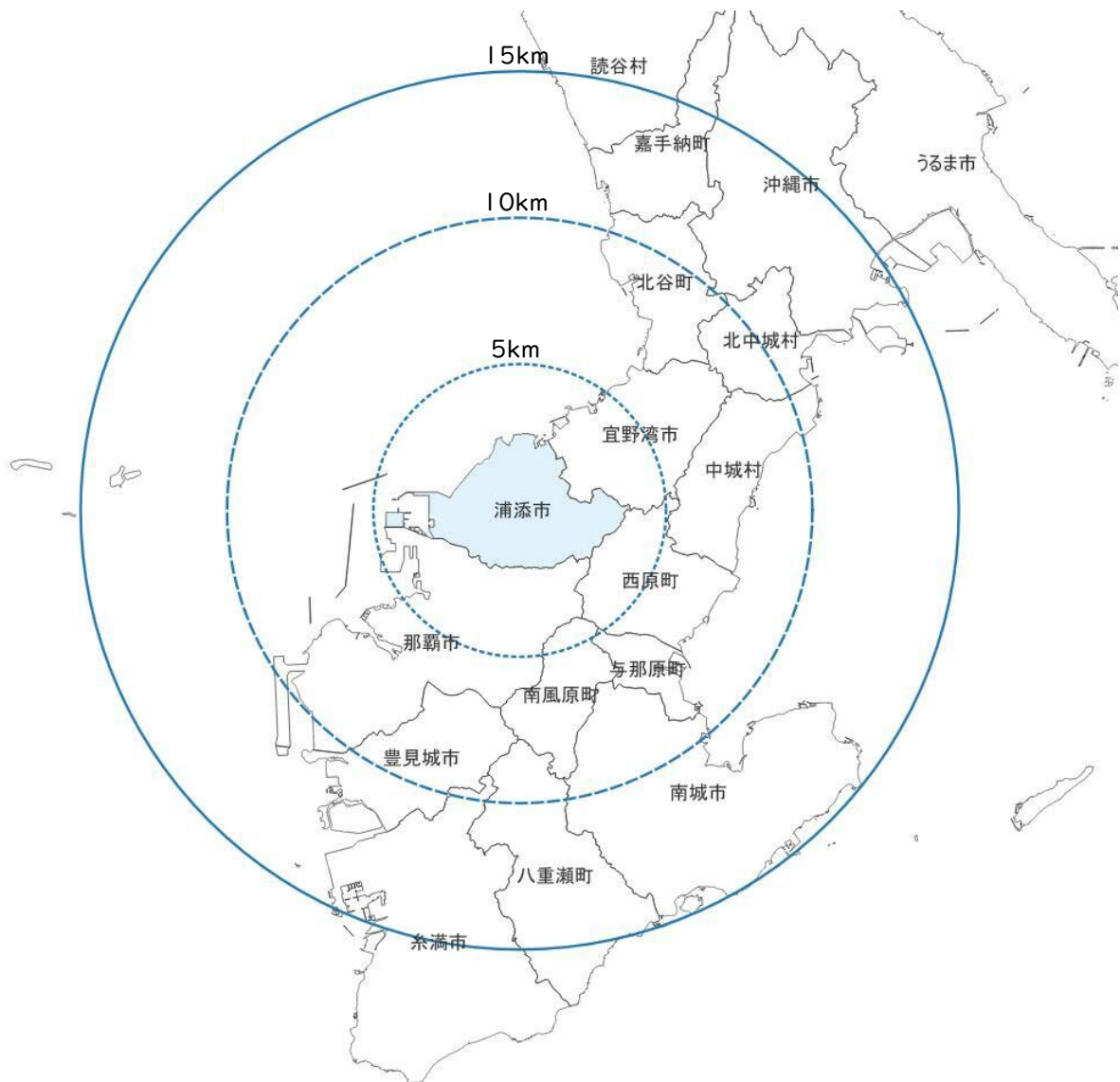
計画の実現に向けて

4 浦添市の現況

(1) 位置及び面積

本市は、沖縄本島南部に位置し、西は東シナ海に面する海岸沿いにあり、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に面している。市域（飛地を含む）は、東西8.4km、南北4.6kmで、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積1,948haを有する都市である。

市域全域が近隣4市4町2村とともに那覇広域都市計画区域に指定されている。（那覇広域都市計画区域の範囲は、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く）である。）

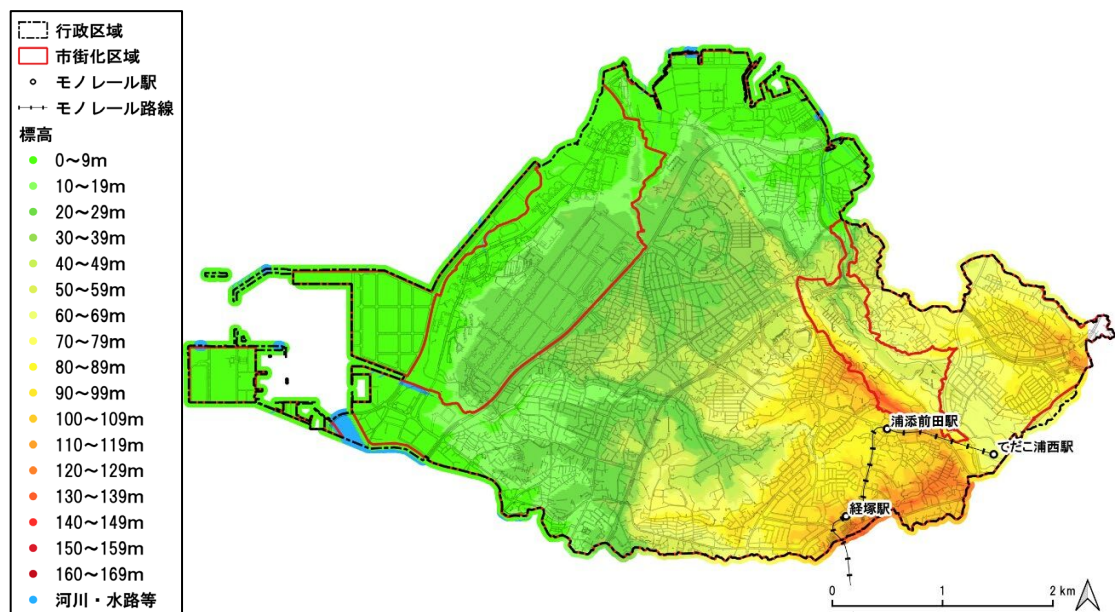


(2) 地形及び水系

本市の地形は、東から西にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、西原、沢岬一帯は標高約100mの丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道58号沿線は標高20～30mの台地となっている。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれて窪地となっている。

市域を流れる小湾川、牧港川、安謝川、宇地泊川等の中小河川は東側丘陵部を上流とし、西流して東シナ海に注ぎ込んでいる。こうした河川は、丘陵部では小さな谷をつくり、小起伏地形を発達させ、変化に富んだ地形をつくり出している。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、浦添城跡・伊祖城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布する等、本市の骨格となる地形を形成している。さらに、東シナ海に面した一部には自然海岸やサンゴ礁に囲まれた浅瀬のイノー等の貴重な自然環境が形成されている。



(3) 沿革

本市は、首里に統一王府ができる15世紀以前に、琉球最初の王統が発祥したといわれている。12世紀後半、浦添王統の初代舜天王が浦添城を拠点に一帯を支配したとされて以降、およそ220年間で英祖王統、察度王統へと引き継がれた。察度王時代には中国への進貢が始まり、王統は繁栄を極めたとされている。その後、尚巴志の出現により、王府は首里に移され、浦添は一間切となった。その間、17世紀から18世紀にかけて宜野湾間切が新設され、さらに棚原村が西原間切に分離され現在の市域の原形が形成された。

(4) 市街地の形成

本市は、戦後の昭和20年代後半から30年代にかけて、米軍基地建設労働者の移住及び軍雇用員の増加や基地に関わる商業地域の発達により、一挙に人口が増加した。この人口増加は、特に国道58号を挟んだ米軍基地に沿う地域(屋富祖・宮城・城間・仲西・牧港・港川・勢理客等)で顕著であった。その後も、那覇市のベッドタウンとして人口は増加し続けた。昭和45年(1970年)の浦添村から浦添市への昇格は、このような都市化の進展を象徴的に表している。

急激な人口増加のために、都市はスプロール的に開発され、公害や環境基盤整備の遅れ等、様々な問題が顕在化してきた。こうした都市問題に対処するため、昭和40年(1965年)3月に浦添都市計画区域が決定、昭和43年(1968年)3月には都市計画用途地域が決定した。さらに、沖縄の本土復帰をうけて、昭和47年(1972年)4月、本市を含む4市1町8村(当時)での那覇広域都市区域が決定した。昭和47年(1972年)当時、本市は、基地を除く全域が都市計画区域で、市街化区域75.8%、市街化調整区域24.2%で、市街化区域内の用途地域は、住居地域80%、商業地域3.8%、工業地域16.2%で指定した。

急激な都市化を宅地開発の状況からみると、昭和39年(1964年)から昭和58年(1983年)にかけて47件、約113.8haの団地が開発され、約1万5千人の人口を吸収したことになる。そのうちの約3分の2の34団地が民間開発であり、地域別でみると、住宅団地は本市全域に広がっているが、初期の段階では国道58号沿線の北部地域に立地が多く、その後、東南部周辺地域と港川等での立地が多くなっている。

さらに、土地地区画整理事業については復帰直前の昭和47年(1972年)1月に伊祖[※]で初めて着手され、その後、宮城・仲西[※]、城間・伊祖[※]、大宮[※]、西原[※]、北経塚[※]が完了し、現在、浦添南第一[※]、浦添南第二[※]、浦添前田駅周辺[※]、てだこ浦西駅周辺[※]が施行中である。

このように、本市は様々な土地開発事業を経て、都市化の一途を辿ってきた。

※地区名の正式名称は以下のとおり

伊祖：伊祖土地地区画整理事業、宮城・仲西：宮城・仲西土地地区画整理事業

城間・伊祖：城間・伊祖土地地区画整理事業、大宮：大宮土地地区画整理事業、西原：西原土地地区画整理事業

北経塚：北経塚土地地区画整理事業、浦添南第一：浦添南第一土地地区画整理事業、浦添南第二：浦添南第二土地地区画整理事業

浦添前田駅周辺：浦添前田駅周辺土地地区画整理事業、てだこ浦西駅周辺：てだこ浦西駅周辺土地地区画整理事業

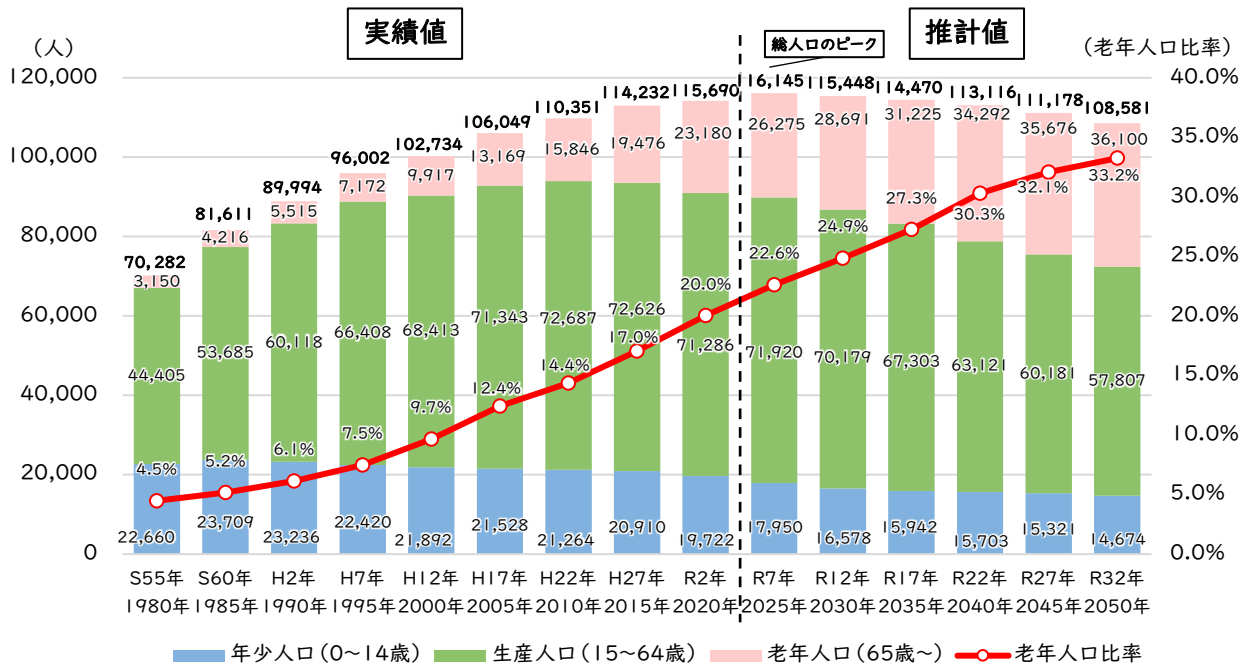
(5) 人口特性

① 総人口の推移・将来推計

本市の総人口は、令和2年(2020年)時点で115,690人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年(2025年)にピークを迎え、その後減少傾向に転じるが、全国的な傾向と比べて減少幅が少ないことが特徴である。

老年人口(65歳以上人口)は、人口数・割合ともに増加し、令和22年(2040年)には30%を超える見込みである。

【総人口の推移・将来推計】

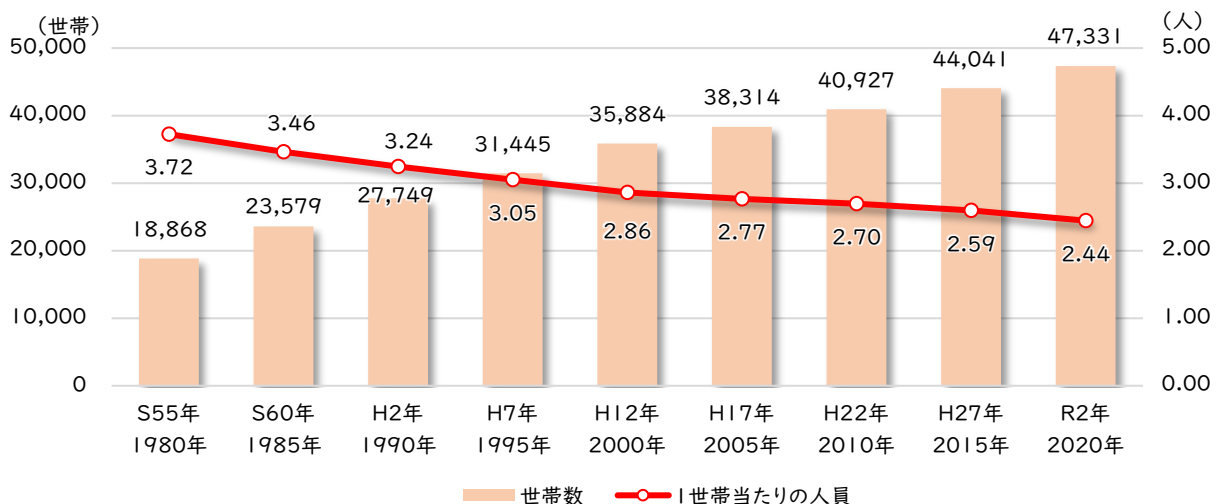


※実績値の総人口には年齢不詳を含む。
出典：【S55~R2】国勢調査 【R7~R32】国立社会保障・人口問題研究所

② 世帯数の推移

本市の世帯数は一貫して増加傾向にあるが、世帯当たり人数は減少傾向にあり、全国的な傾向と同様に核家族化が進行していることが伺える。

【世帯数及び世帯人員の推移】



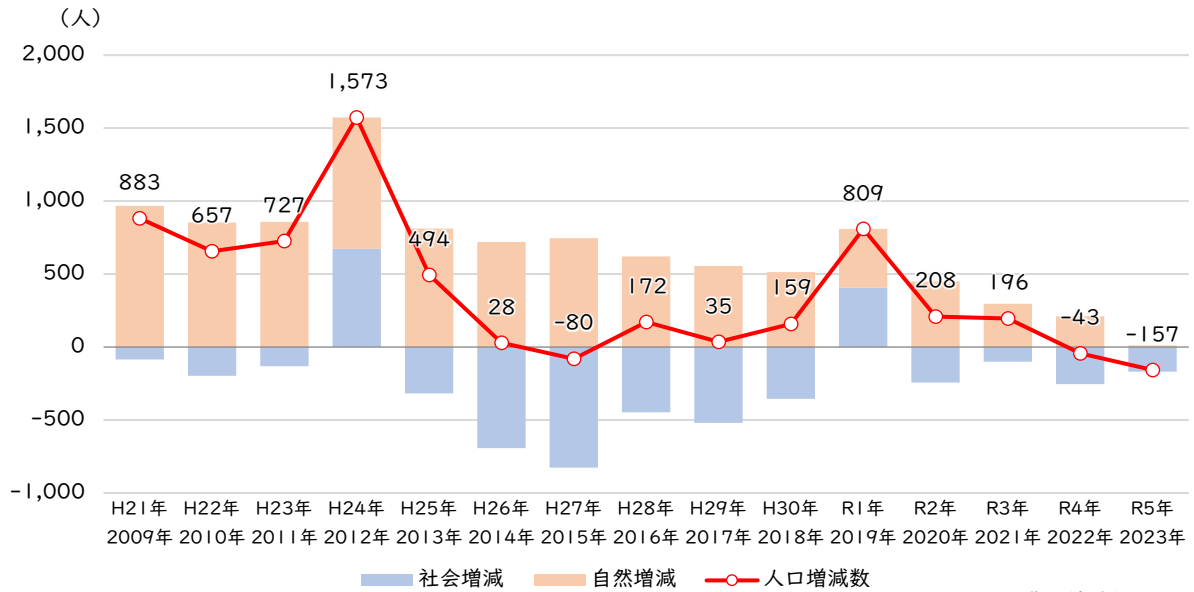
出典：国勢調査

③転入・転出の状況

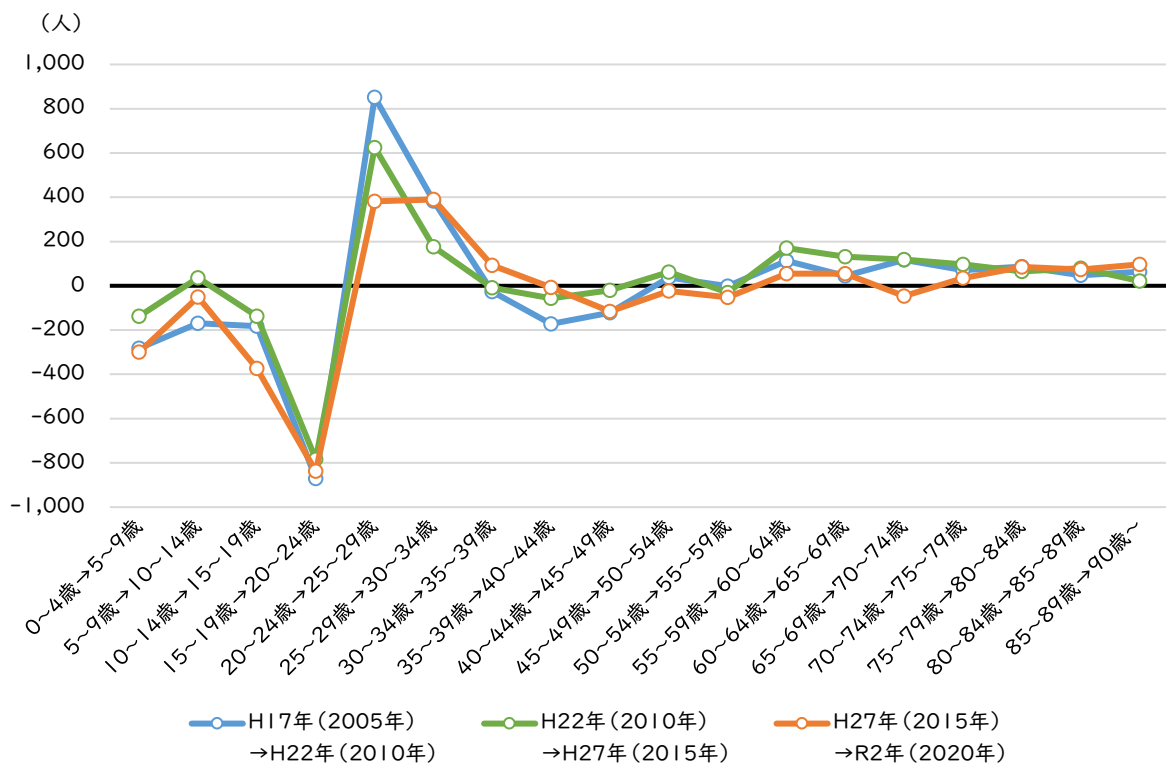
人口動向の推移をみると、自然動態は一貫して増加しているが、近年の増加幅は小さい傾向にある。社会動態は平成24年(2012年)と令和元年(2019年)を除いて減少傾向にあるが、近年減少幅は小さくなっている。

人口の純移動数(転入・転出数の差分)を5歳階級別にみると、10代後半から20代前半にかけて転出超過の傾向にあり、その後20代から30代前半にかけて転入超過に大きく転じている。10代から30代にかけての移動数の推移幅が激しいことから、進学や就職等で市外に転出し、その後子育て世代が市内に転入していることが伺える。

【人口動態の推移】



【年齢5歳階級別純移動数の推移】

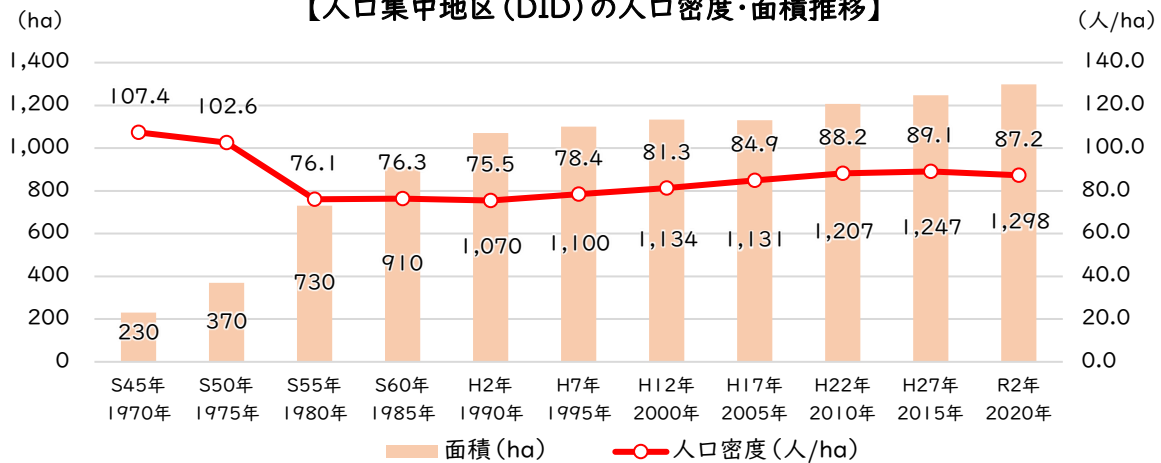


④人口集中地区(DID)の変遷

人口集中地区(DID)の面積は、一貫して増加傾向にあり、令和2年(2020年)時点で1,298ha(市面積の約67%)、人口113,204人(市総人口の約98%)となっている。

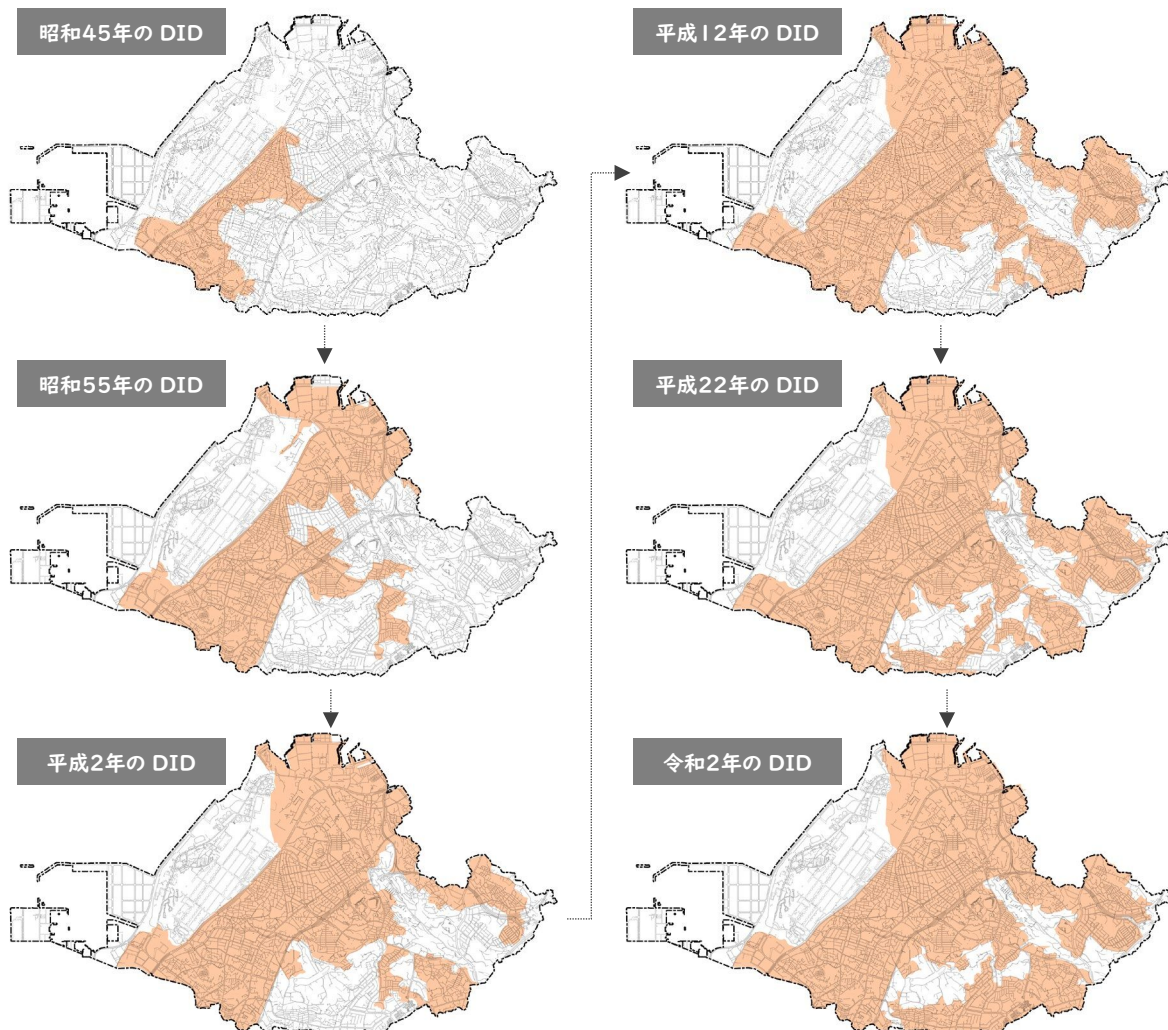
人口集中地区における人口密度は昭和50年(1975年)から昭和55年(1980年)にかけて大きく減少しているが、その後は概ね横ばいで推移している。令和2年(2020年)時点では、87.2人/haと人口集中地区の基準である40人/haを大きく上回っている状況である。

【人口集中地区(DID)の人口密度・面積推移】



出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

【人口集中地区(DID)の変遷】



出典：国土数値情報

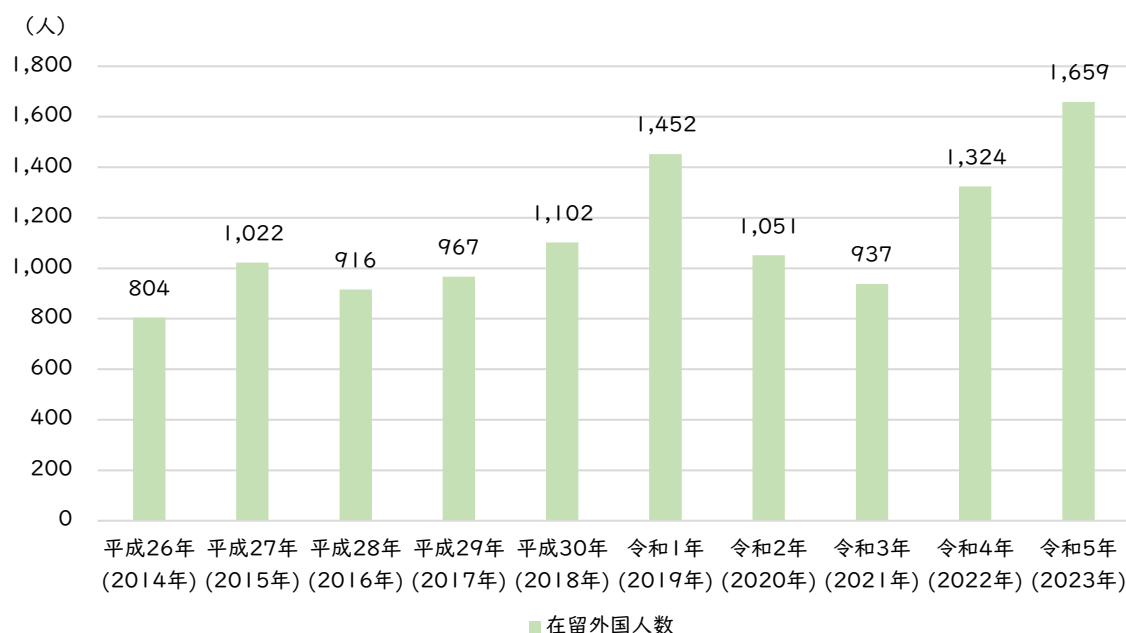
⑤在留外国人数の推移

在留外国人数の推移をみると、平成28年(2016年)から令和元年(2019年)にかけて増加傾向にあったが、令和2年(2020年)と令和3年(2021年)はコロナ禍の影響もあり大きく減少傾向に転じている。

その後、令和3年(2021年)以降、増加傾向となっており、令和5年(2023年)の在留外国人数は1,659人となっている。

【在留外国人数の推移】

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
浦 添 市	在留外国人数	804	1,022	916	967	1,102	1,452	1,051	937	1,324	1,659
	増減数	-	218	-106	51	135	350	-401	-114	387	335
	増減率	-	27.1%	-10.4%	5.6%	14.0%	31.8%	-27.6%	-10.8%	41.3%	25.3%
	全体比	0.7%	0.9%	0.8%	0.8%	1.0%	1.3%	0.9%	0.8%	1.1%	1.4%



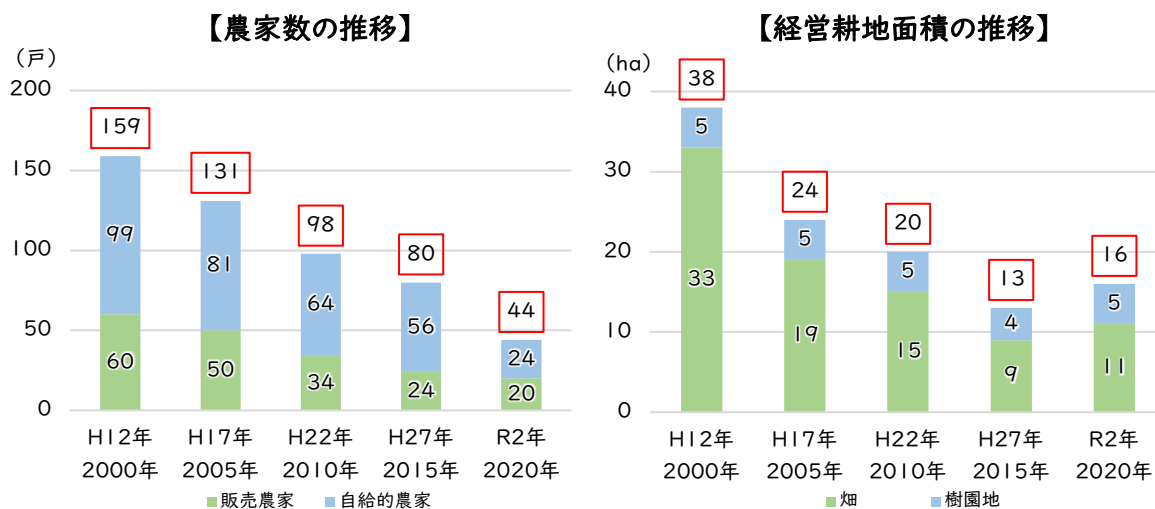
出典：統計うらそえ

(6) 産業の状況

① 農業

農家数は一貫して減少傾向にある中、平成12年(2000年)と令和2年(2020年)を比較すると、約70%減少しており、特に自給的農家が著しく減少している。

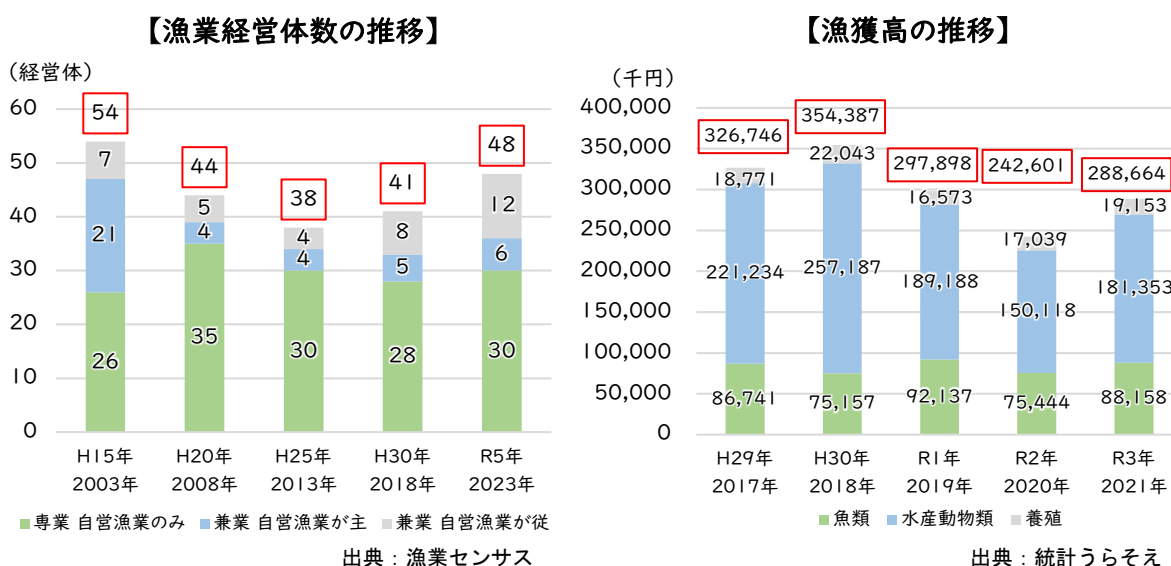
経営耕地面積は減少傾向にあったが、近年は増加傾向に転じている。樹園地の面積は、横ばいに推移している一方で、畑の面積の増減幅が大きい。



② 漁業

平成15年(2003年)から平成25年(2013年)にかけて漁業経営体数は減少傾向にあったが、近年は増加傾向に転じており、兼業の中でも特に自営漁業を従としている漁業経営体が増加している。

漁獲高は、平成29年(2017年)から平成30年(2018年)にかけて増加傾向にあったが、その後、令和2年(2020年)まで減少傾向に転じている。しかし、近年は増加傾向に転じている。

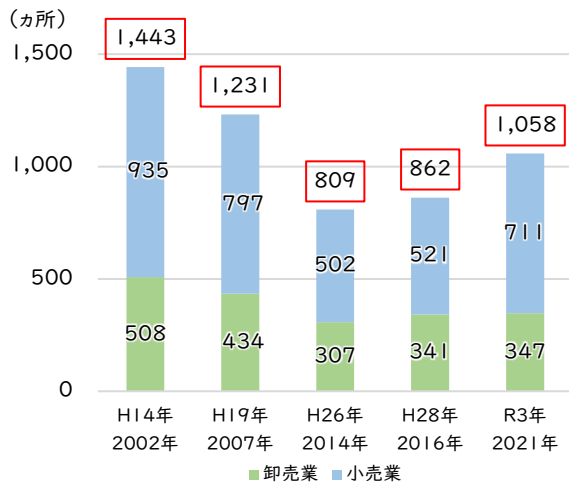


③商業

店舗数は、平成14年(2002年)から平成26年(2014年)にかけて減少傾向にあったが、近年は増加傾向に転じている。

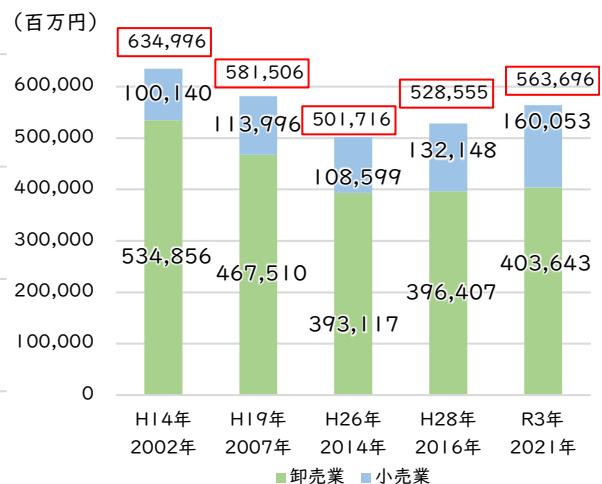
年間商品販売額は、平成14年(2002年)から平成26年(2014年)にかけて減少傾向にあったが、近年は増加傾向に転じている。

【店舗数の推移】



出典：統計うらそえ

【年間商品販売額の推移】



出典：統計うらそえ

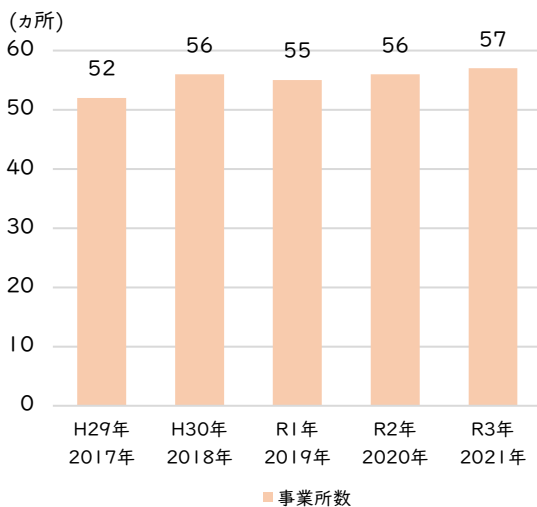
④工業

工業の事業所数は概ね横ばいに推移している。

従業員数は、平成29年(2017年)から令和2年(2020年)にかけて増加傾向にあったが、近年は減少傾向に転じている。

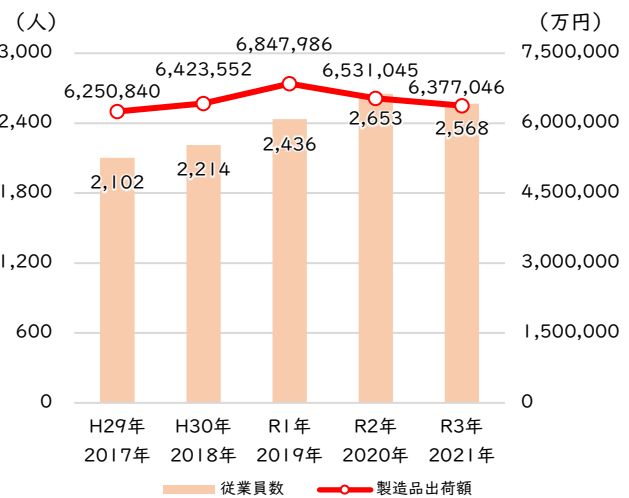
製造品出荷額は、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)にかけて増加傾向にあったが、その後は減少傾向に転じている。

【事業所数の推移】



出典：統計うらそえ

【従業員数・製造品出荷額の推移】



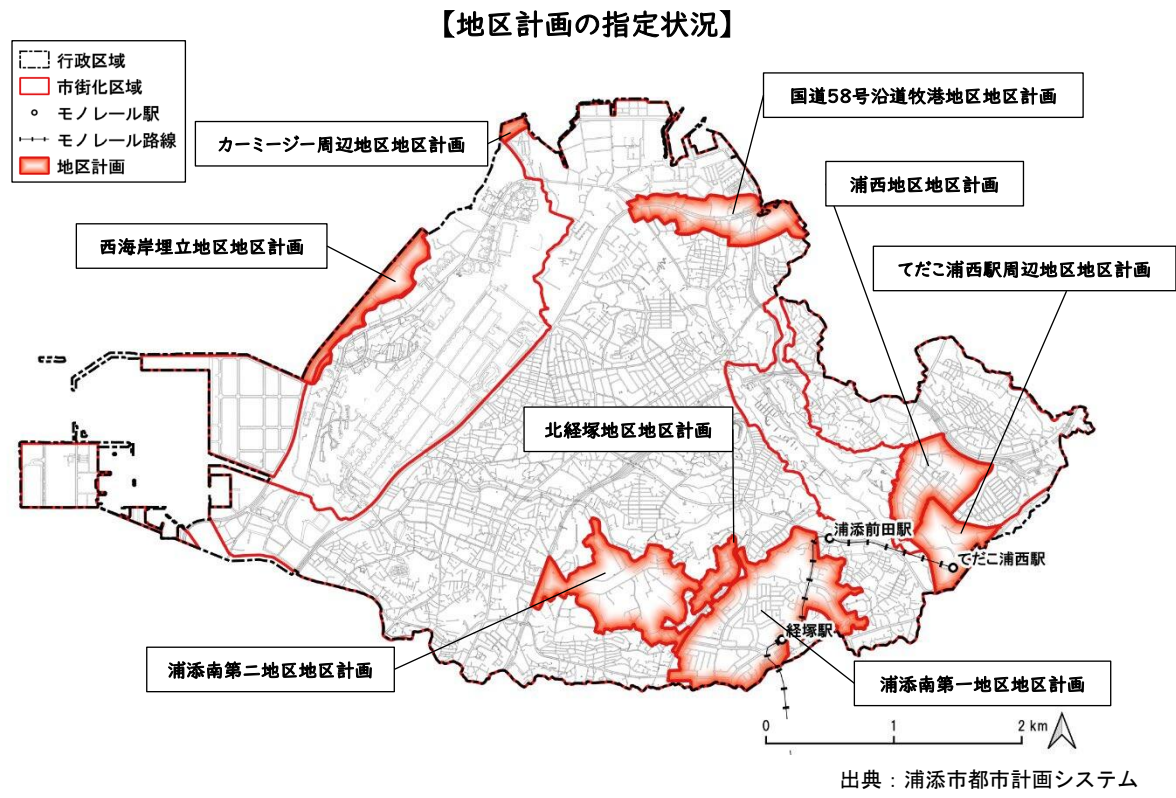
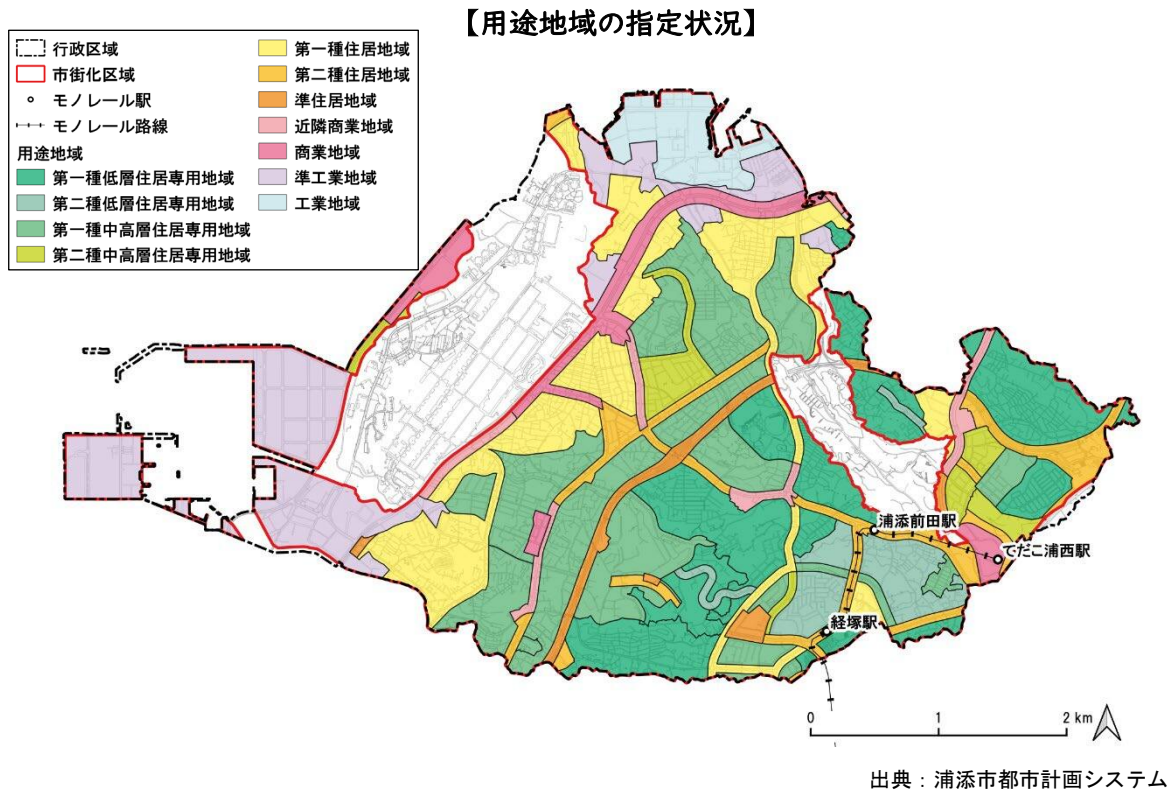
出典：統計うらそえ

(7) 土地利用等の状況

① 用途地域及び地区計画の指定状況

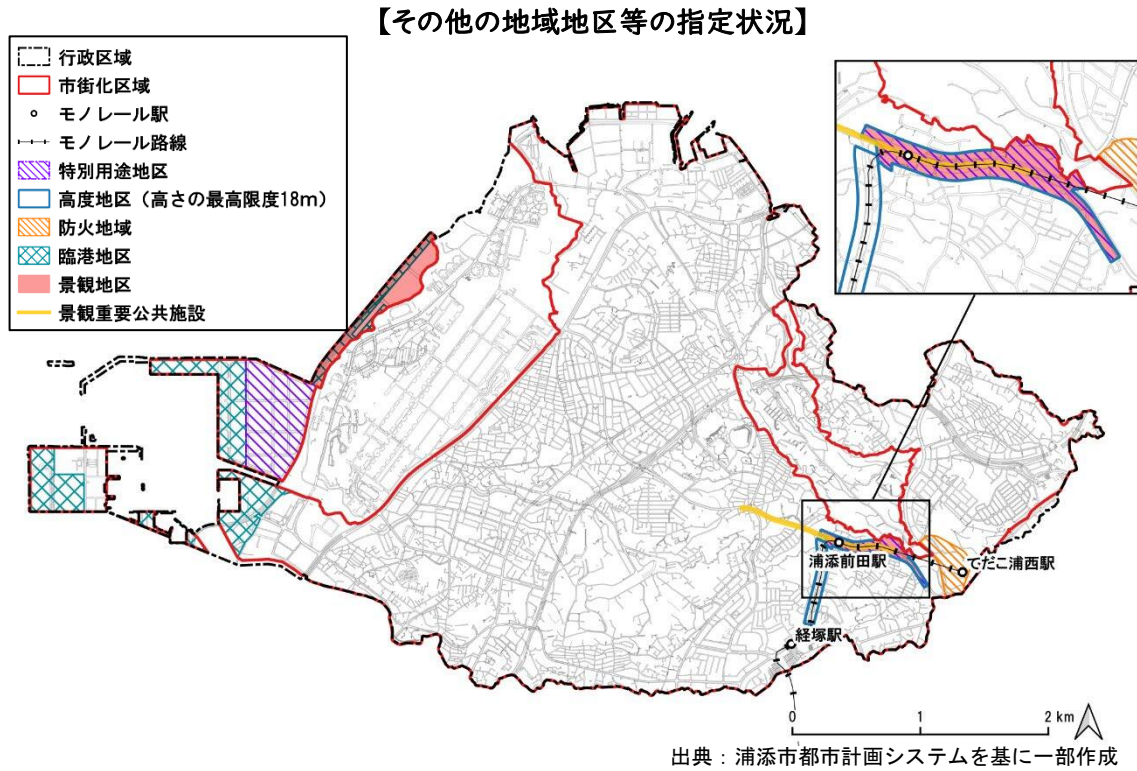
本市では、13種類の用途地域のうち11種類を指定しており、住居系用途地域を主とする中、国道沿道やてだこ浦西駅周辺の交通アクセスのよい場所は商業地域となっている。一方で、埋立地や市域の北部は準工業地域、工業地域に指定している。

また、8地区で地区計画を指定しており、良好な住環境の形成や地域特性に応じた土地利用が進められている。



②その他の地域地区等の指定状況

本市では、用途地域の指定とあわせて、特別用途地区や高度地区、防火地域、臨港地区を指定している。また、景観地区として「県道浦添西原線沿線景観地区」と「西海岸景観地区」を指定するほか、城間前田線の一部を景観重要公共施設に指定しており、本市の良好な景観形成を図っている。



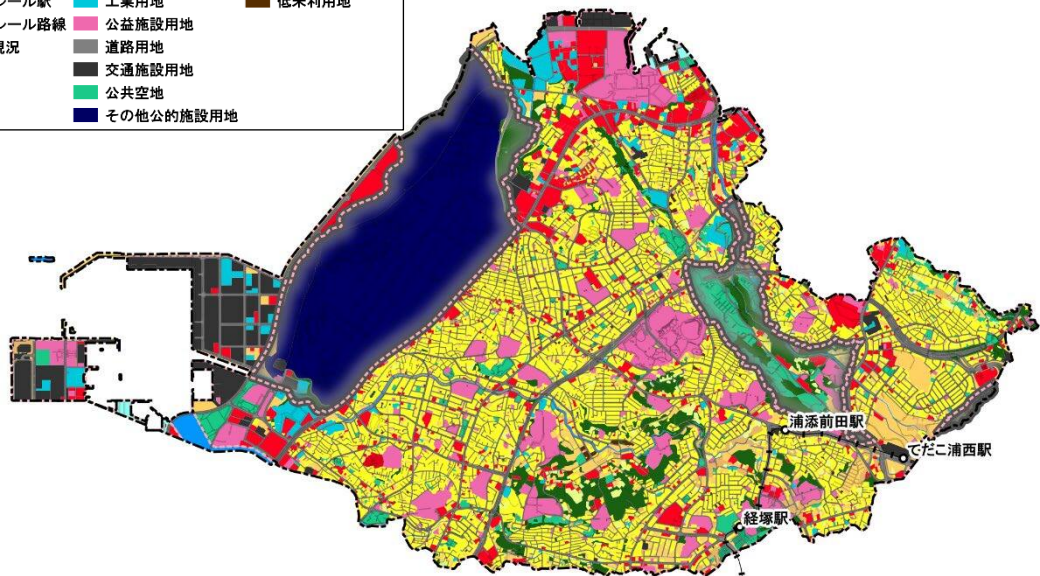
③土地利用・建物利用の現況

農地等の自然的土地利用の割合は低く、市域の80%以上が都市的土地利用となっており、本市の貴重な自然資源でもある公園や緑地は市域にまとまって整備されているものの、市街地内には少ない状況である。

建物利用現況では、商業施設は市域に満遍なく立地しており、特に国道58号沿線での立地が多い状況である。また、住宅の立地状況をみると、城間や屋富祖等に集中して立地しており、昭和45年(1970年)以前に建てられた建物が集積する密集市街地となっている。

【土地利用現況】

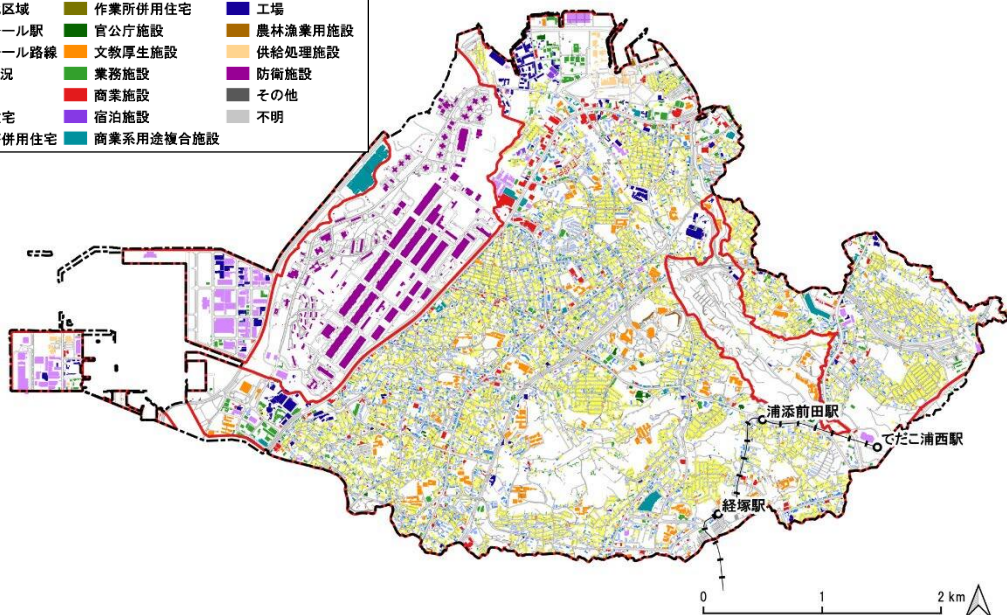
行政区域	その他自然地	農林漁業施設用地
市街化区域	住宅用地	その他空地
市街化調整区域	商業用地	不明
モノレール駅	工業用地	低未利用地
モノレール路線	公益施設用地	
土地利用現況	道路用地	
畑	交通施設用地	
山林	公共空地	
水面	その他公的施設用地	



土地利用分類	自然的土地利用				都市的土地利用											低未利用地	不明	合計	
	農地	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他公的施設用地	その他空地					
面積	25.0	120.2	17.5	35.3	198.0	503.6	153.4	47.8	4.3	169.0	299.9	81.2	81.0	273.6	124.4	1,738.2	6.1	1.7	1,944.0
%	1.3	6.2	0.9	1.8	10.2	25.9	7.9	2.5	0.2	8.7	15.4	4.2	4.2	14.1	6.4	89.4	0.3	0.1	100.0

【建物利用現況】

行政区域	店舗等併用共同住宅	運輸倉庫施設
市街化区域	作業併用住宅	工場
モノレール駅	官庁施設	農林漁業施設
モノレール路線	文教厚生施設	供給処理施設
建物利用現況	業務施設	防衛施設
住宅	商業施設	その他
共同住宅	宿泊施設	不明
店舗等併用住宅	商業系用途複合施設	



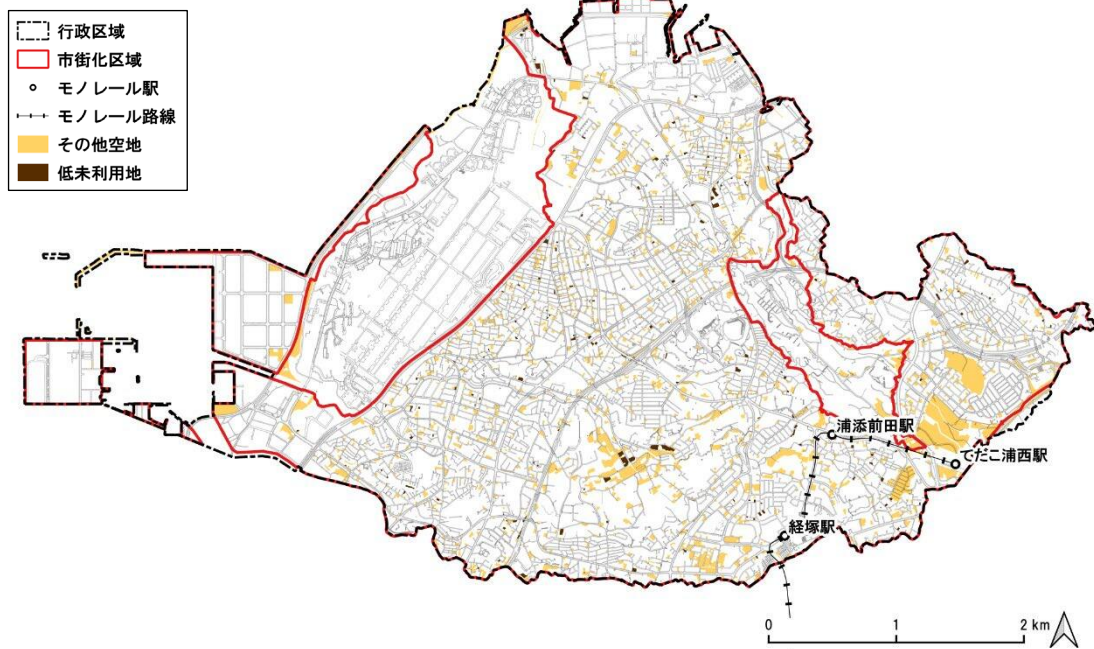
出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

④空地等の低未利用地の状況

土地区画整理事業施行中の区域内や港湾区域と隣接した沿岸部にまとまった空地等がみられる。また、城間や屋富祖等の既存市街地内に点在して空地等がみられる。

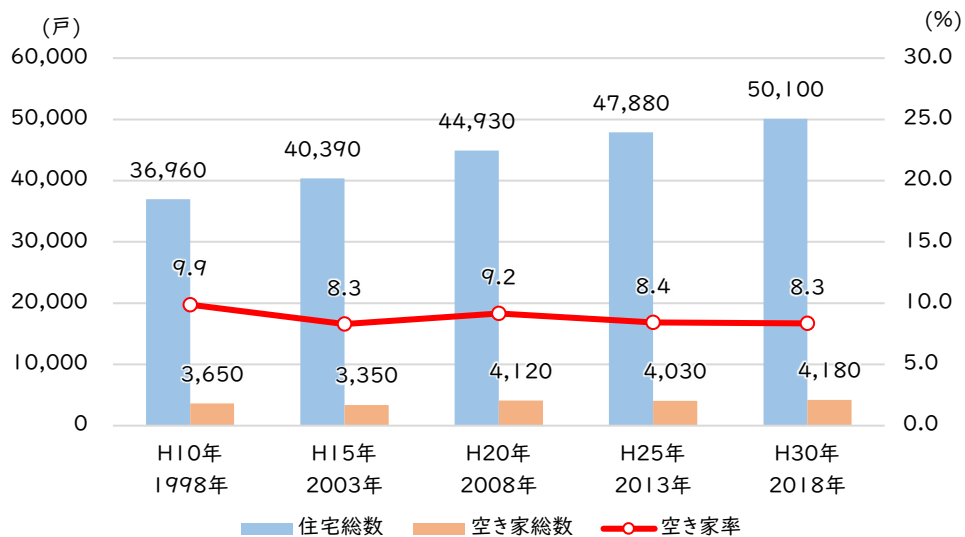
本市の空き家総数は平成15年(2003年)から平成20年(2008年)にかけて700戸以上増加しており、その後は概ね横ばいで推移している。

【空地等の低未利用地の状況】



出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

【空き家の推移】

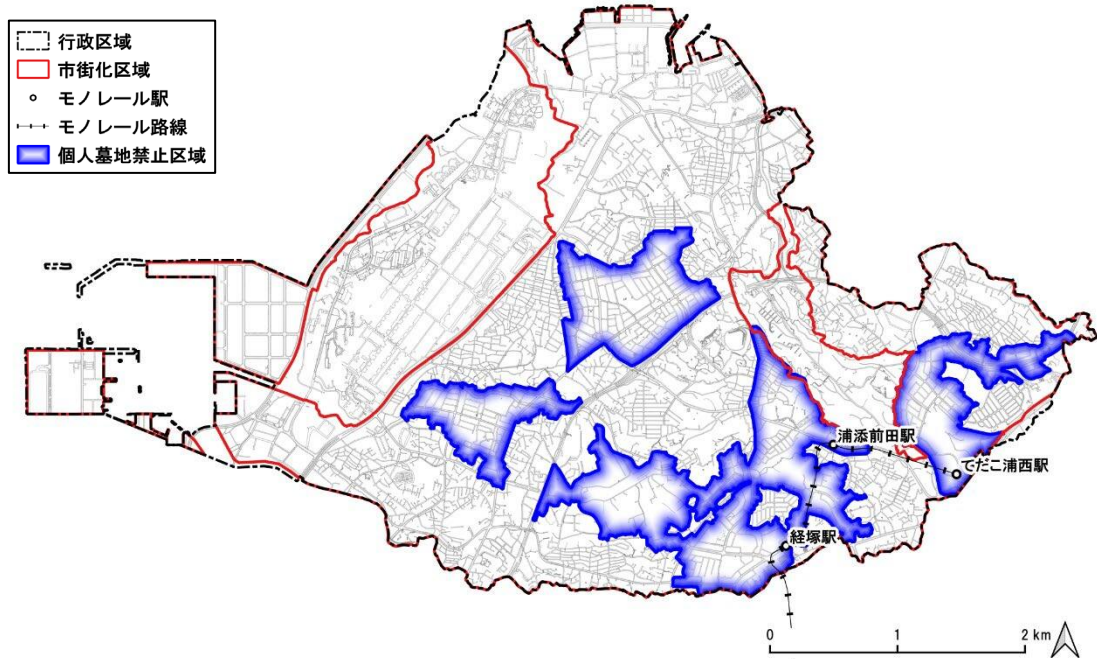


出典：住宅土地統計調査

⑤個人墓地禁止区域の指定状況

本市では、無秩序な個人墓地の立地が進み、住宅と墓地が混在する市街地が形成されていること等を踏まえ、土地区画整理事業地区や景観計画等関連地区等、良好なまちづくりを推進する地区を対象に個人墓地禁止区域を指定している。

【個人墓地禁止区域の指定状況】



出典：浦添市墓地基本計画を基に作成

(8) 都市基盤の状況

① 都市計画道路の整備状況

本市の東西軸である城間前田線の一部区間や宜野湾市から伸びる浦添北道路等が事業中区間となっている。

また、牧港線や屋富祖城間線、城間前田線の一部区間が計画決定区間となっている。

【都市計画道路の整備状況】

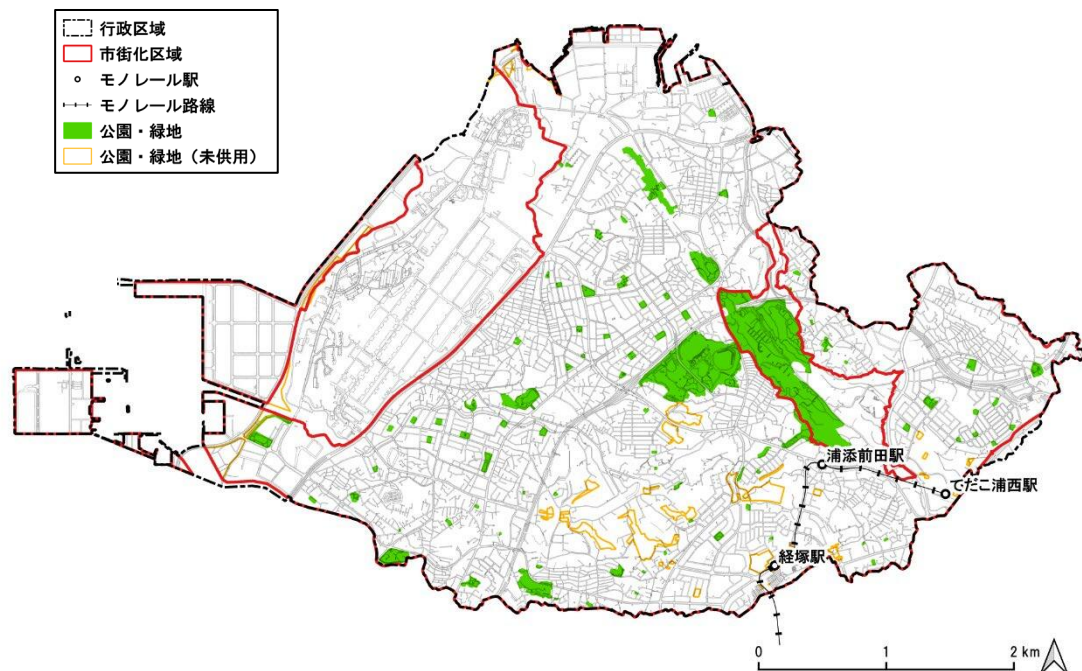


出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査を基に令和6年時点へ更新

② 公園・緑地の整備状況

公園・緑地は市内に点在して整備されており、現在、土地区画整理事業が施行中である地区等において、公園・緑地が未供用となっている状況である。

【公園・緑地広場の整備状況】

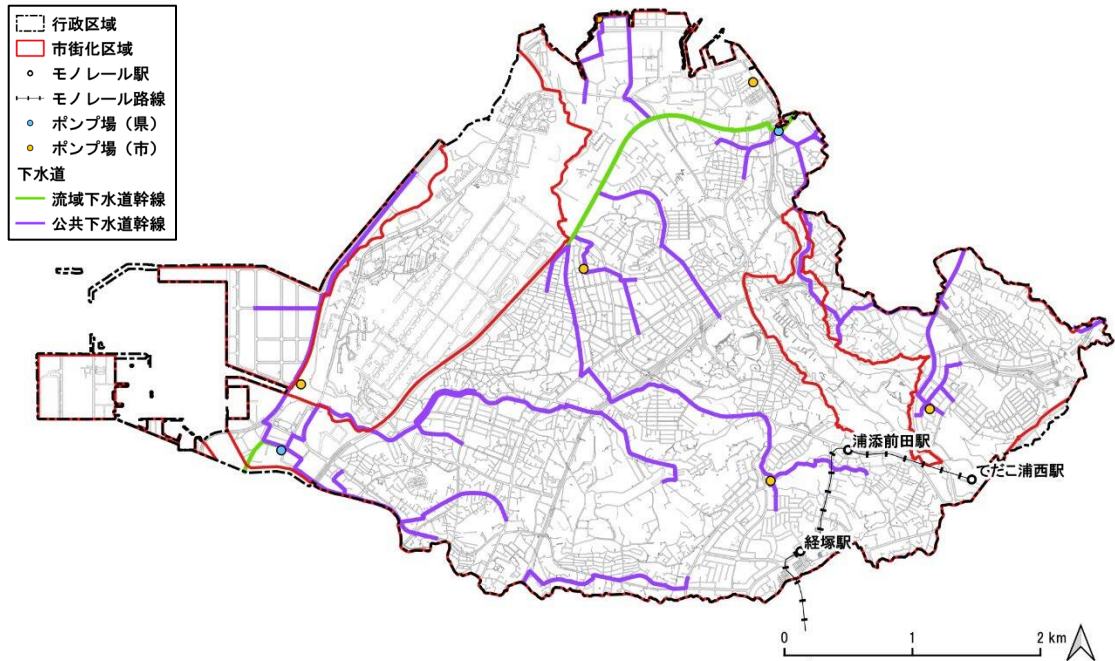


出典：浦添市緑の基本計画【改定版】ティーダヌファみどり計画

③ 下水道の整備状況

下水道の普及率は97.1%（令和5年度）となっており、国道58号及び勢理客の一部にて流域下水道幹線、そのほかは公共下水道幹線が整備されている状況である。

【下水道の整備状況】

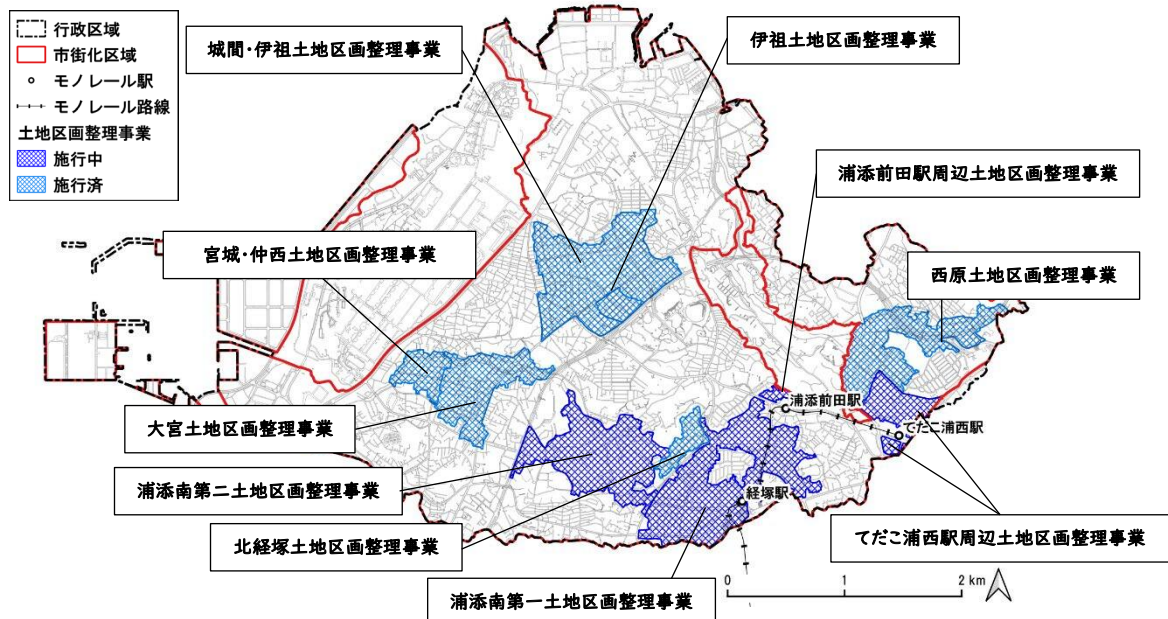


出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

④ 土地区画整理事業の実施状況

土地区画整理事業は主に、国道330号沿線やモノレール駅周辺にて行われており、現在、浦添南第一土地区画整理事業、浦添南第二土地区画整理事業、浦添前田駅周辺土地区画整理事業、てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業の4地区が施行中である。事業の進捗状況は地区によって差がある状況である。

【土地区画整理事業の実施状況】



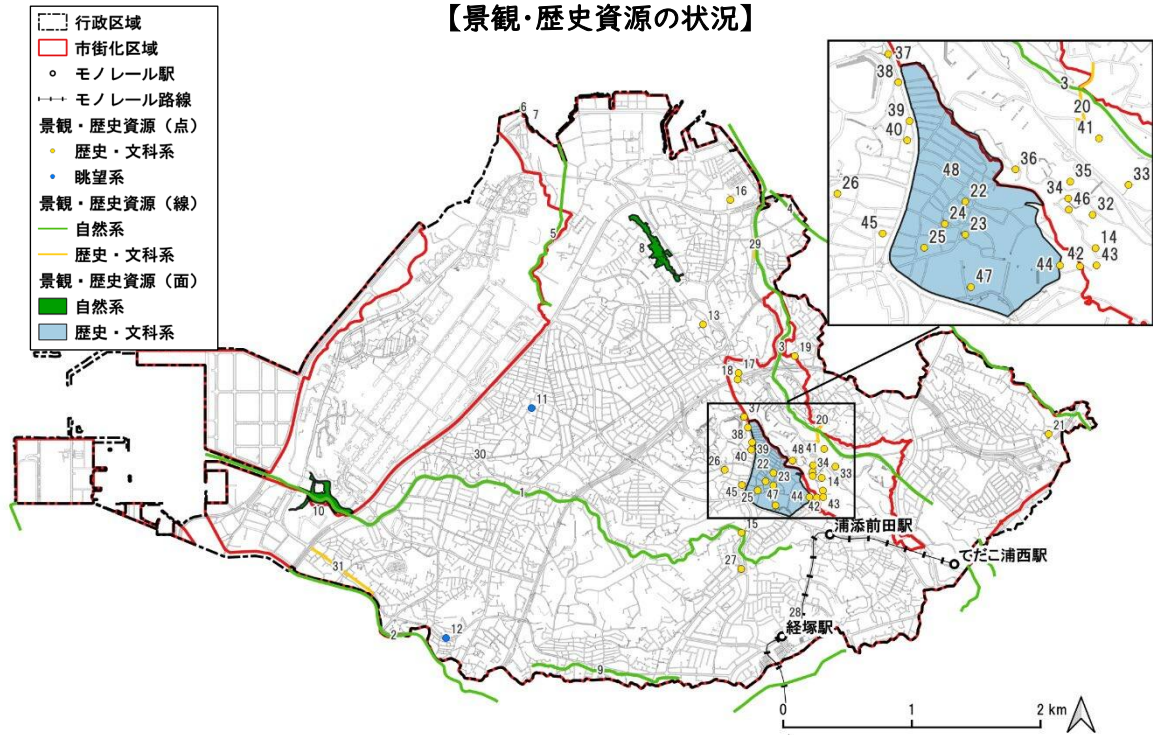
出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

(9) 景観・歴史資源等の状況

① 景観・歴史資源の状況

本市では、地域の良好な景観の保全・創出を重点的・優先的に推進する重点地区として「仲間重点地区」の1地区指定しており、良好な景観形成や保全に努めている。

景観・歴史資源は「自然系」、「歴史・文科系」、「眺望系」で分類され、歴史・文科系資源は特に浦添大公園周辺に集中しており、国の史跡に指定された「浦添城跡」等があり、本市の中でも特に歴史文化が深い地域であることが窺える。



図面番号	景観・歴史資源	資源の種類
1	小湾川	自然系
2	安謝川	
3	牧港川	
4	宇地泊川(比屋良川)	
5	シリソ川	
6	カーミージー	
7	里浜	
8	牧港緑地	
9	沢岷川	
10	小湾川及び河口部の緑地	
11	屋富祖の御願所のガジュマル	眺望系
12	内間の大アカギ	
13	伊祖城跡	歴史・文科系
14	浦添城跡	
15	中頭方西海道(安波茶橋)	
16	牧港テラブのガマ	
17	伊祖の高御墓	
18	浦添貝塚	
19	チヂフチャー洞穴遺跡	
20	普天満参詣道(当山の石畳道)	
21	西原東ガー	
22	クバサーヌ御嶽	
23	仲間樋川	
24	仲間ンティラ	

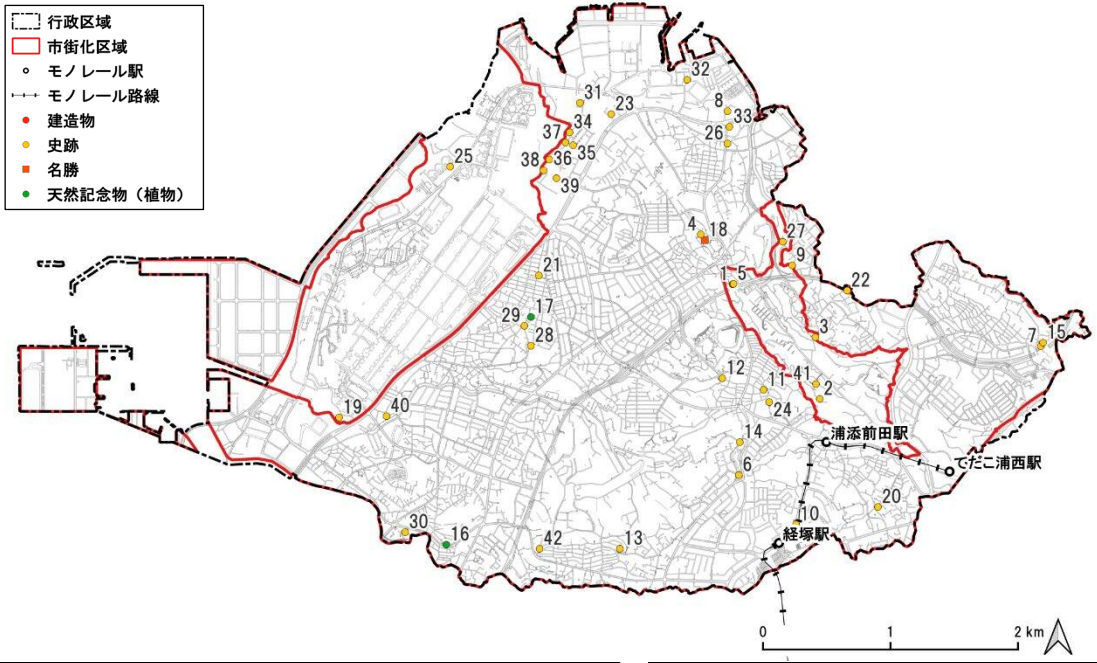
図面番号	景観・歴史資源	資源の種類
25	地頭火又神	歴史・文科系
26	安波茶樋川	
27	経塚の碑	
28	玉城朝薫の墓	
29	牧港壁画	
30	宮城スーヅガー	
31	勢理客シーサー通り	
32	浦添ようどれ	
33	ウフカー	
34	暗しん御門	
35	極楽寺跡	
36	ウィーヤマ	
37	樋口カー	
38	アトガー	
39	カーグアー	
40	ノロガー	
41	当山ガー	
42	カラウカー	
43	カガンウカー	
44	ユムチガー(アガリガー)	
45	犬ガー	
46	伊波普猷の墓	
47	龍福寺跡	
48	景観まちづくり仲間重点地区	

出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

②文化財の分布状況

本市の文化財は、有形文化財と記念物に分類されており、市域全体に広く分布している。特に浦添大公園には、「浦添城跡」や「普天満参詣道(当山の石畳道)」等の史跡が所在しており、本市の歴史文化を象徴するエリアとなっている。

【文化財の分布状況】



図面番号	分類	細分類	指定主体	指定年月日	名称
1	有形文化財	建造物	県	S47.2.25	伊祖の高御墓
2	記念物	史跡	国	H1.8.11	浦添城跡
3			国	H24.9.19	普天満参詣道(当山の石畳道)
4			県	S36.6.15	伊祖城跡
5			県	S47.2.25	浦添貝塚
6			市	S56.3.2	経塚の碑
7			市	S56.3.2	西原東ガー
8			市	S61.3.30	牧港テラブのガマ
9			市	S61.3.30	チヅフチャー洞穴遺跡
10			市	H7.8.8	玉城朝薫の墓(邊土名家の墓)
11			市	H14.3.1	仲間拜所群(仲間樋川・地頭火又神・クバサー又御嶽・仲間ンティラ)
12			市	H14.3.1	安波茶樋川
13			市	H20.3.3	浦添御殿の墓
14			市	H17.10.7	中頭方西海道(安波茶樋)
15			市	H18.12.19	西原洗濯ガー
16			天然記念物(植物)	市	S56.3.2
17		市	H11.3.5	屋富祖の御願所ガジュマル	
18		名勝	国	H30.10.15	アマミクヌムイ

図面番号	分類	細分類	名称
19	記念物	史跡	グスクジョー
20			ジングスク
21			コウグスク
22			当山洞穴遺跡
23			港川越地原遺跡
24			浦添原遺跡
25			嘉門貝塚
26			牧港貝塚
27			真久原遺跡
28			親富祖遺跡
29			第2親富祖遺跡
30			内間遺跡
31			横竹貝塚
32			牧港第二貝塚
33			牧港遺跡
34			港川貝塚
35			下港川貝塚
36			城間第一洞穴
37			第二下港川貝塚
38			城間第二洞穴遺跡
39			城間第三洞穴遺跡
40			仲西貝塚
41			当山東原遺跡
42			沢岬遺跡

出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

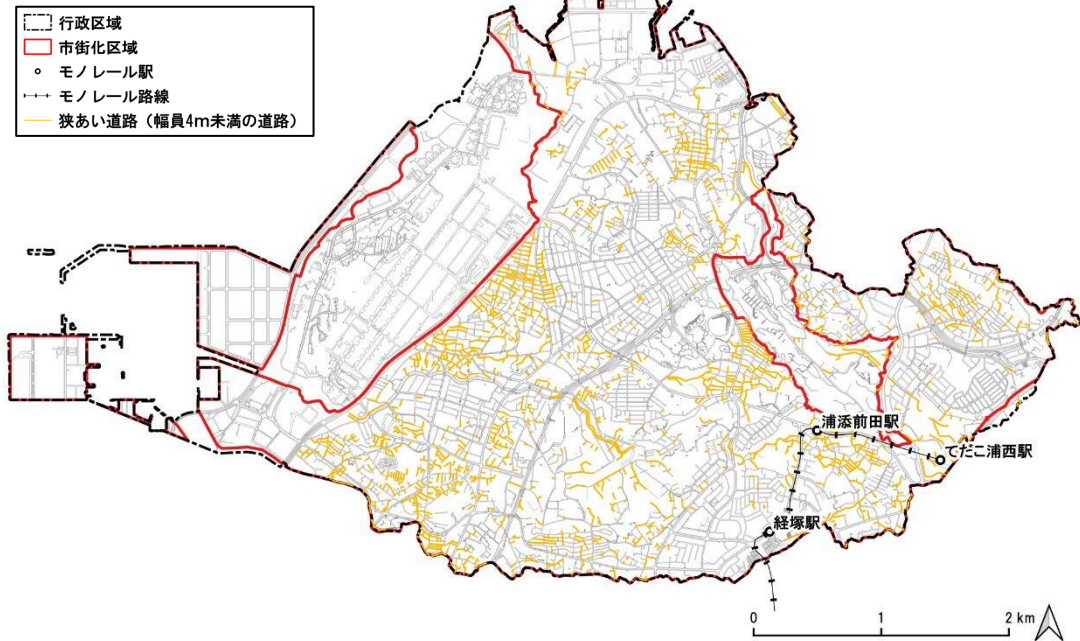
(10) 道路・交通の状況

①狭あい道路の状況

本市において狭あい道路は多く存在しており、特に城間、屋富祖、勢理客、内間周辺等の住宅地に集中している。

一方で、西原、伊祖、経塚駅周辺にはほとんど存在していない状況である。

【狭あい道路の状況】

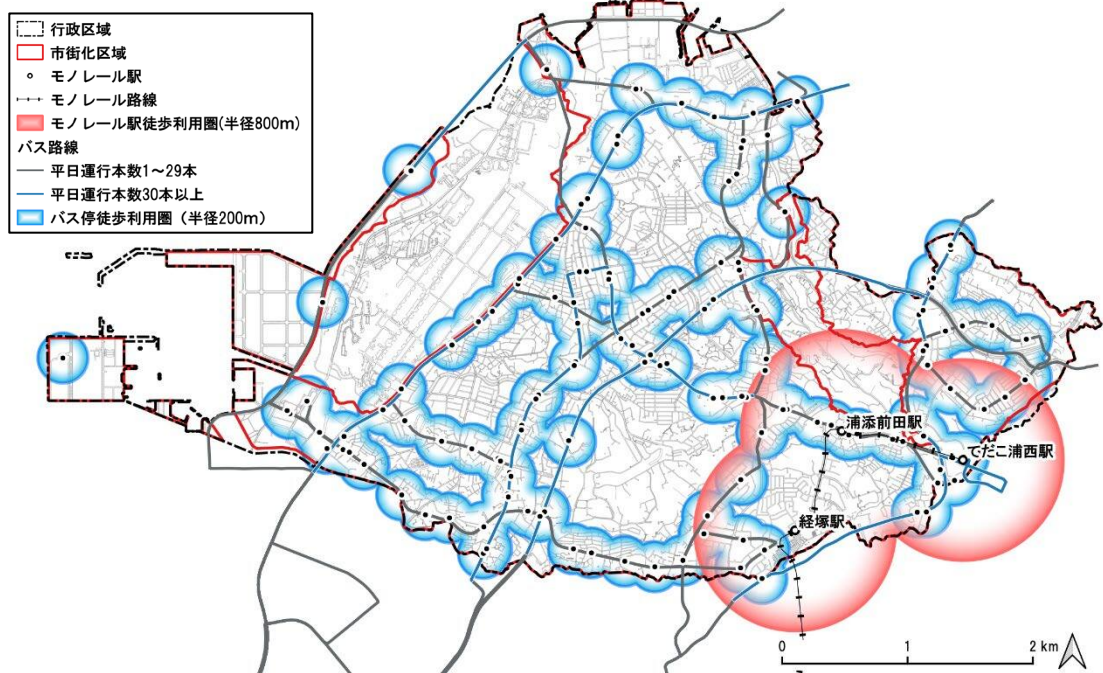


出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

②公共交通網の状況

公共交通網は市街化区域内を概ねカバーしているが、沢岬や安波茶、伊祖、港川、当山等の一部地域にて、モノレールとバスともに徒歩利用圏外となっており、公共交通が利用しにくい状況である。

【公共交通網の状況】



出典：浦添市地域公共交通計画データ

③ 駅別乗客数の状況

令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけてはコロナ禍の影響もあり、乗客数は減少しているが、近年は増加傾向にあり、直近の令和5年度(2023年度)と令和元年度(2019年度)を比較すると、浦添前田駅と経塚駅では約30%、てだこ浦西駅では約55%乗客数が増加している。

【駅別乗客数(1日平均)の推移】

モノレール駅	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	R元年度→R5年度の変化		
						増減数(人)	増減率(%)	
ゆいレール	浦添前田駅	548	365	444	612	714	166	30.3%
	経塚駅	640	505	582	703	827	187	29.2%
	てだこ浦西駅	1,308	885	1,112	1,587	2,023	715	54.7%
	合計	2,496	1,755	2,138	2,902	3,564	1,068	42.8%

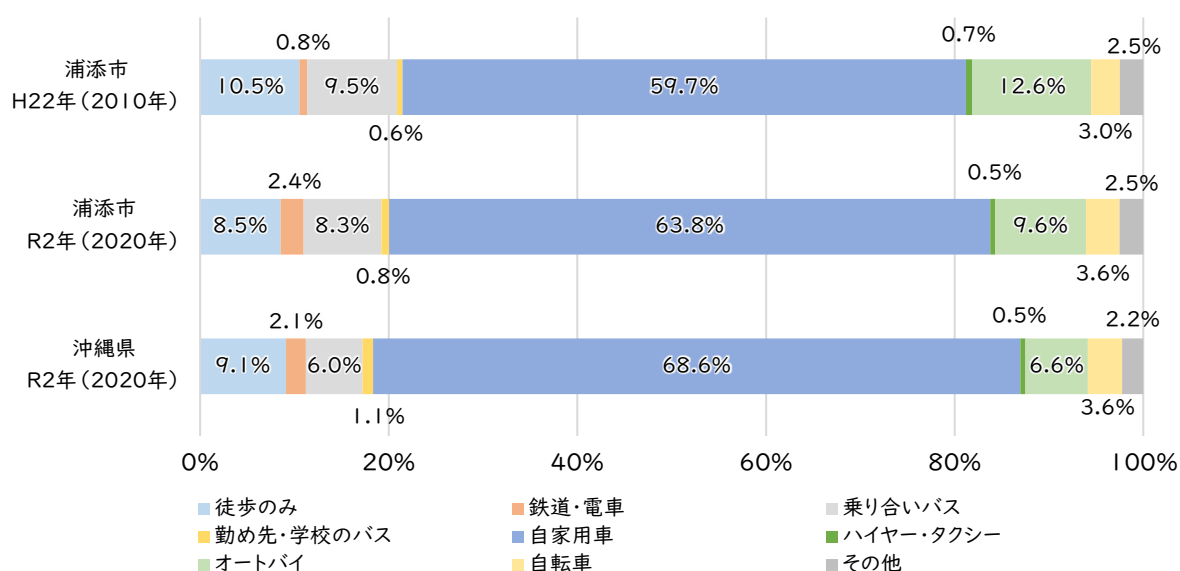
出典：沖縄都市モノレール HP (駅別乗客数)

④ 交通分担率

本市の令和2年(2020年)における、通勤・通学を目的とする交通分担率については、自家用車の割合が63.8%と半数以上を占め、次いでオートバイの分担率が高い状況である。平成22年(2010年)と令和2年(2020年)を比較すると、徒歩のみ、乗り合いバス、オートバイ等の分担率が減少する一方で、鉄道・電車、自家用車の分担率が増加している。中でも、自家用車の分担率の高さや増加している状況は、本市の課題である慢性的な交通渋滞を引き起こす要因の一つと考えられる。

令和2年(2020年)における交通分担率について、本市と沖縄県全体を比較すると、鉄道・電車、乗り合いバス、オートバイ等の分担率が高い状況の中、自家用車の分担率は低くなっている。

【交通分担率】



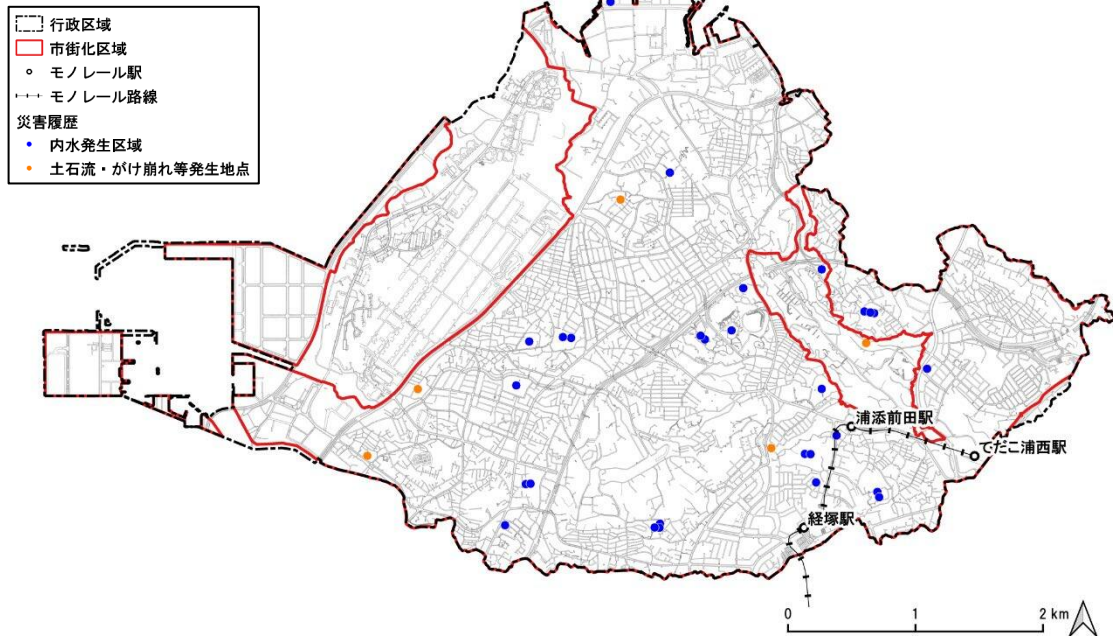
出典：国勢調査

(11) 災害の状況

① 災害履歴

本市では、平成24年(2012年)から令和4年(2022年)にかけて34箇所ですべて災害が発生しており、その内訳は土石流・がけ崩れ等の発生が5箇所、内水の発生が29箇所となっている。

【災害の発生箇所】



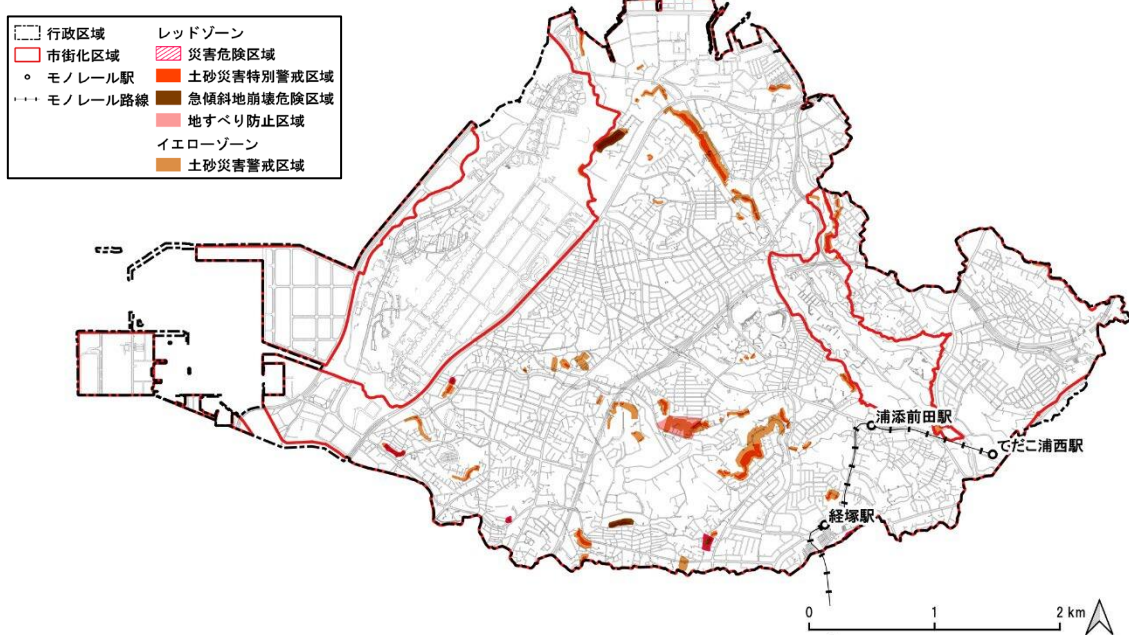
出典：令和4年・令和5年度沖縄県都市計画基礎調査

② 土砂災害等

斜面地等を中心に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等が指定されており、安波茶や経塚の住宅地の一部においても指定されている。

大平周辺では土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域にも指定されている。

【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定状況】

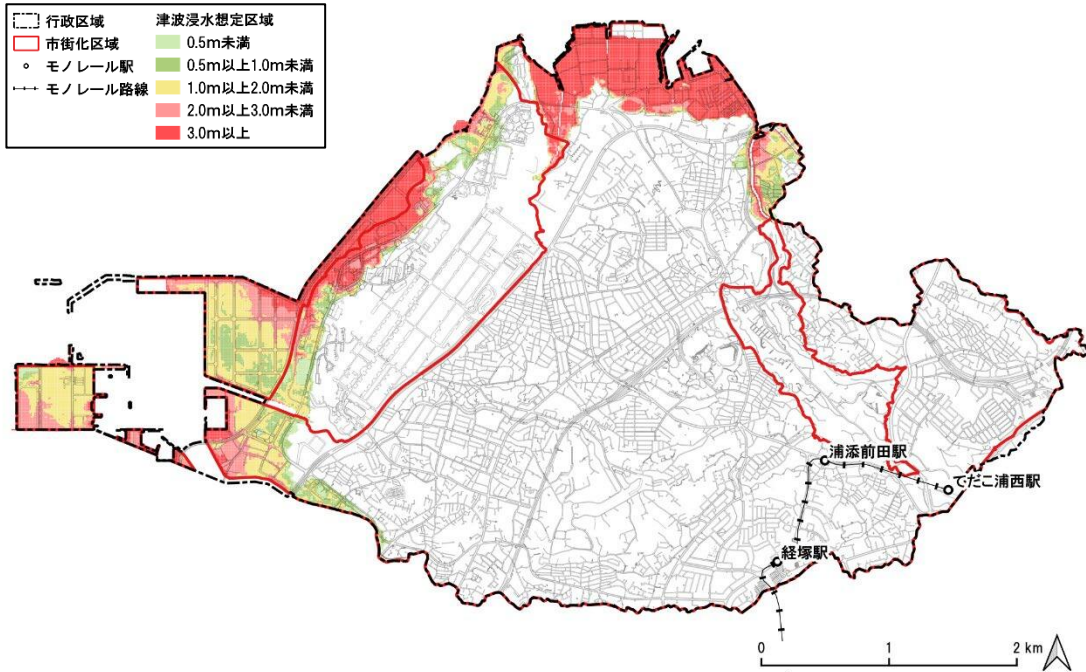


出典：【災害危険区域、地すべり防止区域】国土数値情報
【土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域】沖縄県データ

③津波による浸水の状況

沿岸部を中心に津波浸水想定区域が指定されており、市域北側や西側の沿岸部において、3.0m以上の浸水が想定される区域が広く指定されている。

【津波浸水想定区域の指定状況】

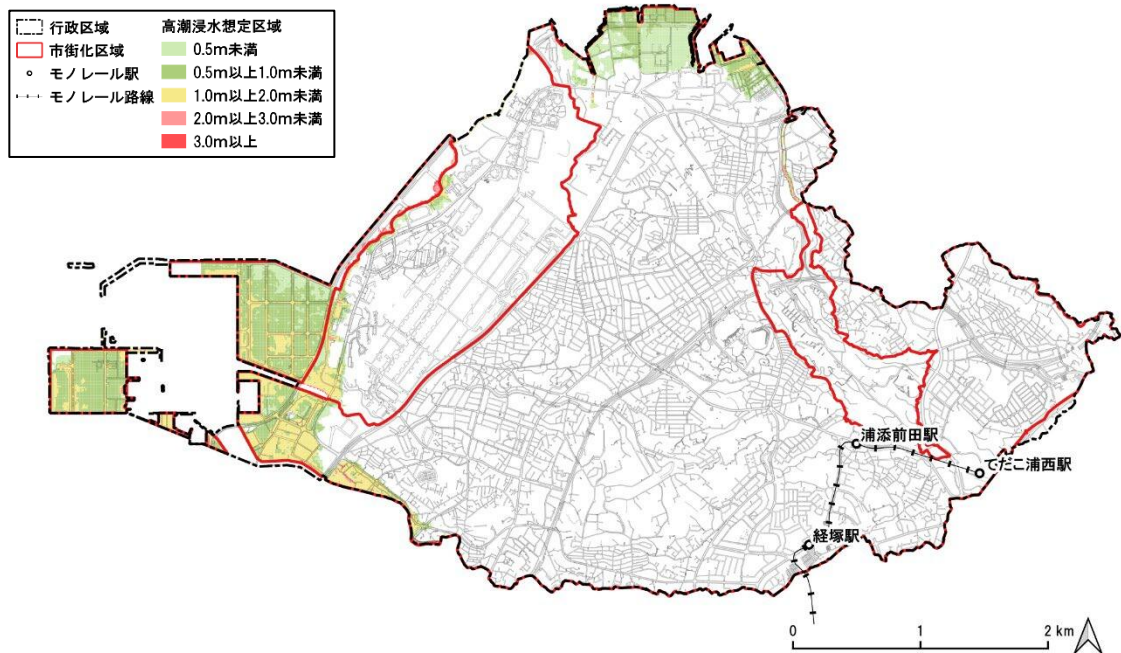


出典：浦添市防災マップ

④高潮による浸水の状況

沿岸部を中心に高潮浸水想定区域が指定されており、西洲や市域北側の沿岸部において、2.0m未満の浸水が想定されている。

【高潮浸水想定区域の指定状況】

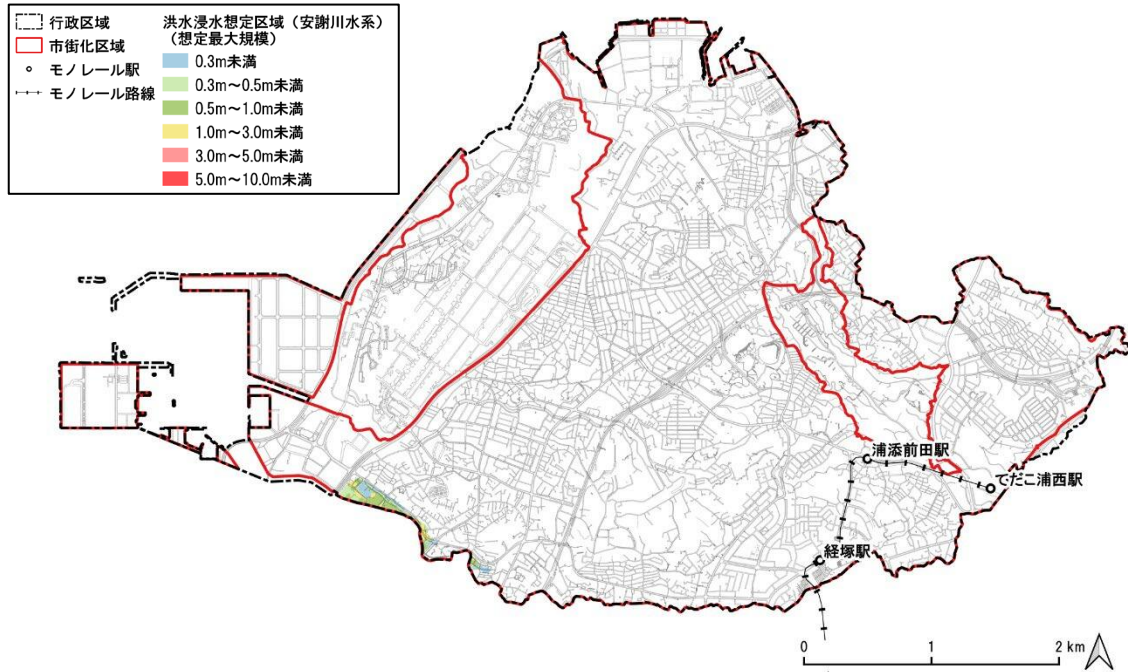


出典：沖縄県地図情報システム

⑤洪水による浸水の状況

安謝川の沿岸部にて洪水浸水想定区域(想定最大規模)が指定されている。
なお、本市には計画規模降雨による洪水浸水想定区域は指定されていない。

【洪水浸水想定区域(安謝川水系(想定最大規模))の指定状況】



出典：沖縄県地図情報システム(安謝川水系)

※内水氾濫については、雨水出水浸水想定区域図作成(令和8年3月予定)後、次改訂の際に追加で分析を行う。

5 浦添市の現況を踏まえた都市づくりの課題

前述の現況を踏まえ、まちづくりの部門別に対応すべき課題を以下に示す。

本市の現状		まちづくり部門別の課題
地形・水系 ・県都那覇市に隣接し、西海岸に面する ・東から西にかけて緩やかに傾斜し台地・段丘に二分	土地利用・市街地整備 ・住宅・商業・業務等の混在型市街地が形成 ・土地利用の規制・誘導と実態（建替え希望や施設立地のニーズ等）の乖離 ・都市機能は市全体に満遍なく立地 ・牧港補給地区の返還見通しが示されている ・土地区画整理事業の遅延 ・個人墓地禁止区域の指定 ・密集市街地の存在 ・土地区画整理事業施行中の区域内や海岸部における低未利用地の存在 ・昭和45年以前の既成市街地等における建築物の老朽化	まちづくり部門別の課題 ● コンパクトな市街地の形成 ● 計画的な土地の複合利用の誘導 ● 屋富祖中心市街地の活性化 ● 地区状況及び将来を見据えた土地利用の規制と誘導 ● 拠点にあわせた都市機能の誘導と強化 ● 牧港補給地区跡地利用の推進及び返還に向けた埋蔵文化財発掘調査の対応 ● 那覇港港湾計画に基づく西海岸開発の推進 ● 土地区画整理事業の早期完了 ● 個人墓地禁止区域の拡大 ● 密集市街地の改善 ● 低未利用地の活用推進 ● 老朽化した市営住宅等の更新
人口特性 ・現在は増加傾向にあるが、R7年をピークに減少予測 ・人口密度は、牧港及びモノレール沿線地域（西原、前田、経塚）で増加 ・少子高齢化の進展	都市基盤 ・東西軸が脆弱 ・慢性的な交通渋滞 ・交通不便地域の存在 ・自転車や歩行者の通行環境が整っていない ・水道は普及率100%の施設整備を達成 ・下水道は普及率97.1%（令和5年度）	● 広域的な道路交通網の整備促進 ● 都市計画道路の早期整備 ● 誰もが移動しやすい公共交通網及び交通結節点の充実 ● 自転車や歩行者が安全・快適に通行可能な環境形成 ● 狭あいな生活道路や袋小路の解消 ● 下水道接続の促進 ● 老朽化した施設の更新
産業特性 ・農業は農家数が減少傾向、経営耕地面積は近年、増加傾向 ・漁業は経営体数、漁獲高ともに近年、増加傾向 ・商業は店舗数は減少傾向にあり、販売額は近年、増加傾向 ・工業は事業所数がほぼ横ばいで推移、製造品出荷額は減少傾向	都市環境 ・貴重な自然環境であるイノーが残っている ・身近に水辺を感じられる空間が乏しい ・市街地内にみどりが不足 ・浦添運動公園及びカルチャーパークが市中心部に存在し市民に親しまれている ・景観地区指定等景観まちづくりが盛ん ・琉球王国を生み出した浦添の歴史と文化を市民に広く伝えるまでには至っていない	● 緑地、河川、海浜等自然環境の保全と再生 ● 循環型低炭素社会の構築 ● 河川における親水空間の創出と充実 ● 都市のみどりの確保と質の向上 ● 市民の憩いの場として公園・緑地の整備推進 ● 防災機能、レクリエーション機能等公園の質向上 ● 歴史文化を活かした景観形成とまちづくりの推進 ● ウォーターフロントの景観創出 ● 良好な沿道景観の形成 ● 地域の歴史・伝統文化に親しむ機会の充実 ● 文化発信の機能強化 ● 浦添城跡等の整備推進
	防災・減災 ・自然災害による被害の増加 ・宅地化の進捗に伴う雨水量の増大 ・災害ハザードエリア内における居住地の存在	● 津波や土砂災害等への対策 ● 河川周辺の市街地における雨水対策 ● 災害時の円滑な避難に資する取組の推進
	福祉 ・高齢者の増加 ・子育て世代の市内への転入増加 ・在留外国人の増加	● 高齢化に対応したまちづくりの推進 ● 子育て世代が安心して暮らせるまちづくりの推進 ● 多様な人々の暮らしを支えるコミュニティの醸成



都市の目標

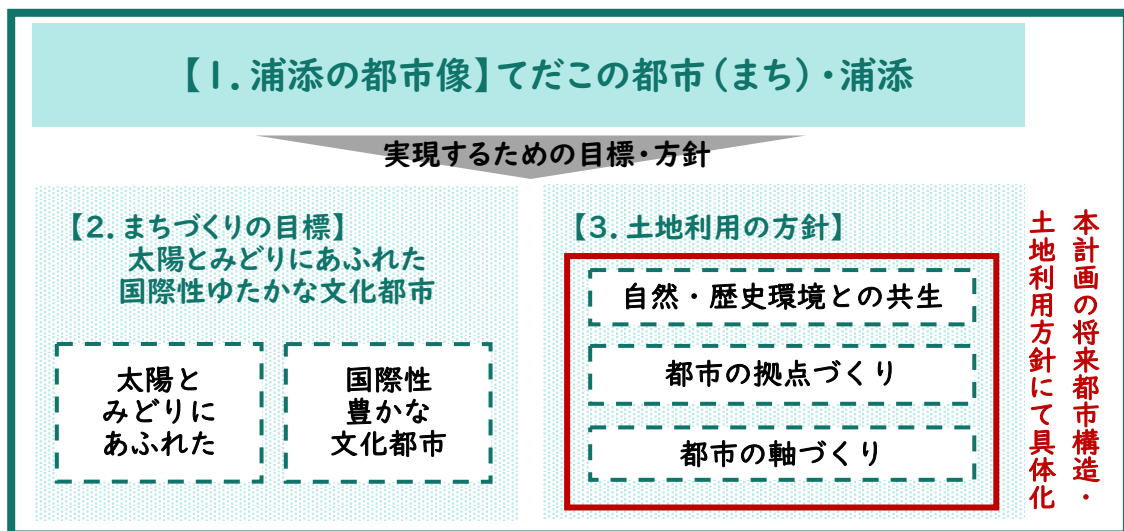
- 1 浦添の都市像
- 2 まちづくりの目標
- 3 土地利用の方針
- 4 まちづくりの方向
- 5 社会動向等
- 6 都市づくりの目標
- 7 目標年次及び人口フレーム
- 8 将来都市構造

第2章 都市の目標

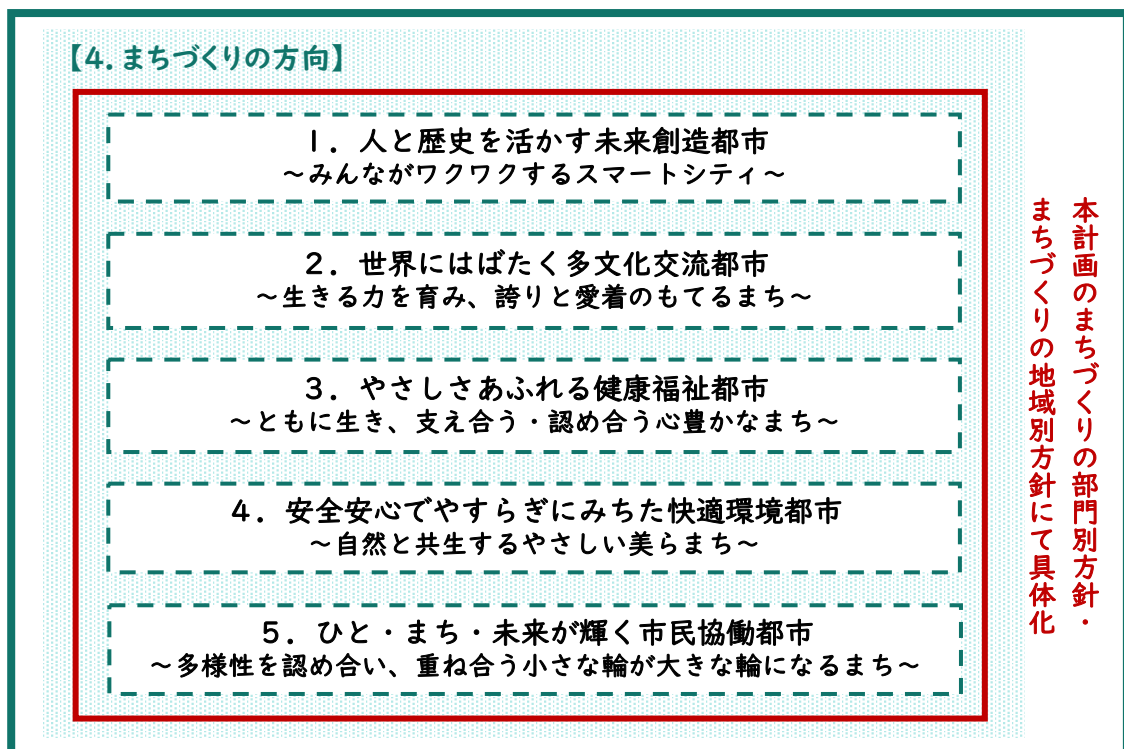
第五次浦添市総合計画（以下「総合計画」という）では、「安全・安心を実現するための変化や対応」、「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」、「デジタル社会の形成に向けた取り組み」、「米軍施設の返還と跡地活用」等の時代の潮流を踏まえ、本市の目指す姿を「都市像」として設定し、実現に向けた「まちづくりの目標」、「土地利用の方針」として定めるとともに、それらに基づく「まちづくりの方向」が示されている。

本計画の策定にあたっては、総合計画等の上位計画に即して定めることとされていることから、これらの考え方を踏まえ、将来都市構造やまちづくり部門別方針等を検討する。

【総合計画の体系と本計画にて具体化する事項】



上記に基づく方向性



てだこの都市(まち)・浦添

「てだこ」とは、英祖王の神号「英祖日子(えそのてだこ)」にちなんだものです。英祖王は、かつて牧港という天然の良港を拠点に、海外との貿易を通じ、いち早く新しい文化を取り入れ、国を開き、治め、栄えたことから「国王の生まれ出ずる国」と古謡オモロでうたわれるほどに浦添の名を高めた人物です。

私たちは、英祖王のすぐれた実績を学ぶとともに、すべての市民の人間としての幸せを願い、永遠なる発展力を保持していきたいと願います。そのような願いをこめて、私たちは浦添の都市像を“てだこの都市(まち)・浦添”と呼ぶことにします。

“てだこの都市(まち)・浦添”それは、私たちのめざす理想の都市像です。

私たちは、その姿を実現していくために、「人間尊重」・「自立」・「平和」をまちづくりの基本理念とします。

そして、新たな息吹を吸収しつつ、市民一人ひとりが手を取りあい、地域に対する誇りと地域を愛する心を育み、自然の摂理と個性ある歴史・文化を活かし、生きとし生けるものと共生した、平和で豊かな住みよいまちづくりを進めます。

太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市

太陽とみどりに
あふれた

- ◆すべての市民が太陽(ティーンダ)のようにいきいきと輝く
- ◆豊かな自然(緑と水)と歴史・文化を大切に守り・活かした住みよいまち

国際性豊かな
文化都市

- ◆世界に開かれた活力と創造性豊かなまち

自然・歴史環境との共生

私たちは、自然と歴史を守り育て、環境と共生するまちづくりを進めるため、都市に潤いと安らぎを与えるクサティ森(ムイ)や、西海岸の里浜、牧港川、小湾川などの自然・歴史資産の保全・回復・創出に努めるとともに、これらを活かした計画的な土地利用を図ります。

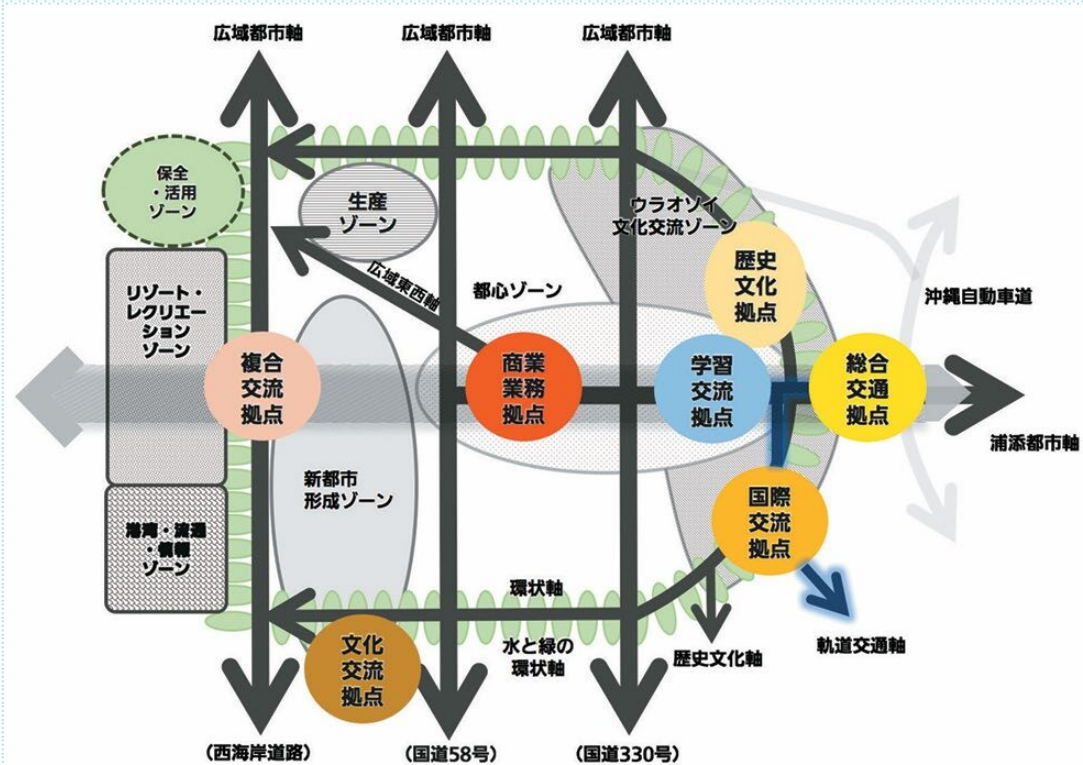
都市の拠点づくり

浦添市は、本県中南部都市圏の中核都市として、経済や文化・交流などの舞台づくりが進むなかで、伝統文化と新たな市民文化が融和し、未来へ息吹が感じられる個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるため、各地域の特性と可能性を活かした都市拠点を形成します。

都市の軸づくり

中南部都市圏の広域都市軸と、無限の可能性を秘めた西海岸地区やウラオソイ文化交流ゾーンなどの多様な都市機能のネットワーク化を図り、「てだこ都市文化」を発信することによって、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添都市軸を形成します。

【都市空間図】



4 まちづくりの方向

01

はじめに

02

都市の目標

03

まちづくり部門別方針

04

まちづくり地域別方針

05

計画の実現に向けて

1. 人と歴史を活かす未来創造都市 ～みんながワクワクするスマートシティ～

- ◆市民生活を支える産業の振興と雇用・労働環境の充実を図りつつ、地域の歴史・文化・芸能の保存と活用に資する観光との融合も進めながら、それらを支える都市基盤の充実も図り、西海岸地域をはじめ、本市の有する資源と可能性を活かした、物流・生産・産業交流などの経済活動が展開される、“人と歴史を活かす未来創造都市”をめざします。

2. 世界にはばたく多文化交流都市 ～生きる力を育み、誇りと愛着のもてるまち～

- ◆まちづくりの主役である市民の明るい未来を展望し、市民や事業者、様々な機関・団体などが連携しながら、地域全体で学び育ちあう教育協働を進め、自らの地域の歴史・文化・平和への深い認識と、国際的な広い視野をもち、主体的な交流と活動の和を広げていく、“世界にはばたく多文化交流都市”をめざします。

3. やさしさあふれる健康福祉都市 ～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち～

- ◆保健・医療・福祉・介護・予防・生活支援などのサービスの充実と、自助、互助、共助、公助の連携によって、生活全般にわたる環境の整備が行き届いた、誰もが安心して健やかに、夢をもって暮らし続けることのできる世界報（ゆがふ）社会（ゆー）、“やさしさあふれる健康福祉都市”をめざします。

4. 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしい美らまち～

- ◆安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境をつくり、世代をこえてその恩恵を安定して享受することができるよう、私たちが住み、働き、憩い、学んでいる身近なところから、“安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市”をめざします。

5. ひと・まち・未来が輝く市民協働都市 ～多様性を認め合い、重ね合う小さな輪が大きな輪になるまち～

- ◆まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業など）と行政の協働体制を確立し、課題解決の小さな輪を重ね合うことで、連携する仲間と大きな輪となって、地域の価値の創造につなげるとともに、多様性を認め合う社会をめざします。
- ◆また、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、まちづくり協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざします。

5 社会動向等

(1) 世の中の大きな動き

■大規模な自然災害の頻発(東日本大震災、熊本地震等)

頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、災害ハザードエリアにおける開発の抑制や移転の促進を図るとともに、防災・減災に資するハード・ソフト両面からの取組を進めることが求められている。

■国勢調査開始以降初めて全国人口が減少に転じる(平成27年)

我が国では、平成20年度(2008年度)をピークに人口減少の局面に入り、今後も人口減少が予測されるとともに、さらに高齢化率は上昇を続ける等、少子高齢化が進行することが予測される。

こうした人口減少や少子高齢化は、労働力の低下や医療・介護の需要の増加、地域コミュニティの希薄化に伴う高齢者世帯・子育て世帯の孤立等を引き起こすことが懸念される。

■都市農地の位置付けの変化(都市にあるべきもの)

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、国は「都市農業振興基本法」を平成27年(2015年)4月に施行している。

また、翌年5月には都市農業の振興と農地保全に関する基本的な考え方を示した「都市農業振興基本計画」が策定されたことで、農地の持つ多面的機能が示されたほか、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けられた。その後、都市緑地法等の一部改正や都市農地の賃借の円滑化に関する法律の制定等、様々な法整備が行われたことで、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、都市農業は大きな転機を迎えている。

■脱炭素社会の実現に向けた取組のさらなる推進

地球温暖化に起因した気候変動により深刻化する環境問題に対応するため、温室効果ガスの排出削減対策が国内外で進む中、本市においても、脱炭素社会の実現に向けた取組が急務となっている。本市では地球温暖化防止のため、市域から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの抑制及び削減に向けて市民、事業者、行政等が主体となり、協働で地球温暖化対策に取り組むことを目的に、平成28年度(2016年度)に「浦添市地球温暖化対策実行計画」を策定している。

■持続可能な開発目標(SDGs)の提唱

貧困や飢餓といった問題から働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題に対する、国際的な動きとして、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs)が掲げられ、我が国でも積極的な取組を推進している。

SDGsの目標の一つ「11持続可能な都市」では、「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」をテーマとしており、安全な公共交通の提供や災害に対する強靱さの確保等への対応等が求められている。

■ICT等の情報通信技術の急速な進展

ICT等の情報通信技術の急速な進展によるデジタル化によって、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー利用の効率化を図ることが求められている。

例えば、家庭や企業等、社会全体でICTを活用することで業務の効率化や人・物の移動の削減等を図り、グリーン社会の実現を促進することも期待されている。

■時代背景に応じた新たな制度の創設

人口減少・少子高齢化や核家族化の進行等の社会情勢の変化により、市街地の拡散・低密度化に伴う生活サービスの維持が困難となることや空き家の増加等が懸念されている。

こうした時代背景に応じた制度等が創設されており、平成26年(2014年)8月に立地適正化計画制度が創設、平成27年(2015年)5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されている。

■新型コロナウイルス感染症を契機とした人々の生活様式の変化

令和2年(2020年)から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、国民の生活や経済活動に大きな影響を与えた。今後は、パンデミックを想定した医療体制や国民の生活を守るセーフティネットの在り方が問われている。

まちづくりに関しても、市民の安全安心の確保とともに、新しい生活様式や暮らし方の多様化に対応した社会基盤の整備や仕組みの構築が求められている。

■価値観の多様化に応じた快適な生活空間の創出

社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活の実現に向けた施策の推進が求められている。

ライフステージに応じた住まいを柔軟に選択できるような住宅市場の整備や、頻発・激甚化する災害に対応した安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生円滑化等が求められている。

■ウェルビーイング(Well-being)の重視

都市や地域の構造の変化には多くの時間を要することから、今後の持続可能な都市の発展のためには、将来を見据えた長期の取組が必要である。

このような長期での取組を続けていくためには、個々人の暮らしの質や地域の活力、歴史、文化等との関係を常に意識し、それら暮らしや地域の豊かさの維持・向上と環境負荷の軽減とを両立させていくことが求められる。

地域の自然の豊かさや環境保全の状況、防災等、都市や地域の生活環境は、地域の持続可能性とともに地域住民の生活の質(Well-being)を確保する観点からも重要である。

(2) 浦添市の動き

■牧港補給地区跡地利用計画の策定

令和6年(2024年)3月に平成24年(2012年)に策定した「牧港補給地区跡地利用基本計画」を改定し、跡地利用の方針を示す新たな計画として「牧港補給地区跡地利用計画」を策定した。

牧港補給地区跡地利用計画では、平成24年(2012年)以降、急速な技術革新や気候変動をはじめ、様々な出来事や社会情勢・経済状況の変化、地権者意向調査の結果等を踏まえ、牧港補給地区を取り巻く状況や期待される役割・機能を明らかにし、跡地利用に向けたまちづくりの方針を示している。

■那覇港港湾計画の改訂と浦添ふ頭地区の整備

那覇港は、沖縄県の物流・人流をはじめ、多様な機能を有する国際及び国内海上輸送網の拠点として、沖縄経済の発展に重要な役割を果たしている。

本市では、令和5年(2023年)3月に改訂された「那覇港港湾計画」に基づき、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに、牧港補給地区との一体的利用を想定した観光・ビジネス拠点を含む交流・賑わい空間を創出することを目指し、「那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」に取り組んでいる。

■土地区画整理事業の加速化

本市では、浦添南第一土地区画整理事業及び浦添南第二土地区画整理事業を含む合計4地区の土地区画整理事業が施行中となっており、賑わい創出や市街地の質向上に向けた取組が進められている。

■モノレール駅周辺の整備

令和元年(2019年)10月にモノレールが那覇市から本市までの区間が延長され、本市に初めてのモノレール駅「経塚駅」、「浦添前田駅」、「てだこ浦西駅」が加わった。

これに伴い、経塚駅周辺での魅力ある公園整備や浦添前田駅周辺での賑わい創出のための施設整備、てだこ浦西駅周辺での環境未来都市のまちづくり等、モノレール駅周辺の利便性や賑わいの向上を目指している。

■牧港漁港の再整備

本市の生産拠点の1つである牧港漁港においては、浦添宜野湾漁業協同組合と連携し、水産物の販路拡大に努める等、水産業の魅力を高める取組を促進しており、施設の老朽化に伴う基盤整備や水産物を楽しめる観光機能の導入等の検討が進められている。

■浦添北道路及び臨港道路浦添線の開通

沖縄西海岸道路の一部を形成する「浦添北道路」と臨港道路として位置付けられる「臨港道路浦添線」は国道58号の浦添市や那覇市街地及びその周辺の渋滞緩和、那覇港とその背後圏との物流機能の強化並びに那覇港や那覇空港と県内の各拠点とのアクセス性向上等を目的とする道路として、平成30年(2018年)3月に開通している。

■国道58号浦添拡幅事業区間の8車線化

国道58号浦添拡幅事業は、南部の西海岸地域と中部地域とを結び、あらゆる交通が集中する国道58号の混雑緩和やアクセス性の向上による都市間連携の強化と経済の活性化支援等を目的とする道路として、令和4年（2022年）3月に開通している。

■モノレールや路線バス等と連携した浦添市地域公共交通計画の策定

新型コロナウイルス感染症の流行により、公共交通の利用者の減少や運転手不足、それに伴う路線バスの減便やタクシー稼働率の低下等、社会情勢の変化を踏まえ、あらゆる分野と共創した地域にとって望ましい持続可能な公共交通の将来像と、その実現に向けた具体的な進め方を整理した「浦添市地域公共交通計画」を策定した。

■ティーダヌファみどり計画に基づくみどりのまちづくり

モノレールの延長や臨港道路浦添線、浦添北道路等の開通等、まちづくりの変化に対応すること等を目的に、令和2年（2020年）に改定された「ティーダヌファみどり計画」で掲げる基本理念「ティーダヌファのみどりのまち」に基づくまちづくりの方針を定める。

■浦添城跡周辺や西海岸地域周辺の景観形成

景観計画を効果的・戦略的に推進していくため、「浦添城跡周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」を重点・優先エリアとして位置付け、住民の取組や市の事業等とあわせて良好な景観形成に向けての取組を一体的・計画的に行うことによって、景観まちづくりの大きな相乗効果が期待されている。

■浦添総合病院の移転

浦添総合病院は、老朽化・狭あい化等の状況を踏まえ、浦添市伊祖から浦添市前田へ移転され、地域ニーズに応じた医療・福祉の提供やデジタル化の積極的な採用により、「新しい働き方」の実現が図られている。

(3) 国の重点施策

■まちづくりGX

地球的・国家的規模の課題である「①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）」や「②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）」に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた「③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）」の要望に対応するため、大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進める。

■地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

地方都市等の再生

地方は人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小、インフラや施設の老朽化、中心市街地の衰退といった問題を抱え、年々深刻化している。人口流出の一番の要因は仕事がないことでヒト・モノ・カネの域外への流出が続いており、これらの状況に対処するには官民が連携し、民間の消費、投資を喚起するまちづくりが重要である。

このため、まちなか再生による域内消費・経済循環の促進と、製造業、観光業等の域外から稼ぐ産業の集積等を促進し、地域経済の活性化を図るため、国は財政、金融、税制、人材・ノウハウ面において地方の取組を支援する。

都市の国際競争力の強化

我が国の大都市がアジアにおけるヘッドクォーターとしての地位を維持し、我が国全体の経済成長を牽引するためには、世界のライバル都市との比較における「強み」（公共交通機関の利便性等）を更に伸ばした上で、環境配慮、外国人対応、イノベーション創出等、「弱み」での対策が重要である。

そのため、豊かな文化と地域資源を活かしつつ、国際ビジネス拠点の形成等に資する優良な民間都市開発プロジェクトを推進するとともに、気候変動への対応、生物多様性の確保等を図るため、環境をより重視した都市開発プロジェクトを拡大させる必要がある。

■こども・子育てにやさしいまちづくり

こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速させ、関係局と連携しながら、こどもの遊び場や親同士の交流の場を整備する等、こども・子育て支援環境の充実に向けた取組を強力に推進する。

■コンパクト・プラス・ネットワークの深化

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は504となった（令和4年度末時点）。更なる作成を推進しつつ、立地適正化計画を作成してから一定期間を経過した自治体も出てきているため、その効果を検証し、それに基づく計画の見直しや、取組の充実に図っていくための支援を強化する。

■まちづくりDX

人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーションの創出を進める等、これまでのまちづくりの在り方を変革し、新たな価値の創出や社会的課題の解決を図ることが求められている。

このため、まちづくりのDXとして、「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」に基づき、重点取組テーマとして位置付けた各施策について、地方公共団体や関係府省庁と連携して強かに推進する。

■防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、災害リスクの高いエリアからの移転促進等の事前防災まちづくりを推進する。

また、盛土の安全確保対策や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進する。

■都市開発の海外展開の推進

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携により、TOD、スマートシティ等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、本邦民間企業が参画する都市開発の海外展開を推進する。

また、令和5年（2023年）7月に開催されたG7香川・高松都市大臣会合を踏まえ、3D都市モデル（PLATEAU）の海外展開・国際協力を図るとともに、ASEAN等新興国におけるデジタル技術を活用した環境に優しい都市開発を推進する。

■2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

令和9年（2027年）に神奈川県横浜市で開催するA1クラス（最上位）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。

令和元年（2019年）10月の火災により焼失した首里城について、本体工事を推進し、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

6 都市づくりの目標

総合計画で掲げる「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」のまちづくり目標や都市づくりを取り巻く社会情勢、本市の課題等を踏まえ、本計画で目指す都市づくりの目標を以下に示す。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を取り入れた計画とすることが求められていることから、関連性が強いと考えられるSDGsの目標をあわせて示し、持続可能な社会の実現に向けたまちづくりを進めていく。

浦添都市軸の形成

本市の都市軸である城間前田線の沿線については、モノレール駅や市役所、商業業務施設等が立地しており、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添都市軸の形成を目指している。

そのため、城間前田線については、モノレール駅周辺の整備や道路拡幅、良好な沿道景観の形成等とともに、沿道商業地の活性化や賑わいの創出等を図る。



西海岸地域の整備促進による新拠点の形成

本市の西海岸地域は、沖縄県卸商業団地協同組合を中心に運輸業・卸売業・食品製造業等の立地が促進され沖縄県の物流と生産機能の拠点として発展してきた。また、「牧港補給地区跡地利用計画」や「那覇港港湾計画」に基づき、新たなまちづくりが推進されている。

こうした状況を踏まえ、西海岸地域の豊かな自然環境を保全するとともに、新たな活用により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力あふれる新拠点の形成を図る。



モノレール駅の拠点性強化

浦添と首里を結ぶモノレールの延長区間が開業し、駅周辺の整備が進められ、今後のまちづくりへの期待が高まっている。

駅は、市民の交通利便性の向上に資するだけでなく、駅周辺における経済活動の活発化や駅を利用した来街者の増加等、産業振興、観光振興による波及効果も期待され、良好な景観形成や、観光機能、交流機能の充実等により、モノレール駅周辺における市街地の質の向上や賑わいの創出等、駅を核とした賑わいと利便性のあるまちづくりの推進を図る。



公共交通ネットワークの強化

本市における公共交通機関として沖縄都市モノレールや路線バスがあるものの、バス停やモノレール駅から200m以上離れ、公共交通機関を利用しづらい地域が存在し、道路が狭く路線バス等の大型車両の通行が難しい地域を中心に広く分布している。

そのため、沖縄都市モノレールや基幹バスと連携した広域交通網の拡充に加え、沖縄都市モノレールと連携させた支線公共交通（コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入により、市民の誰もが公共交通で移動できる環境の構築を図る。



誰もが安全安心に暮らせる良好な住環境の形成

本市はこれまで、快適な都市環境形成のため、道路・公園等の生活基盤整備を進めてきた。しかしながら、市内には未だ無秩序に形成された密集市街地が存在する。

そのため、狭い生活道路、袋小路、スプロールした墓地等の改善を図り、災害等に対して劣悪な環境の解消を図る。

また、近年頻発する大規模な自然災害は、地震や津波、土砂災害等への対策の重要性を再認識させ、自然災害への対応が急務となっている。

そのため、土砂災害や津波が発生しやすいエリア等、各地域の特性を考慮した上で、居住の安全性確保や自助・公助・共助のソフト対策を組み合わせ、災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。



自然と共生する水とみどりのまちづくりの推進

本市には、浦添大公園や浦添運動公園等のみどり、小湾川や牧港川等の河川、イノー等の海浜といった豊かな自然環境が形成されている。

今後も、豊かな自然環境を保全していくとともに、生物多様性の確保や市民の憩いの場の形成により、自然と共生する水とみどりのまちづくりを推進する。



歴史文化の薫るまちづくりの推進

本市には、国の史跡に指定されている「浦添城跡」や「中頭方西海道及び普天満参詣道」等の特徴ある歴史文化資源が各地域に存在しており、それらの保全・活用に向けて浦添城跡や歴史の道の整備、さらには仲間重点地区や県道浦添西原線沿道景観地区の指定等、歴史文化の薫るまちづくりに取り組んできた。

今後とも、歴史文化資源の保全・活用を図るとともに、それらの資源を活かした景観まちづくりの推進や地域の歴史文化に親しむ機会の充実等を図る。また、市内で個別に存在する文化財を有機的なつながりを持つ総体としてとらえ保存・活用を図る。



市民協働によるまちづくりの推進

社会経済情勢が大きく変化する中、市民が自らの地域の課題やニーズの多様化を認識し、情報の共有を図り、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく「地域力」の重要性が高まっている。

そのため、まちづくりの主役は私だということを市民一人ひとりが意識し、市民自らがまちづくりに参画することで、「自分の地域は自分でつくること」が実感でき、愛着もわく「地域共生社会」の実現により、市民協働によるまちづくりを推進する。

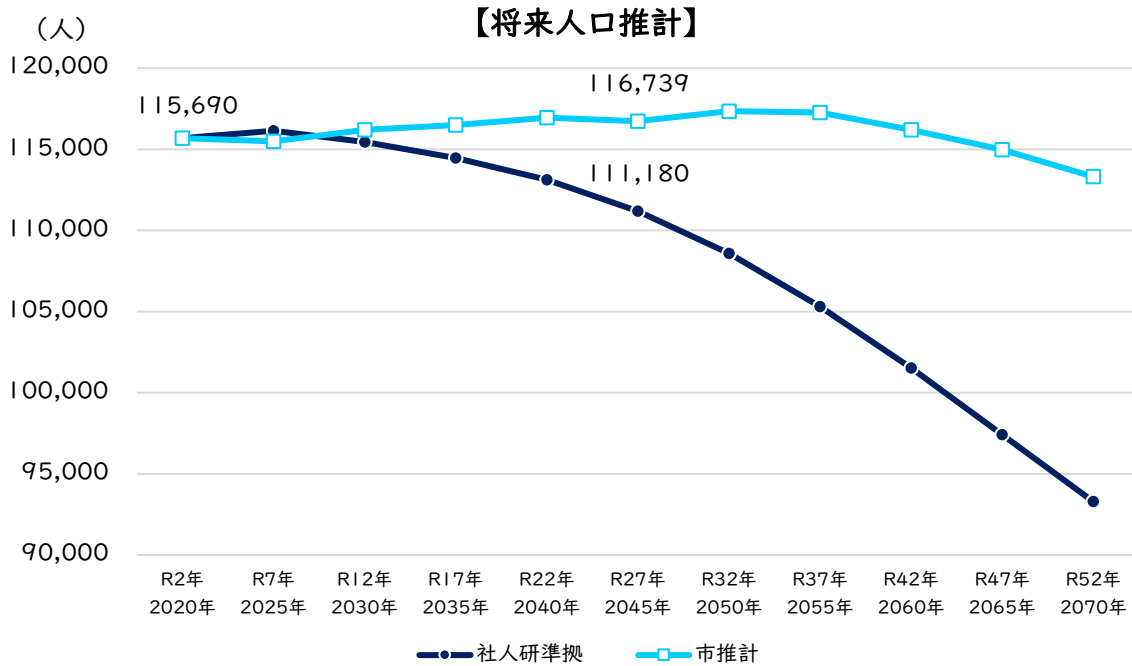


7 目標年次及び人口フレーム

本計画における目標年次は、概ね20年後の令和27年(2045年)とする。また、人口フレームは、「浦添市人口ビジョン」における将来人口推計(効果3)を踏襲し、116,739人とする。

将来人口推計(効果3)は、下記の点を見込んだ推計である。

- ・合計特殊出生率の上昇
- ・土地区画整理事業効果
- ・牧港補給地区の跡地利用(令和32年(2050年)以降)



出典：浦添市人口ビジョン(2024年度改訂版)を基に作成

8 将来都市構造

(1) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、都市の目標等を空間的・概念的に示すものであり、実現に向けての視点を明らかにするとともに、都市構造を構成する要素は、“面”としての広がりを持つ「土地利用ゾーン」と、“点”として商業・業務や歴史文化、交通等の各種機能が集積する「拠点」、さらに“線”として市域の土地利用ゾーンと拠点や近隣市町村を結び、都市活動を支える「都市軸」の3つで構成されるものである。本市は縦軸、横軸のネットワーク化を図ることが求められており、以下の方針に基づき、本計画における将来都市構造を設定する。

将来都市構造設定にあたっての基本的な方針

- ◆西海岸地域やモノレール駅周辺等の市の顔となる拠点を形成する
- ◆市内各地の特色・特徴に応じた魅力を高め、一層暮らしたくなる浦添を目指す
- ◆各拠点及び各地を有機的につなぐ

(2) 土地利用ゾーン

名称	位置付け
住居ゾーン	低層住宅を主体とした地区として、コミュニティの維持と自然環境にも配慮した良好な住環境の形成を図る。
複合住居ゾーン	住宅地とその他の用途が混在する地区として、商業、業務、工業、住宅が調和する土地利用を図る。
緑地保全ゾーン	市街地における身近なみどりとして保全を図るとともに、みどりのネットワークの形成を図る。
商業ゾーン	広域都市基盤や駅周辺等の地域ポテンシャルを活かした商業・業務地の形成を図る。
沿道サービスゾーン	幹線道路沿線は交通利便性を活かし、地域の商業・業務機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。
産業ゾーン	本市の生産拠点として、工業・流通・水産業の生産基盤の向上を図るとともに、新たな土地利用の整備を促進し、ヒト、モノ、情報等、多様な交流が促進されるゾーンの形成を図る。
都市型リゾートゾーン	西海岸地域の豊かな自然海浜の保全・活用により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る。

(3) 拠点

名称		位置付け
中心拠点		「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、市役所、図書館、美術館、てだこホール等が立地する浦添カルチャーパークと浦添運動公園等の行政の中核機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する。 また、まちのシンボルとなる都心交通結節点としてバス、タクシー等、多様な交通モードがつながる集約型の交通拠点を形成する。
広域拠点	複合	てだこ浦西駅周辺は、モノレール駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点や交通サービス関連施設等が整う総合的な交通拠点を形成するとともに、本市の東の玄関口として商業・業務施設や交流機能の導入等、モノレール駅を中心とした魅力あふれるまちづくりを促進する。
	歴史文化	浦添前田駅周辺は、浦添城跡や玉城朝薫の墓等、本市の歴史と文化を象徴する機能を有していることから、緑地空間と史跡を活かし、歴史文化を学び、語る場として整備・活用するとともに、本市の新たな顔となる駅周辺のまちづくりと一体となった広域拠点の形成を図る。
	国際	経塚駅や経塚公園、JICA沖縄周辺は、各国文化の相互理解と人的交流の場として整備・活用するとともに、駅周辺のまちづくりと連動し、地域住民と来訪者の交流の場となる広域拠点の形成を図る。
	商業業務	浦添都市軸と国道58号の交差点周辺は、業務施設やロードサイド型商業施設、近隣商業施設等の商業・業務機能が集積しているため、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する。
交流拠点	リゾート	浦添都市軸と臨港道路浦添線の交差点周辺は、牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図り、産業・経済活動の拠点の形成に努める。また、海上交通や陸上交通の交通結節点、本島中南部の広域的な交流拠点であり、本市の新たな顔として、良好な商業景観の形成を図る。
	文化	国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街周辺は、沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と浦添市民の交流活動拠点としての活用を進める。
	自然	カーミージーや空寿崎周辺は、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの場として、海浜空間の形成を図る。
	生涯学習	図書館、美術館、てだこホール等が立地するカルチャーパークと浦添運動公園周辺は、各種行政サービスや文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行える快適で利便性の高い生涯学習の交流環境を整備する。
地域生活拠点		商業、医療、福祉等の地域住民の生活を支える機能が集積する拠点の形成を図る。

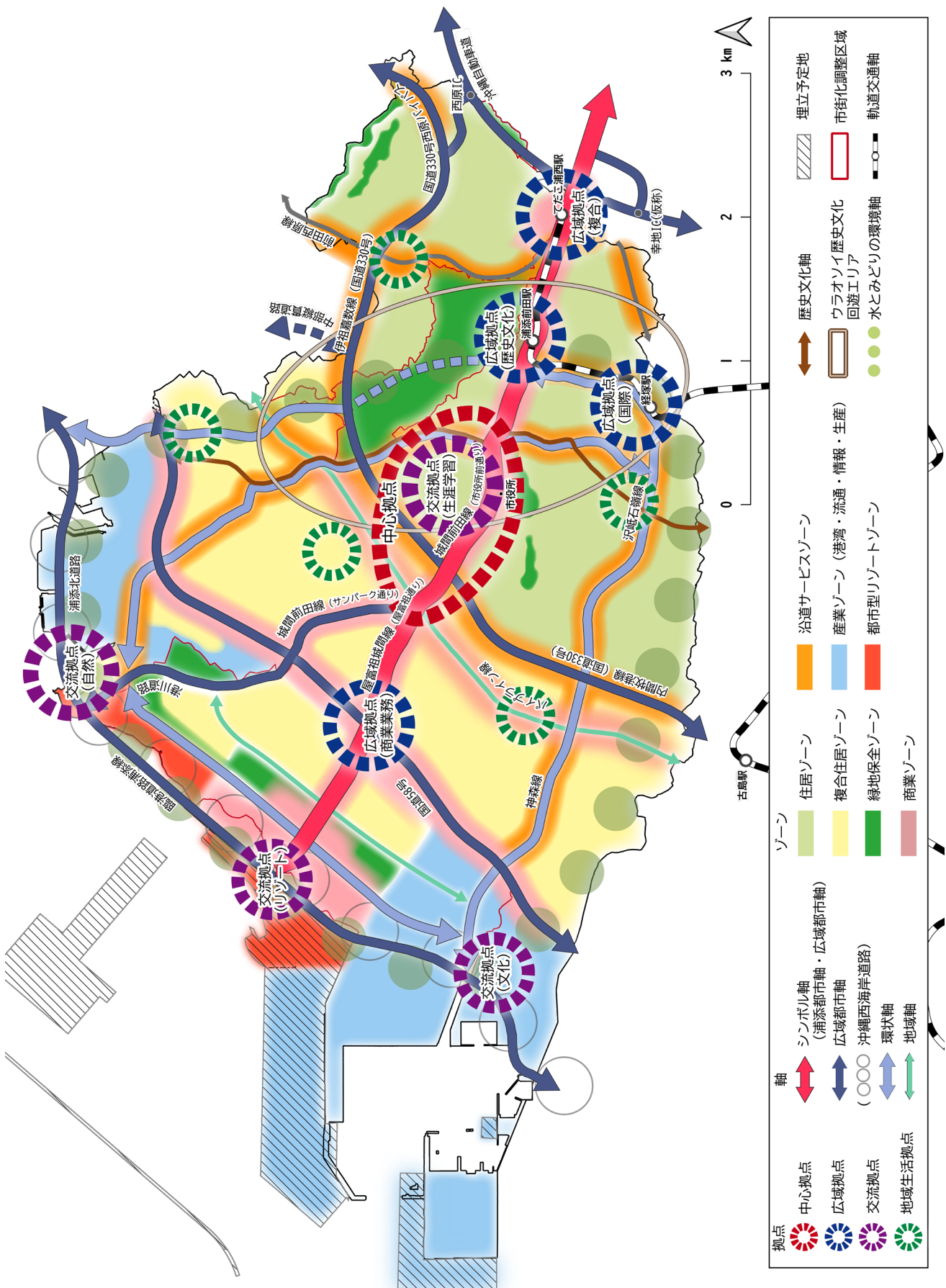
(4) 都市軸

名称	位置付け
シンボル軸 (浦添都市軸・ 広域都市軸)	本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、円滑な交通流動に資する整備を進めるとともに、景観重要公共施設に指定した区間においては本市の顔となるシンボルロードとして整備する。
広域都市軸	市域を南北に縦断する国道58号や国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進する。また、港川道路から城間前田線を経て、浦添西原線に至る路線を広域的な東西軸として位置付け、整備を促進する。
環状軸	神森線、沢岬石嶺線、国際センター線、国際センター線延伸、牧港線、内間牧港線、国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図る。
地域軸	パイプライン線や牧港補給地区に整備予定の道路は、本市の地域循環を促す南北軸として、市民の利便性の向上を図る。

(5) その他

名称	位置付け
歴史文化軸	県道153号線は、浦添城跡周辺と那覇市首里地区をつなぐ歴史の道として、良好な景観形成や国指定史跡中頭方西海道等の歴史文化資源等を活用し、歴史文化とのふれあいや地域間交流を促進する琉球歴史回廊を形成する。
ウラオソイ歴史文化 回遊エリア	浦添カルチャーパークが立地する交流拠点（生涯学習）、浦添前田駅や浦添城跡周辺の広域拠点（歴史文化）、経塚駅やJICA沖縄周辺の広域拠点（国際）が位置するエリアをウラオソイ歴史文化回遊エリアとして位置付ける。 当該エリアにおいては、駅周辺の整備促進を図るとともに、世界遺産登録に向けて、歴史文化軸とのつながりを踏まえ、浦添城跡の復元に向けた取組や緑地及び市街地をバッファゾーンとした、良好な景観形成を推進する。
水とみどりの環状軸	本市北側に位置するカーミージーからシリンカー帯の緑地、伊祖城跡、浦添城跡まで続くみどりの軸と、南側の安謝川から内間西公園、クニンドーの森公園まで続くみどりの軸、西側の自然海岸域等を結ぶ馬蹄形の環状帯を本市の水とみどりの環状軸として位置付ける。 水とみどりの環状軸においては、河川、海浜における自然環境の保全や生物多様性の確保、良好な景観形成、環境学習や市民の憩いの場の確保等を促進するとともに、市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・再生する。 また、公園、河川、学校、道路等の主要な公共施設の緑化を推進する等、水辺空間と一体となった安らぎと潤いのあるみどりのネットワークの形成を図る。

(6) 将来都市構造図



拠点		軸		ゾーン	
	中心拠点		シンボル軸 (浦添都市軸・広域都市軸)		住居ゾーン
	広域拠点		広域都市軸		複合住居ゾーン
	交流拠点		(○○○) 沖縄西海岸道路		緑地保全ゾーン
	地域生活拠点		環状軸		商業ゾーン
			地域軸		
	埋立予定地		歴史文化軸		沿道サービスゾーン
	市街化調整区域		ウラボソイ歴史文化 回遊エリア		産業ゾーン (港湾・流通・情報・生産)
	軌道交通軸		水とみどりの環境軸		都市型リゾートゾーン



まちづくり 部門別方針

- 1 土地利用・市街地整備に関する方針
- 2 都市基盤施設に関する方針
- 3 都市環境に関する方針
- 4 防災・減災まちづくりに関する方針
- 5 福祉のまちづくりに関する方針

第3章 まちづくり部門別方針

I 土地利用・市街地整備に関する方針

【土地利用・市街地整備に関する現況】

- ◇本市は、行政区域1,930haのうち約80%にあたる1,522haが市街化区域であり、その土地利用を概観すると、市域の東側に位置する低層住宅を主体とする住宅地、公営住宅団地や中高層の集合住宅を中心とする地区、国道58号と内間牧港線（国道330号）に挟まれた密集市街地、国道58号沿線牧港一帯の商業地、城間前田線沿線を中心とする商業・業務地、西海岸埋立地区に位置する工業地や流通業務地等に分類される。
- ◇市街化区域では、昭和47年（1972年）より土地区画整理事業が行われ（6地区が事業完了、4地区が施行中）、秩序ある市街地の整備が進められている。また、浦添ニュータウンや浦添グリーンハイツ等の民間による住宅開発は本市の都市形成の特徴の一つであり、低層の良好な住宅地が形成され、自治会活動も盛んであるものの、建て詰まりや人口減少等の問題を抱えている。戦後形成された既成市街地では、土地区画整理事業地区内を除いて、狭あい道路や行き止まり道路、建築物の老朽化等の問題を抱えている。
- ◇市街化調整区域は、仲間、当山一帯の浦添大公園や浦添墓地公園等が位置する斜面緑地、港川一帯の斜面緑地及び牧港補給地区等に指定されている。
- ◇今後、返還が予定されている牧港補給地区の跡地利用に向けたまちづくりや、那覇港港湾計画に基づく埋立事業に伴う土地利用の検討が進められている。
- ◇具体の整備を進める際には、市民や企業等と行政が一体となり、誇りの持てる地域づくりを展開していくことが期待される。

【土地利用・市街地整備の基本的な方針】

- ☞ 拠点性・利便性の向上に資する都市機能の誘導
- ☞ 安心して暮らし続けられる市街地と集落地の形成
- ☞ 市の活力創造に資する都市ストックの戦略的な活用
- ☞ 西海岸地域の開発を見据えた土地利用の推進

(1) 土地利用

1) 低層住宅地区

◇低層住宅地区は、主に内間牧港線(国道330号)東側一帯及び牧港補給地区北側の一部に位置しており、集落的環境が残る地区、住宅開発団地、土地区画整理事業地に分類される。

◇集落的環境が残る地区及び住宅開発団地等の低層住宅を中心とした地区については、みどりの保全・創出、周辺環境と調和したまちなみ景観の創出等により、市街地の質と安全性の向上を推進する。

◇商業系や工業系の用途地域に隣接している地区については、用途地域等の都市計画の見直しを検討し、周辺の土地利用との調和を図る。

◇土地区画整理事業が施行中である地区については、事業を推進するとともに、重要な環境要素であるクサティ森の保全に配慮する等、自然環境を活かした良好な住環境の形成を図る。

◇戦後開発が行われた住宅団地については、住環境の維持・向上に向けて、コミュニティを維持し、高齢化や世代交代に応じた快適かつ安全で良好な住宅地の形成に努め、市街地の適正な更新に向けた方策の検討を行う。

◇牧港補給地区北側の一部は、国道58号城間交差点や港川道路から海側(南西方向)に向かって緩やかに傾斜する地形を活かし、海や夕日を望むゆとりある低層住宅地の形成を目指す。



低層住宅地区(西原)



牧港補給地区北側

2) 低中層住宅地区

◇低中層住宅地区は、国道58号と内間牧港線(国道330号)に囲まれたエリアや経塚、沢岬、前田、西原等にて低中層住宅が立地している地区である。

◇国道58号と内間牧港線(国道330号)に囲まれているエリアについては、戸建住宅とともに中層や高層の集合住宅も多く、人口集積も比較的高くなっていることから、良好な居住環境の保全や育成とともに、身近な生活利便施設等が立地したゆとりと潤いある住宅地の形成を図る。

◇大規模な集合住宅については、周辺戸建住宅地の住環境との調和に配慮し、良好な住環境の維持を図る。



国道330号沿線

3) 一般住宅地区

- ◇一般住宅地区は国道58号の東側や県道153号線、内間牧港線(国道330号)一部沿線に位置している地区である。
- ◇国道58号東側の地区は、商業、業務、工業、住宅の混在する地区であり、牧港補給地区の跡地利用と連携した市街地整備や用途地域の見直し等により、住環境の維持・改善を図る。
- ◇牧港補給地区及び国道58号沿線における一般住宅地区については、周辺建物との調和を図りつつ低層階を商業用途とし、高層階を住居とする等、複合的な土地利用の形成を目指す。

4) 商業・業務地区

- ◇国道58号、城間前田線、屋富祖城間線、パイプライン線の沿線やてだこ浦西駅周辺及び牧港補給地区に位置している地区である。
- ◇国道58号、城間前田線、屋富祖城間線に囲まれた地域は、牧港補給地区の跡地利用と連携した土地利用を図るとともに、歩行者を優先した歩きたくなるまちづくりを推進する。
- ◇国道58号沿線は、広域幹線道路の持つポテンシャル及び牧港補給地区の跡地を有効活用し、広域的な商業・業務施設の立地・更新を促進するとともに、賑わいと活力のある魅力的な商業・業務地の形成を図る。
- ◇牧港補給地区沿岸部については、浦添ふ頭地区の交流・賑わい空間と一体的な利用を図り、海を身近に感じる賑わい・商業を中心とした土地利用を推進する。
- ◇牧港補給地区の国道58号周辺については、那覇空港・那覇港及び那覇市からの市街地のアクセスの良さや隣接する産業・業務地区との連携を図り、新たな産業を活かした商業・業務地としての土地利用を推進する。
- ◇パイプライン線沿線は、商店のほか、郵便局や銀行、学校等、多くの公共公益施設が立地していることから、今後も商業・業務機能の立地を促進するとともに、商業活動と公共公益サービスの調和を図り、地域の生活に根差した地域密着型の商業・業務地を形成する。
- ◇てだこ浦西駅周辺については、幸地IC(仮称)が整備されているほか、土地区画整理事業によるまちづくりが促進されている。モノレール駅や広域都市基盤の整備とあわせて、「総合交通結節点」としての立地を活かし、商業・業務施設の集積による魅力あふれるまちの形成を図ることで、さらなる集客力の向上を目指す。



牧港補給地区沿岸部

5) 沿道サービス地区

- ◇沿道サービス地区については、国道330号、パイプライン線、城間前田線、沢岬石嶺線、国際センター線、前田西原線の沿線に位置する地区である。
- ◇城間前田線や国際センター線の沿道サービス地区については、モノレール駅や商業・業務施設、行政交流施設等が立地しており、訪れる人の利便性を高める沿道サービス機能の誘導を図る。
- ◇国道330号や前田西原線の沿線、パイプライン線、城間前田線、沢岬石嶺線の一部沿線については、周辺地区サービス型の商業・業務地として既存の集積を維持するとともに、後背地の住宅地に配慮し、地域の商業・業務機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。

◇城間前田線（警察署通り）の沿線の一部及び前田西原線の沿線の一部の市街化調整区域については、周辺との調和に配慮しつつ、沿道の連続した賑わいを形成する土地利用の誘導を図るため、都市計画の変更を検討する。

◇浦添前田駅は、市役所やてだこホール、図書館、美術館が集積する浦添カルチャーパークの最寄りの駅である。駅周辺には、商業業務、行政、文化施設等が集積しており、本市の玄関口として、浦添城跡等の歴史文化資源との調和に配慮しつつ、賑わいの創出と観光客・地域住民を含めた交流を促進し、魅力ある土地利用の形成を図る。

◇経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業が施行中となっており、賑わいの創出や隣接するJICA沖縄を活用した交流促進を図る土地利用を推進する。



浦添カルチャーパーク

6) 産業・業務地区

◇港川及び牧港の臨海部については、本市の生産拠点としての役割を担っており、敷地内緑化の推進や緩衝緑地帯の確保等により隣接する住宅地への環境に配慮しつつ、生産機能の充実を図る。

◇流通業等が集積する沖縄県卸商業団地協同組合や伊奈武瀬は、一部に特別用途地区が指定され、適正な土地利用の誘導が行われていることから、就業環境の向上を図るとともに、今後も産業・業務地としての土地利用に努める。

◇牧港補給地区南側や浦添ふ頭地区については、新産業拠点と物流拠点の形成に向けて、沖縄県卸商業団地協同組合と連携し、沖縄の特性を活かした新たな産業・企業育成を図り、先端技術を活かして新たなイノベーションを生み出す土地利用の形成を目指す。

◇水際線を活かし、海洋レクリエーション等のサービス向上により、地域の活性化を図る。

◇国外との海上交通の結節点であるクルーズターミナルを拠点とし、地域の魅力を発信し、国際交流の促進を図る。



那覇港浦添ふ頭地区



牧港補給地区南側

7) 文化・産業交流地区

- ◇国道58号と臨港道路浦添線に挟まれた勢理客及び小湾に位置する地区である。
- ◇本市の産業振興を推進する結の街を創出し、企業、工場等が多く立地していることや伝統文化の発信拠点である国立劇場おきなわが立地することから、文化、産業、業務が調和したゆとりある働く場の創出を図る。



8) 行政・生涯学習地区

- ◇市役所、てだこホール、図書館、美術館、浦添運動公園等の公共施設が集積した地区である。
- ◇浦添カルチャーパーク及び浦添運動公園の周辺については、文化活動や生きがい活動を支える生涯学習交流拠点として、施設の更新や機能充実を図る。



- ◇浦添運動公園は、スポーツ・健康づくりを通じた交流や学びと遊びを備えた賑わいを創出する市民の運動公園として、再整備を推進するとともに、公園の多様な活用を可能にする都市計画の手法を検討する。また、地域の防災拠点として、引き続き公園内施設の整備を推進するとともに、公園全体のみどりの保全・創出を図る。
- ◇浦添前田駅周辺土地区画整理事業地区内に、市内への来訪者及び地域住民が集い、快適で賑わいを創出できる空間として機能する観光交流拠点施設の整備を推進する。

9) 都市型リゾート地区

- ◇牧港補給地区北側では、西海岸地域の豊かな自然海浜を保全・活用し、自然環境の学習をテーマにした施設整備等により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る。
- ◇浦添ふ頭地区では、海とイノーを活かした親水空間を設けるとともに、牧港補給地区との一体的な土地利用を想定し、マリーナや緑地の整備とあわせて商業用地を整備し、交流・賑わい空間を創出することを目指す。

10) 自然形成地区

- ◇市域を庇護する丘陵部のクサティ森は、みどりのネットワークの形成に向けて緑化推進を図る。
- ◇世界遺産登録を目指す浦添城跡周辺の斜面緑地は、周辺市街地とのバッファゾーンとして保全を図る。

◇那覇港港湾計画において、カーミージー沖に指定されている「自然的環境を保全する区域」では、現状の自然環境の保全・維持管理・利活用を推進する。

◇牧港補給地区については、牧港補給地区跡地利用計画に基づき、周辺の土地利用と連携し、民間活力を活かした賑わいの場や、西海岸地域の夕日を望む公園の整備を推進する。



11) 都市計画の検討地区

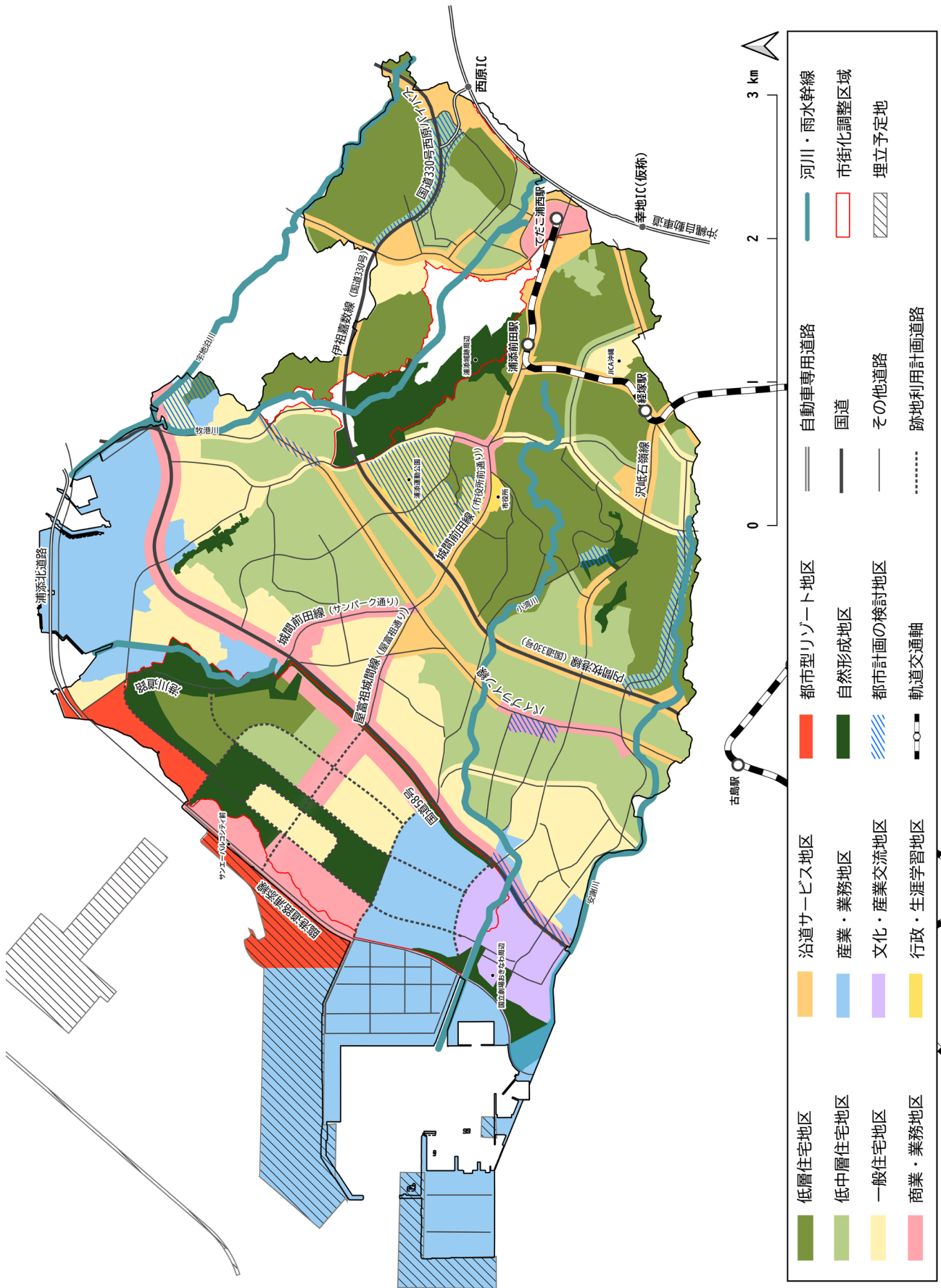
◇周辺の土地利用状況や道路交通ネットワーク、今後の開発動向等に応じて、各地域の状況を踏まえつつ、コミュニティの維持と適正な土地利用に向け、用途地域を含めた都市計画の見直しについて検討を行う。

◇公園や公共施設等の都市アセット及び市有地については、都市生活の質や都市活動の利便性の向上に資する利活用を目指し、需要に応じたものとなるよう、適切な各種制度の活用や変更を行う。

12) 地区状況に応じた地区計画の見直し

◇本市では地区の特徴に応じて8地区の地区計画を定め、良好な都市環境の形成に向けて取り組んでいる。策定から一定期間が経過し、地区の課題や地区に求められる価値の変化により見直しが必要な際には、適宜適切な見直しに向けて取り組む。

■土地利用方針図



(2) 市街地整備

1) 集落的環境地区

- ◇仲間、当山、伊祖、前田、西原、沢岬等における宅地割や道路配置等、旧集落の形態や要素を残す地区については、地区計画や建築協定等の活用を検討し、宅地の細分化の防止、集落のシンボリックな緑地の保全等、良好な集落環境の保全・創出に努めるものとする。
- ◇仲間地区、前田地区、当山地区等の伝統集落については、景観まちづくりと市街地整備の連携により、特色のある環境の保全・創出を図る。

2) 基盤整備済み地区(住居系)

- ◇基盤整備済み地区(住居系)は土地区画整理事業、住宅公社や民間による宅地開発によって主に住宅地として基盤整備が行われた地区である。
- ◇伊祖※、宮城・仲西※、城間・伊祖※、大宮※、西原※、北経塚※の6地区は土地区画整理事業によって創出された良好な市街地環境を形成している地区として、今後も維持・保全を図る。
- ◇伊祖※や宮城・仲西※等の事業実施から年数が経過している地区については、市街地の安全性の維持・向上に向けて住宅の耐震改修等を促進する。
- ◇浦添ニュータウン、浦西団地、浦添グリーンハイツ等の公営住宅団地や宅地開発により形成された地区については、都市計画等の手法を検討し、緑化の推進による潤いのある環境の創出を図る。
- ◇浦西団地や茶山団地等の開発団地については、高齢化や世代交代に応じた住宅の建替えにより、適正な市街地更新に向けた都市計画の変更を検討する。
- ◇浦添ニュータウン等については、現状と公図のずれによる建築困難な状況があることから、適正な市街地の更新に向けた手法を検討する。



※地区名の正式名称は以下のとおりである。

伊祖:伊祖土地区画整理事業、宮城・仲西:宮城・仲西土地区画整理事業、城間・伊祖:城間・伊祖土地区画整理事業
大宮:大宮土地区画整理事業、西原:西原土地区画整理事業、北経塚:北経塚土地区画整理事業

3) 基盤整備済み地区(産業系)

- ◇基盤整備済み地区(産業系)は、民間による開発や埋立によって、主に工業地や産業地として基盤整備が行われた地区である。
- ◇流通業等が集積する沖縄県卸商業団地協同組合や伊奈武瀬は、那覇港港湾計画に基づく事業と連携し、必要に応じた市街地の更新を検討する。
- ◇牧港及び港川の北側については、牧港補給地区等の開発に合わせた道路ネットワークの強化や、西海岸地域における新たな賑わい創出と産業系の土地利用が共存する快適な都市基盤の改善を促進する。
- ◇西原ICの周辺は、高速道路のIC及び関連する事務所等が整備されていることから、引き続き快適な交通を支える都市基盤の維持を図る。



◇病院や学校が立地する地域については、引き続き安全安心な利用環境を支える都市基盤の維持向上を図る。

4) 基盤整備地区

◇基盤整備地区は、土地区画整理事業により現在基盤整備を行っている地区である。

◇現在事業が進められている浦添南第一[※]、浦添南第二[※]、浦添前田駅周辺[※]、てだこ浦西駅周辺[※]の4地区については土地区画整理事業を推進するとともに、地区計画や景観地区の指定等により、みどり豊かな潤いのある環境の形成等、まちの質を高める取組を促進する。

◇浦添前田駅周辺については、浦添前田駅周辺土地区画整理事業を推進するとともに、周辺に行政施設、商業施設、文化施設が集積している地区の特性を活かし、本市の新たな玄関口として浦添城跡等の歴史的資源と調和しつつ、交流広場や観光案内板の整備等、賑わい創出や交流促進を図る市街地整備を推進する。

◇経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業を推進するとともに、交流広場や案内板の整備、道路美化化等を行い、賑わい創出、交流促進、市街地の質の向上等を図る市街地整備を検討する。

◇てだこ浦西駅周辺については、てだこ浦西駅や幸地IC(仮称)の整備により本市の東の玄関口及び沖縄本島中北部地域の玄関口となっている。てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業の促進により、循環型低炭素社会に貢献するとともに、商業・業務施設や医療福祉施設の整備、交流機能の導入等、モノレール駅を中心とした魅力あふれるまちづくりを促進する。



※地区名の正式名称は以下のとおりである。

浦添南第一：浦添南第一土地区画整理事業、浦添南第二：浦添南第二土地区画整理事業

浦添前田駅周辺：浦添前田駅周辺土地区画整理事業、てだこ浦西駅周辺：てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業

5) 基盤改善地区

◇基盤改善地区は、主に住居系の土地利用が形成されており、狭あい道路や行き止まり道路等の解消に向けた基盤整備が必要な地区である。

◇昭和45年(1970年)時点で人口集中地区となっている城間、屋富祖、勢理客、内間等の地区は、狭あい道路や老朽化した建物が存在していることから、防災性の確保や生活環境の向上に向けて牧港補給地区の跡地利用と連携し、主要な生活道路や公園等の整備を検討する。

◇港川や牧港等は、ミニ開発が進み道路ネットワークが形成されていない箇所が存在していることから、主要な生活道路のネットワーク化に向けた道路整備や低未利用地の活用による公園・広場等の整備の推進を検討する。

◇港川ステイツサイドタウンは、既存の外国人住宅を活用し、小規模店舗と住宅等が立地する特徴ある地区が形成されているが、建物の老朽化等が進行していることから、地区の特徴を活かした市街地の更新を促進する。



6) 新市街地整備検討地区

◇西海岸地域については、牧港補給地区跡地利用計画や那覇港港湾計画等に基づく新たなまちづくりを推進し、基盤整備に向けた事業手法等の検討を行う。

7) 市街化調整区域

◇市街化調整区域については、浦添大公園やその周辺を囲むように位置する斜面緑地があり、本市の貴重な自然環境として維持保全を図る。

8) 個人墓地禁止区域

◇良好な市街地の形成を図るため、個人墓地禁止区域の拡大等による墓地の規制や無縁墓地の対策、多様な墓地需要へ対応するため公営墓地の再整備について検討を行う。

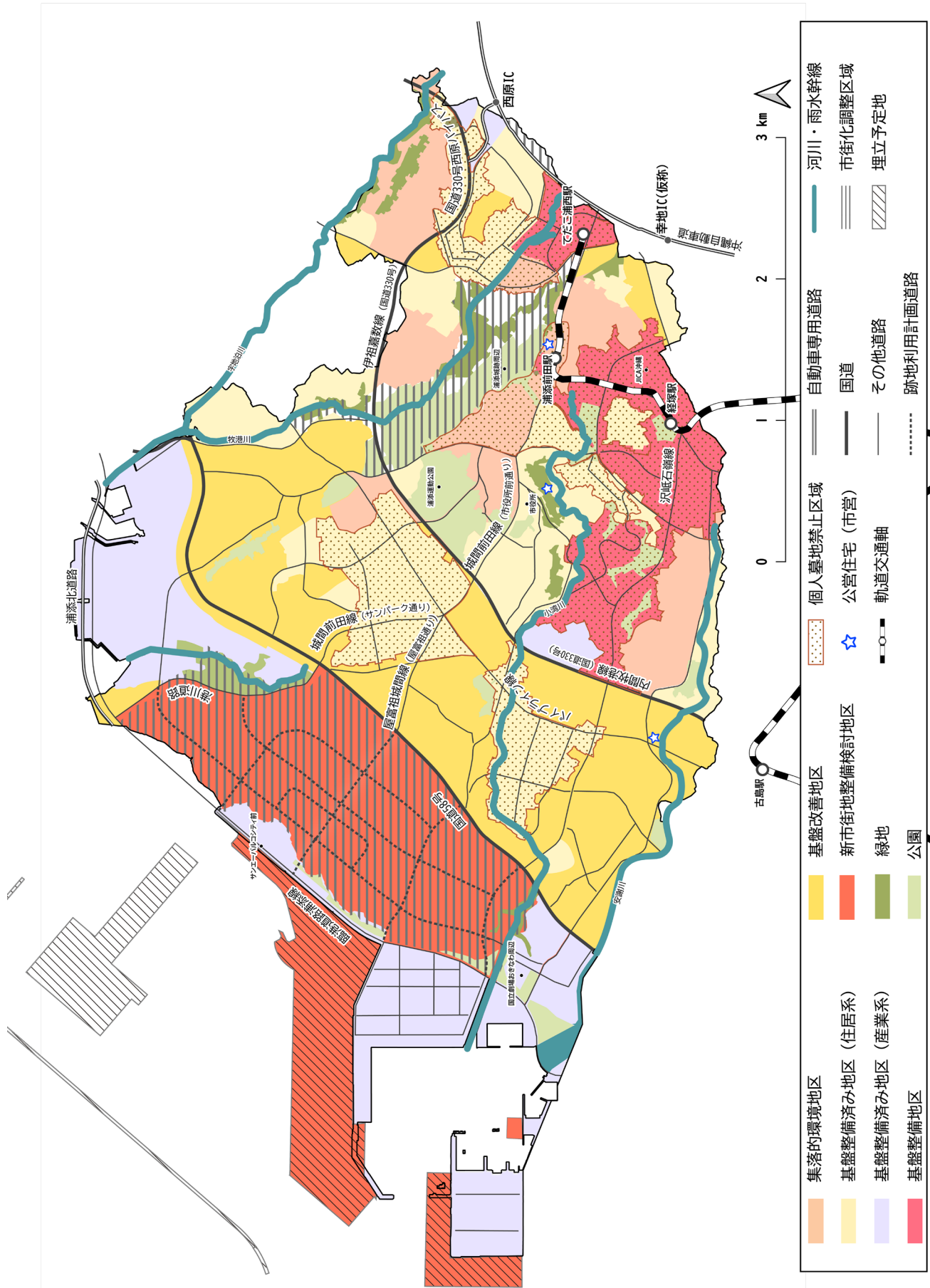
9) 市営住宅等の長寿命化の推進

◇本市の市営住宅等については、今後の人口動向を踏まえ、高齢者や障がい者、生活困窮者等へのセーフティネットとしての機能充実とともに、施設の耐久性や安全性等を勘案しながら適正な維持管理や更新等を図る。

10) 協働のまちづくりの推進

◇市民が日常生活をより豊かで快適に過ごせるよう、生活関連施設の一層の充実とともに協働のまちづくりの実現に向けて、必要に応じて地域住民の活動の場の確保を図る。

市街地整備方針図



	集落的環境地区		基礎改善地区		個人墓地禁止区域		河川・雨水幹線
	基礎整備済み地区(住居系)		新市街地整備検討地区		公営住宅(市営)		市街化調整区域
	基礎整備済み地区(産業系)		緑地		軌道交通軸		埋立予定地
	基礎整備地区		公園		跡地利用計画道路		
							自動車専用道路
							国道
							その他道路

2 都市基盤施設に関する方針

【都市基盤施設に関する現況】

- ◇本市の道路網は、中南部都市圏の主要な幹線道路である国道58号や国道330号等、南北方向の広域幹線道路、これらを補完する城間前田線や屋富祖城間線、パイプライン線、県道を中心に、骨格道路網が形成されている。
- ◇これらの道路では、市内の発生交通だけでなく、隣接市町からの自動車交通流入も多く、交通渋滞が慢性化している。また、交通についても広域交通・物流交通・生活交通等、多様化が進んでいるため、道路の機能分類を明確にし、交通体系の整序化を進めていくことが必要である。
- ◇公共交通としては、令和元年（2019年）にモノレールが本市まで区間延長され、「経塚駅」、「浦添前田駅」、「てだこ浦西駅」の3駅が整備された。開通当初と令和5年度（2023年度）の利用者数の変化をみると、全駅で約30%以上増加している。
- ◇一方で、本市における自家用車への依存度は高く、既存の公共交通利用率が低下し、バス路線の廃止等により、公共交通の利便性が低下している地域がみられる。
- ◇さらに、モノレール駅やバス停から200m以上離れ、公共交通を利用しづらい環境にあると考えられる公共交通不便地域は、道路幅が狭く、路線バス等の大型車両の通行が困難な地域を中心に点在しており、自ら移動することが困難な交通弱者等に対する公共交通の整備が求められている。
- ◇本県の海の玄関口である那覇港は、県民の生活・産業を支える重要な施設であり、平成8年（1996年）には那覇港港湾区域が本市の港川地先まで拡大されている。地理的・歴史的特性から、ヒト、モノ、情報の結節点として役割と発展が期待されており、沖縄県の経済自立に寄与する那覇港の整備、拡大が望まれている。
- ◇水道は、昭和37年（1962年）の給水開始から7次にわたる拡張事業を展開し、普及率100%の施設整備を達成している。
- ◇昭和46年（1971年）より、公共下水道事業に着手し、市街化の進展とともに事業区域を拡大し、下水道認可区域のうち約88%は整備済み（令和4年（2022年）3月末時点）となっており、整備から年数が経過した施設については老朽化が進行しているため、対策が求められている。

【都市基盤施設の基本的な方針】

- ☞ 広域的な道路ネットワークの形成
- ☞ 安全で快適な人中心の道路空間の創出
- ☞ 公共交通ネットワークの充実
- ☞ 交通結節点の機能強化
- ☞ 水道施設の強靱化と整備拡充
- ☞ 下水道施設の計画的な更新と維持管理

01

はじめに

02

都市の目標

03

まちづくり部門別方針

04

まちづくり地域別方針

05

計画の実現に向けて

(1) 都市交通

平成23年(2011年)10月に策定された浦添市交通基本計画及び令和6年(2024年)3月に策定された浦添市地域公共交通計画に基づき各施策を展開するものとする。

1) 公共交通

- ◇広域交通網と連携した支線公共交通(デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等)の導入により、市民の誰もが公共交通で移動できる環境整備を図る。
- ◇路線バスの運行が困難な狭あい道路が存在する公共交通不便地域を中心に、AIオンデマンド交通やグリーンスローモビリティ等の新たな交通手段を導入する等、地域特性に応じた持続可能な交通環境の形成を検討する。
- ◇自ら移動することが困難な高齢者や障がい者の自立した生活を支える生活交通を支援するとともに、介護タクシー等の事業を継続的に実施する。
- ◇誰もが移動しやすい交通体系の確立に向けて、シェアサイクル等の2次交通の更なる充実や、わかりやすい交通情報の提供を推進するとともに、観光資源に関連した交通体系の拡充に向けた観光MaaSの実装により、円滑な移動環境の形成を図る。
- ◇長期的には、沖縄県が検討している鉄軌道等の新しい公共交通の整備にあわせ、市内公共交通のネットワーク化を検討する。
- ◇モノレール駅と西海岸地域をつなぐ、東西の新しい公共交通の導入を検討する。
- ◇環境負荷が小さく、持続可能な社会の実現等の都市構造を誘導する交通施策を推進する。
- ◇公共交通の利用促進につながる自治会やイベント等と連携した利用者意識の啓発施策を推進するとともに、学校と連携したモビリティ・マネジメント教育の実施を推進する。



2) 道路

① 中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

- ◇中南部都市圏の骨格を形成し、主要な都市圏を結ぶ高規格幹線道路(沖縄自動車道)、地域高規格道路(沖縄西海岸道路)、主要幹線道路(国道58号、国道330号、城間前田線)等により構成されるネットワークについては、道路拡幅等による広域交通の円滑化を促進する。
- ◇国が検討している地域高規格道路(沖縄西海岸道路)については、周辺の土地利用や牧港補給地区の跡地利用等と連携したICの位置や線形、海や周辺海浜景観に配慮した整備等について検討し要望する。
- ◇城間前田線については、東西方向の道路ネットワークを構成しており、道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の早期整備を促進する。

重点的に整備を促進する道路

【地域高規格道路】

- 沖縄西海岸道路(新設)

【主要幹線道路】

- 中部縦貫道路(新設) ○城間前田線(拡幅)

②浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

- ◇沢岷石嶺線については、東西方向の幹線道路として道路ネットワークの強化を図る。
- ◇屋富祖城間線については、沿道の土地利用を活かした賑わいづくりに資する人中心の安全安心な道路空間の形成を検討する。
- ◇道路ネットワークについては、地域交通を円滑に処理し、主要施設へのアクセス向上に資する道路整備や交差点改良等を促進する。

重点的に整備を推進する道路

【幹線道路】

- 屋富祖城間線（拡幅） ○沢岷石嶺線 ○牧港線 ○大宮線 ○前田線

【補助幹線道路】

- パイプライン線（拡幅） ○市道港川伊祖線（拡幅）
- 安波茶沢岷線（拡幅） ○市道内間9号線（拡幅）
- 市道前田15号線（拡幅） ○市道オリオン通り線（拡幅）

【参考】道路ネットワークと主な機能（出典：浦添市交通基本計画）

道路	主な機能	本市における道路
高規格幹線道路	・自動車専用道路 ・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	沖縄自動車道
地域高規格道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ	沖縄西海岸道路
主要幹線道路	・都市圏の骨格を形成し、圏域間、都市圏内の主要な拠点を結ぶ ・高規格幹線道路への流出入する交通を円滑処理	国道58号 国道330号 城間前田線
幹線道路	・主要幹線道路へ流出入する交通を円滑処理 ・アクセス機能（沿道主要施設への出入り） ・市内の拠点間を結ぶ	パイプライン線 県道153号線 等
補助幹線道路	・主要幹線道路及び幹線道路に囲まれた地区内の交通を円滑処理 ・沿道にある施設や住宅等に関連する道路	安波茶沢岷線 市道港川伊祖線 等

③安全安心で快適に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ◇安全で快適な歩行空間の創出に向けて、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路の整備にあたっては、日差しの強い沖縄の太陽の下、快適な歩行空間を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮し、歩道の整備や街路樹の整備を促進する。
- ◇旧集落や市街地内を網羅する細街路（スーヅグワ）については、幹線道路とのアクセス強化を促し、地域の特性を活かした整備を図ることにより、道路としてだけでなく散策路としての空間を創出する。
- ◇主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路や河川沿いの緑道等については、花とみどりに囲まれた歩いて楽しく親しみのある道路環境づくりを促進する。

④景観形成と連携した道路整備

- ◇県道153号線については、浦添城跡等の歴史文化資源を有機的に結ぶ歴史街道の形成や観光ルートの形成を促進する。

◇浦添城跡等の歴史的エリアや臨海部における散策路、主要河川沿については、自転車道の整備等により自転車・歩行者ネットワークの充実を検討する。

⑤防災・減災まちづくりと連携した道路整備

◇主要幹線道路については、道路拡幅等により災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両や救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを補完する道路網として整備する。

⑥道路長寿命化修繕計画

◇老朽化している道路施設に関連する長寿命化修繕計画に基づき、これまでの事後的な修繕から予防保全型の維持管理への転換を図る等、災害につよい道路施設の機能保全を効率的に実施する。

3) 交通結節点

◇都心交通結節点については、大平IC高架下等のスペースを活用し、官民連携による公共交通や自転車等の複数の交通手段の利用に必要な機能の導入等について検討する。

◇総合交通結節点については、本市の東の玄関口であるてだこ浦西駅を中心に、てだこ浦西駅周辺土地地区画整理事業の整備にあわせ、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能を導入する。また、既存のP&R駐車場を活かし、幸地IC（仮称）の整備とあわせた公共交通と自動車の相互乗り換えの円滑化を図る。



◇集客力の向上に向けた取組を推進するため、拠点周辺の機能強化による利用者の増加に応じて、利便性のための新たな交通機能の導入を検討する。

◇複合交流交通結節点については、マリーナやクルーズ船岸壁が計画されている浦添ふ頭地区の整備や牧港補給地区の跡地利用と連携して、公共交通、自動車、自転車、徒歩、海上交通の利用に必要な機能の導入を検討する。

◇広域交通結節点については、主要幹線道路等の交差点であり、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

◇都市軸交通結節点については、環状道路の交差点であり、公共交通と徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

4) 港湾

◇那覇港の強み・特性を活かし、アジア・沖縄・日本全国をつなぎ、沖縄県のみならず日本全国及びアジアの成長に貢献する拠点港としての発展を目指し、貨物船・クルーズ船ターミナル等の整備を促進する。

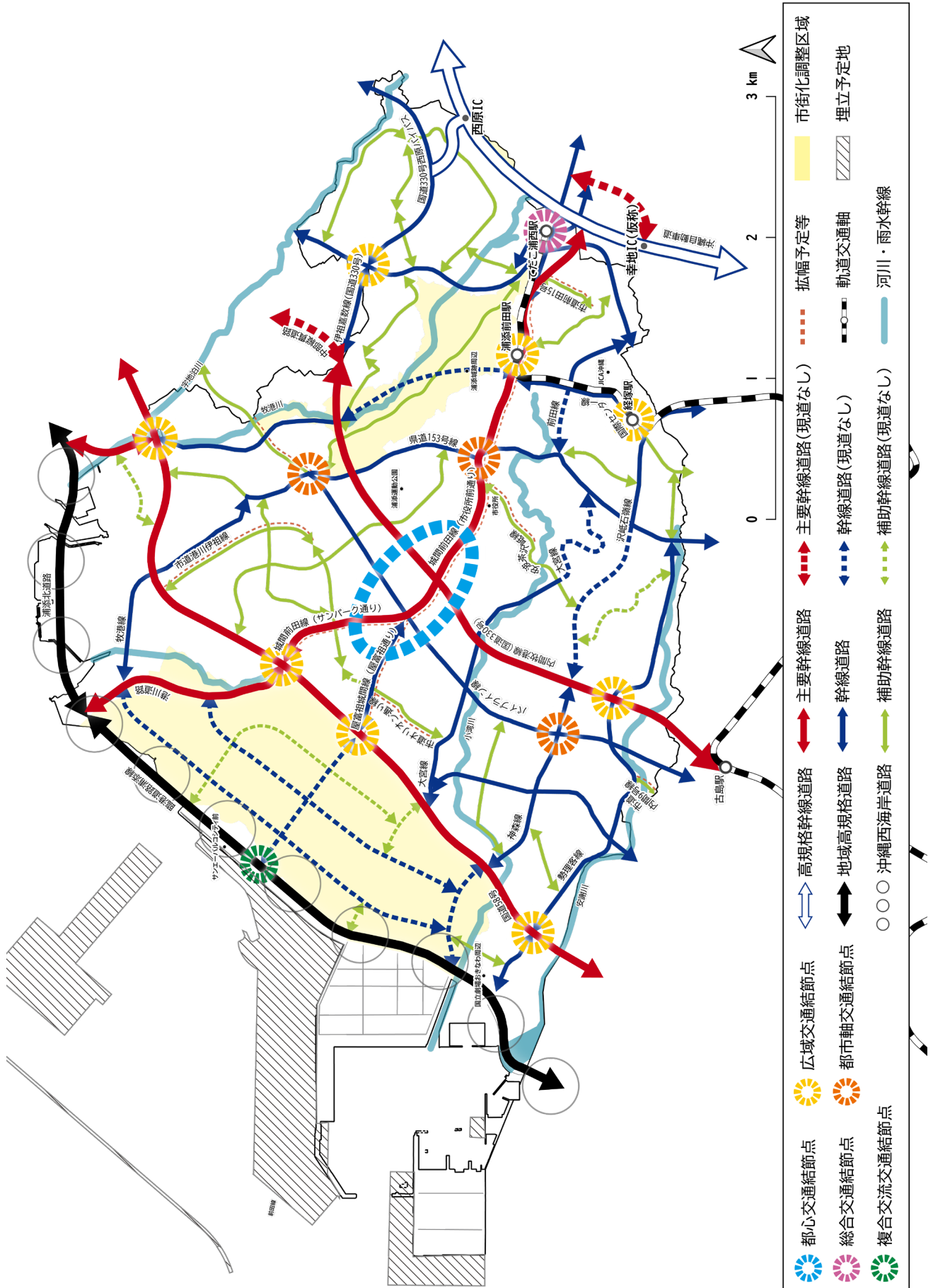
◇那覇空港や県内の主要な拠点とのアクセス向上を図る海上・陸上交通ネットワークの構築を検討する。

5) 協働による道路環境の形成

◇市民、自治会、通り会、企業、NPO等との連携・協力のもと、花とみどりに囲まれた歩いて楽しく親しみのもてる道路環境づくりを推進する。

◇市民が日常生活をより豊かに安全に快適に過ごせるよう、地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯の設置の支援を行う。

■都市交通方針図



- 01 はじめに
- 02 都市の目標
- 03 まちづくり部門別方針
- 04 まちづくり地域別方針
- 05 計画の実現に向けて

(2) 上水道

- ◇老朽化した管路や施設の更新、配水管網の再構築・耐震化等により水道施設の強靱化と整備拡充を図る。
- ◇現在施行中の土地区画整理事業及び牧港補給地区の跡地利用等、新たな市街地における新設配水管の整備を推進する。

(3) 下水道

- ◇小湾川、牧港川、安謝川については、河川沿いの緑化とともに、公共下水道整備により水質の向上を図る。
- ◇清潔で安全・快適な都市環境を形成するため、未整備区域や大雨時に冠水が発生している箇所、現在施行中の土地区画整理事業及び牧港補給地区の跡地利用等、新たな市街地における雨水及び汚水施設の整備を推進する。また、下水道普及率の向上を図ることにより、河川への生活排水の流入を抑制し、水質保全に努める。
- ◇老朽化が進行している施設に関しては、下水道施設ストックマネジメント計画に基づき、これまでの事後的な修繕から予防保全型の維持管理への転換を図る等、施設の機能保全を効率的に実施する。

3 都市環境に関する方針

【都市環境に関する現況】

- ◇本市には、小湾川、牧港川、安謝川、宇地泊川の4本の2級河川があり、それぞれ西海岸地域に流れている。
- ◇これらの河川は、市街地の拡大や緑地減少の影響から台風時や豪雨時の雨水集中流入により、河川整備方針・河川整備計画の策定が位置付けられ、安謝川水系河川整備計画（平成22年（2010年）4月）、小湾川水系河川整備方針（平成23年（2011年）3月）が策定されており、これらに基づき計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上が図られている。
- ◇みどりの骨格となる緑地の形成に関しては、歴史・文化を育み、人々の生活を優しく囲みこおくサティ森を保全・育成するとともに、クサティ森と公園、河川、道路等の主要な公共施設や、海岸線の緑化を図り、本市のみどりのネットワークとなる環状緑地帯が形成されている。
- ◇また、近年、循環型社会や自然共生社会、低炭素都市づくり、生物多様性への配慮、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策等、環境問題に対する様々な取組が広がっている。こうした状況の中、みどりは社会にとって重要な都市基盤（グリーンインフラ）として捉えられるようになっており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与する等、みどりの果たす役割が一層重要となっている。
- ◇さらに、大規模災害への備えや都市防災、安全安心を支えるものとしてみどりが注目される中、本市についても公園を避難地として指定しており、延焼防止機能等を有するみどりを保全・確保していくことが求められている。
- ◇本市は、琉球王統発祥の地として、浦添城跡等の歴史・文化的な景観や、河川、海浜、緑地、浦添断層崖等の地形により形づくられる自然景観、道路景観、市街地の景観等、多様な景観資源を有している。
- ◇戦後から残されてきた自然景観や歴史・文化的な景観を守り育てるとともに、量から質の向上を図るまちづくりに向けて、景観形成や住環境改善に取り組んでいる。平成18年（2006年）には、沖縄県内で2番目の景観行政団体となり、令和4年（2022年）に景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を改定し、景観まちづくりを推進している。
- ◇「浦添市景観まちづくり計画」については、これら本市の景観特性を踏まえ「てだこ市民によるウラオソイ風景づくり」を理念として位置付け、浦添らしい景観形成を図るとされている。
- ◇これらの都市環境の維持・保全を図るため、市民や市民活動団体、事業者、行政等が連携・協働して取り組んでいく必要がある。

【都市環境の基本的な方針】

- ☞風土を特徴づけるみどりや水辺の適切な保全・活用
- ☞付加価値の高い安全で快適な公園づくり
- ☞市街地における新たなみどりの創造
- ☞低炭素まちづくりの推進
- ☞地域特性に応じた魅力ある景観の形成
- ☞歴史・文化特性に配慮した沿道景観の形成

1) 河川・海浜・みどり

1) みどりの中心拠点

- ◇みどりの中心拠点については、浦添大公園や浦添カルチャーパーク、浦添運動公園等を中心とした広域都市住民のスポーツ・健康づくり及び歴史・文化活動の拠点であり、運動・レクリエーションを通じた人々の交流・賑わいと地域の活性化を創出する拠点づくりを図る。
- ◇公園や緑地等のみどりについては、グリーンインフラとして環境・防災・減災の観点から維持・保全を推進する。



2) 魅力向上拠点

- ◇魅力向上拠点については、市内外から訪れる人が憩い・賑わいの場としての公園や緑地等の整備を推進する。
- ◇国立劇場おきなわと一体的に整備した組踊公園は、南北に伸びる港湾緑地、東西に伸びる港と小湾川及び安謝川の水辺空間との一体化を図り、交流文化のみどりの拠点となるよう活用する。
- ◇経塚駅前に整備する経塚公園は、その立地特性を活かし、住民と来訪者との交流の場とするとともに、まちを活性化させる公園として、パークマネジメントの視点で整備を推進する。
- ◇カーミージーや空寿崎周辺については、市民等の活動団体との協働による保全と活用を図り、海浜公園及び拠点施設を整備するとともに、豊かな海浜環境を活用した環境学習・賑わいレクリエーションの場の形成を図る。



3) みどりの地域拠点

- ◇みどりの地域拠点については、身近なみどりとして都市環境の保全や都市防災の向上、レクリエーション活動の場等、様々な機能を有した公園緑地として維持・整備を推進する。
- ◇牧港緑地やクニンドーの森公園等は、周辺住民の里山として散策が楽しめる身近なみどりの整備を推進する。

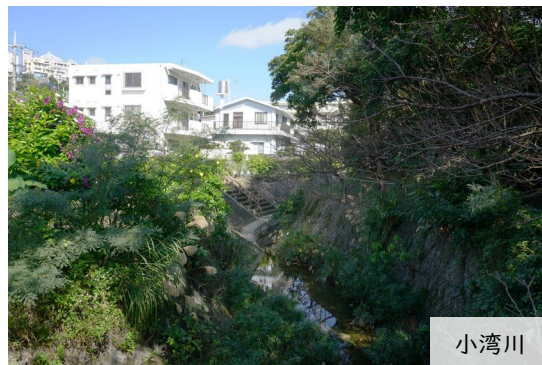
4) 水とみどりの環状軸

①みどりの軸

- ◇浦添大公園から前田、沢岬にかけて広がるクサティ森（緑地帯）については、地域制緑地の指定や都市緑地としての整備等による保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための育成に努める。
- ◇主要幹線道路及び幹線道路等は、本市のみどりイメージを向上させるため、街路樹の活用や管理の充実とともに、浦添らしい豊かな道路景観の創出を図る。
- ◇街路樹の剪定や道路空間の定期的な清掃等、道路空間の維持管理に努めるとともに、地域に親しまれる樹種の選定や緑道及びポケットパークの整備、無電柱化等により、快適な道路空間の形成を図る。

②水辺の軸

◇安謝川水系河川整備計画（平成22年（2010年）4月）、小湾川水系河川整備方針（平成23年（2011年）3月）に基づく計画的な改修を促進し、治水・利水機能の向上を図る。



小湾川

◇河川は潤いと安らぎをもたらす空間であることから、2級河川の管理者である沖縄県との連携や地域住民との合意形成を図るとともに、

十分な安全性を確保した上で、児童生徒の環境学習の場、河川沿いの自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。

◇河川環境の整備と保全に関しては、治水との調和を図りながら動植物の生息・生育環境の保全に努め、水辺に親しみ、安らぎやくつろぎを享受できる場の確保により、人々が集い、賑わう水辺空間の創出を促進する。

◇シンカーについては、まとまったみどりや多様な生物の生息地として保全・活用に努めるとともに、自然環境と調和のとれた浸水対策の実現を図る。

5) 公園・緑地

◇広域都市住民のスポーツ・レクリエーション活動及び歴史・文化活動の拠点となる浦添大公園や浦添カルチャーパーク、浦添運動公園等は、高齢者や児童、障がい者等も安心して利用できるユニバーサルデザインを導入した施設整備とともに、公園内の緑地や施設については安全性の向上を図る等、適正な維持管理に努める。

◇浦添運動公園を中心として、プロ野球等のプロスポーツのキャンプ地や市民のスポーツ活動等、利用促進を図るとともに、生涯学習交流拠点としての形成を推進する。

◇住区基幹公園は、地域住民にとって身近な安らぎの場、レクリエーションの場、災害時の避難場所等の多様な機能があり、遊具の安全性確保等、公園の適正な維持管理と適切な利活用とともに、新たな住区基幹公園については、公園づくりワークショップ等を通じて、地域住民と十分な合意形成を図りながら、適正な配置を検討する。

◇市街地内の潤いを創出するため、公園・学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。また、住宅等の民間施設については、景観形成等と連携して敷地内緑化や屋上緑化、壁面緑化等の推進を図る。



牧港補給地区

◇牧港補給地区における公園整備については、牧港補給地区跡地利用計画に基づき、周辺の土地利用と連携し、民間活力を活かした賑わいの場や西海岸地域の夕陽を望む公園の整備を推進する。

6) みどりの保全・活用推進区域

◇市内の良好な斜面緑地等を保全するため、土地所有者の協力を得て、市が土地所有者と契約を交わし、樹林地を一定期間市民へ公園的に利用させる市民緑地制度や、豊かなみどりの景観や環境を維持するための緑地保全地域の指定等、地域制緑地制度の活用を推進する。

7) 自然的環境を保全する区域

◇サンゴ礁群と自然海浜で構成されるカーミージー地先については、自然環境の保全とともに、西海岸地域の将来的な土地利用と連携し、魅力あるウォーターフロントの形成を図る。

8) 協働による水とみどりのまちづくりの推進

◇水とみどりの保全・創出に向けて、ワークショップの開催や愛護活動団体と連携した維持管理を図る等、地域住民やNPO等の多様な主体との協働による水とみどりのまちづくりを推進する。

◇水やみどりに関する情報提供や支援を充実させるとともに、安全教育や環境教育、普及啓発に努める。

◇西海岸地域のシンボル「カーミージー」周辺の里浜等は、保全しながらみんなの憩いの場として活用する「協働のまちづくり」に寄与することを目指す。

◇市民生活や企業等の社会経済活動における3R運動を徹底する等、循環型社会の構築を目指す。

9) 低炭素まちづくりの推進

◇近年、全国的に気候変動に伴う自然災害が激甚化・頻発化している状況下について、環境への負荷を減らし、持続可能な都市を実現していくため、低炭素まちづくりを推進する。

◇立地適正化計画と連動した集約型都市構造へと転換を図る中で、モノレール・バス等の利便性の向上や歩きやすい歩道の整備等により、公共交通や徒歩を軸とした環境負荷の少ない移動の実現を目指す。また、温室効果ガスの吸収源としての役割等、多面的な機能の発揮が期待される自然環境の保全、都市緑化を進める等、重層的な取組を推進する。

(2) 景観

景観は建造物といった人工的な要素のほか、緑や水辺といった自然の要素によって構成される視覚的な景色であり、令和4年(2022年)4月に改定された「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、良好な景観の形成や保全の推進に関する方針を定める。

また、より魅力的で活気があり、安全安心で歩けるまちづくりとして、同年7月に施行された「本市屋外広告物条例」に基づき、良好な広告景観づくりに関する方針を定める。

1) 景観地区

① 県道浦添西原線沿線景観地区

◇本市と首里を結ぶ沖縄都市モノレールの延長区間が開業したことを踏まえ、駅周辺地域の景観形成については、大きな景観変容も予測されることから、県道浦添西原線の沿線地区(沖縄都市モノレール区間)について景観地区に指定している。

◇本地区では、浦添城跡のバッファゾーンとしての景観特性を踏まえ、「歴史・緑の回廊で包まれ、浦添城跡の風薫る住みよいまち前田」、「浦添の歴史文化と都市軸が融合する、歩いて楽しい浦添城跡の麓のまち前田」を目標とした景観の形成を推進する。



② 西海岸景観地区

◇複合拠点にふさわしい賑わいとゆとりある質の高い景観形成を目指して、眺望、環境等へ配慮した建築物の意匠等のルールを定めるため景観地区に指定している。

◇本地区では、海岸との一体性、海がみえる風景の連続性の確保、人に優しいストレスフリーな移動を楽しむ環境整備等、西海岸地域のウォーターフロントにふさわしい魅力ある景観づくりを一層促進する。

2) 重点地区

◇仲間重点地区は、浦添の中の浦添(ドゥームラ)とも称され、浦添城跡をクサティ森として本市の行政・文化の中心として発展してきた。浦添市景観まちづくり条例に基づく重点地区として、瓦屋根や石垣等の維持保全、御嶽や拝所の整備、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置禁止等の規制により、良好な景観形成を図る。

◇今後は、「水・緑が感じられるてだこの城下町(城跡まち)づくり」の実現を目指し、住民との合意形成を図り、景観地区の指定に努める。



3) 景観重点・優先エリア

◇浦添市景観まちづくり計画を戦略的に推進していくためには、各自治会のまちづくり活動等の機運や今後の景観変容をもたらす事業等が予定されている地区について、先導的に推進していくことが重要となることから、以下の地区については、重点地区や景観地区の指定、拡張に向けた検討を行う。

【浦添城跡周辺エリア】茶山地区、沖縄都市モノレール沿線地区、当山地区

【西海岸及び港川周辺エリア】カーミージー周辺地区、城間港川地区

【シンボルロードエリア】シンボルロード地区

4) 景観重要公共施設

◇主要な社会基盤等として、地域の風景の中で親しまれているシンボルロードや河川・都市公園・海岸・港湾等について、公共施設管理者と協議し同意を得た上で景観重要公共施設に指定する。

◇城間前田線は、浦添城跡周辺地区として歴史・文化特性に配慮した道路景観づくりに配慮する観点から景観重要公共施設に指定しており、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、一体性のある道路空間を確保するとともに、本市の都市軸としてふさわしい風格のある道路景観や沿道景観の形成に努める。

◇景観重要公共施設の指定が期待される施設については、公共施設の管理者や学識有識者等の意見を伺いつつ、関係部局と連携を図りながら、景観重要公共施設の指定について検討する。

【景観重要公共施設指定候補地】

- ・臨港道路浦添線
- ・国際センター線
- ・勢理客線(シーサー通り)
- ・てだこ浦西駅
- ・カーミージー海浜公園 等



カーミージー海浜公園

5) 骨格別景観形成方針

① 歴史文化のよりどころ地区

◇浦添城跡や伊祖城跡、仲間集落、歴史の道等、本市の歴史文化資源で構成される地区である。

◇市民の歴史文化のよりどころである浦添城跡・伊祖城跡が主役となる景観形成の推進を図るため、浦添城跡・伊祖城跡の修復・復元・整備に努めるほか、建築物の高さ、規模形態、素材、色彩等に配慮し、城跡周辺地区の佇まいにふさわしい景観形成に努める。

◇浦添城跡と密接なつながりを持つ首里城までの歴史の道の連続性に配慮した景観形成に努める。



浦添城跡

②沿道景観形成地区

◇街路樹の維持管理を行い、良好な道路景観の形成を図る。

③伝統集落地区

◇伝統集落を擁護するクサティ森と御嶽等の大切な地域資源を保全・回復を推進するとともに、伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める。

④跡地利用計画地区

◇牧港補給地区については、牧港補給地区跡地利用計画に基づき、景観形成にあたり、沖縄の気候・風土に適した建築形態を推進することで、エネルギー消費の少ない環境先端都市にふさわしい景観づくりを目指す。

◇世界中から多くの人・企業・投資を呼び込む際の地区の魅力となるよう、歴史を活かした独自性のあるまち並みや、西海岸地域の夕日を望む立地特性・地形を最大限活かしたまち並みの形成を図る。



牧港補給地区

6) 市街化調整区域

◇市街化調整区域については、本市の自然環境を構成する地区として斜面緑地や河川沿いの緑地の維持・保全を推進する。

◇墓園等は、みどりに被われ、周辺の風景と調和した景観形成を推進する。

7) 地域資源の適正な維持管理と利活用促進

◇地域の象徴となるような公共施設、地域住民によって大切に守られてきた拝所や地域ゆかりの場所等については、景観まちづくりや文化財等関係部局と連携を図り、景観や観光、地域の資源として維持管理や活用について検討を行う。また、必要に応じて情報板や案内板の整備を行う。

◇市内で個別に存在する文化財を有機的なつながりを持つ総体として保存・活用するため、今後の目標や取組の内容を記した「文化財保存活用地域計画」の策定を図る。

8) 協働による景観まちづくりの推進

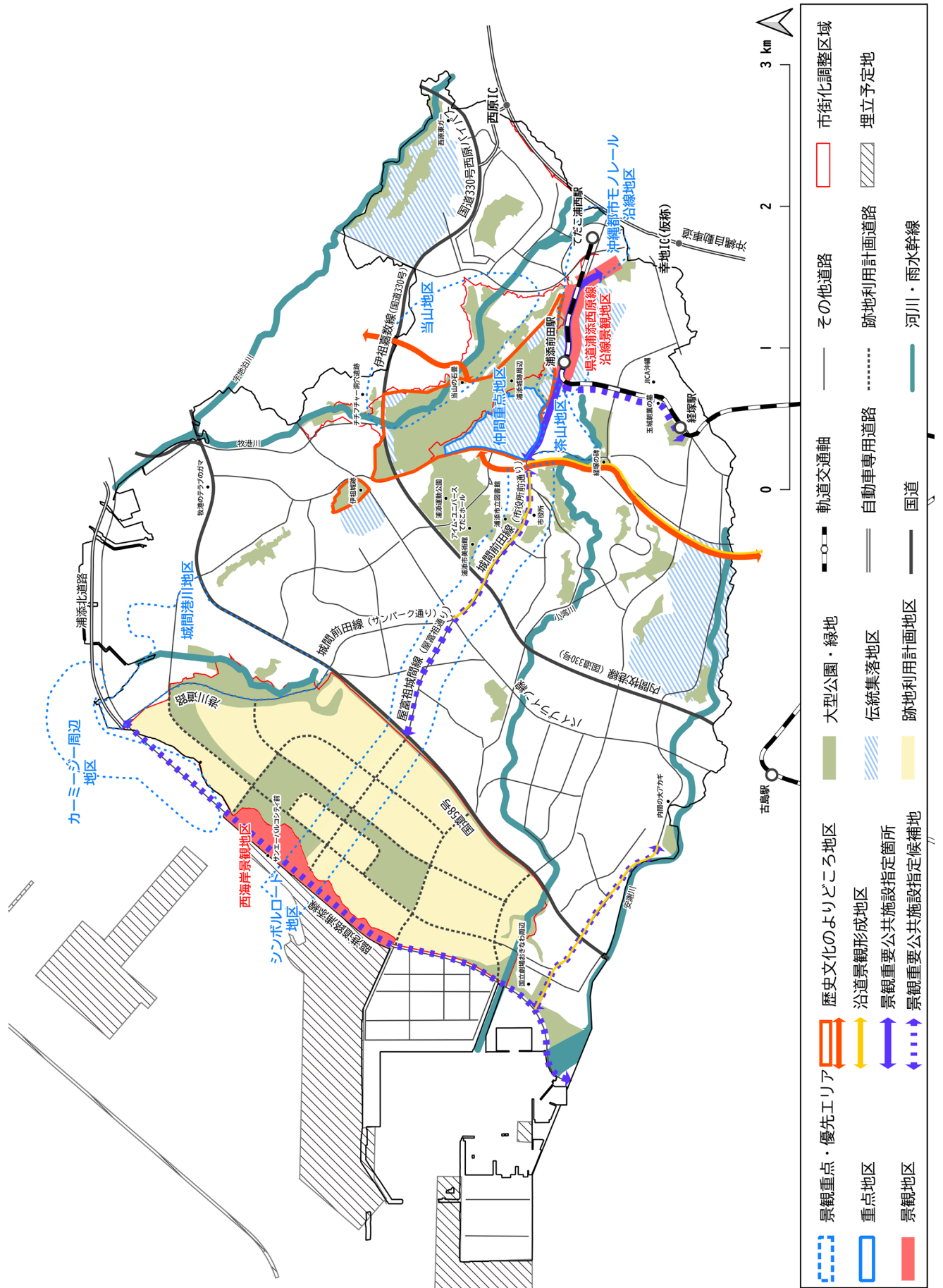
◇行政とNPO等の市民活動団体、事業者等が一体になり、それぞれの立場で主体的な景観形成活動が行われるよう、景観資源や景観保全活動等に関する情報提供や意識醸成を図るとともに、景観まちづくりの取組や活動を支援する。

9) 魅力的で秩序ある広告景観づくりの推進

◇地域の魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導していくため、本市景観まちづくり計画の土地利用ゾーンや景観エリアを踏まえつつ、地域の特性や都市構造等を考慮して、本市域を8つの地区に区分している。

◇8つの地区では、各地区の方針を定め、その地区に相応しい広告物の表示及び掲出となるよう、禁止地域(第1種・第2種)と許可地域(第1種・第2種・第3種)、良好な眺望景観を保全する眺望保全地区に分けて、屋外広告物の規制及び誘導を図り、魅力的で秩序ある広告景観づくりを推進する。

■ 景観の方針図



- ▭ 景観重点・優先エリア
- ▭ 重点地区
- ▭ 景観地区
- ▭ 歴史文化のよりどころ地区
- ▭ 沿道景観形成地区
- ▭ 景観重要公共施設指定箇所
- ▭ 景観重要公共施設指定候補地
- ▭ 大型公園・緑地
- ▭ 伝統集落地区
- ▭ 跡地利用計画地区
- 軌道交通軸
- 自動車専用道路
- 国道
- その他道路
- 跡地利用計画道路
- 河川・雨水幹線
- ▭ 市街化調整区域
- ▭ 埋立予定地
- 跡地利用計画道路
- 国道

4 防災・減災まちづくりに関する方針

【防災・減災まちづくりに関する現況】

- ◇本市は、台風等による風水害の発災や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れた物理的条件下にあり、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ地域である。
- ◇平成24年(2012年)から令和4年(2022年)にかけては34箇所内水や土砂災害等の災害が発生しており、近年の気候変動等による想定を超える自然災害への対応が求められている。
- ◇土砂災害特別警戒区域や災害危険区域等の災害レッドゾーンが指定されているほか、津波浸水想定区域や高潮浸水想定区域等の災害イエローゾーンが西海岸地域の沿岸部に指定されている。
- ◇物理的環境の整備・計画等のハード面だけでなく、防災・減災知識の普及・啓発活動、災害対策を可能とする地域体制づくり等のソフト面を充実させ、災害に対して安全な都市空間の形成が求められている。

【防災・減災まちづくりの基本的な方針】

- ☞ 災害対策の推進
- ☞ 災害時における円滑な避難や防災活動の推進
- ☞ 自助・共助・公助による地域防災力の向上

(1) 防災・減災まちづくり

浦添市地域防災計画及び浦添市国土強靱化地域計画に基づき、基本方針を設定する。また、浦添市立地適正化計画における防災指針と整合・連携を図る。

1) 市街地の防災性の向上

◇市街地では、建物が密集して立地しているエリアにおける防火性の向上が求められていることから、耐震化や建物の不燃化等の適切な更新を促進するとともに、防火地域や準防火地域の指定を推進する。

2) 公共施設の耐震化及び不燃化の推進

- ◇公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等により耐風や耐震、耐火対策を推進する。
- ◇特に、体育館等の災害時の避難所となる公共施設については、耐風対策や耐震補強工事等を優先的に行うものとする。
- ◇戦後整備が進められてきた上下水道等のインフラについては、耐震化を推進する。

3) 避難場所の確保と防災機能の充実

- ◇公立学校や公園、主要な交通結節点等については、避難場所を確保し、各施設の防災機能を充実させるほか、防災用施設の整備や案内板の設置等を図る。
- ◇モノレール駅周辺については、施行中の土地区画整理事業と連携し、災害時の物資や医療提供等、災害復旧活動の場となる防災拠点の形成を図る。

◇民間事業者等と連携し、要配慮者に対応した福祉避難所や、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を図る。

4) 避難経路の確保

◇国道58号や城間前田線等の道路拡幅により、災害時における避難経路の確保を図るとともに、緊急車両、救急車両の通行を確保する緊急輸送道路ネットワークを形成する。

◇災害時に西洲地区等の周辺地域から迅速・安全に避難できるよう、避難道路・緊急輸送路の役割を担う道路整備を行う。

5) 浸水対策

◇西海岸地域については、津波避難ビルの指定や指定施設との連携強化を図るとともに、西海岸地域の開発等の進捗をみながら、津波等の災害発生時の防災・減災のあり方について検討を行う。

◇想定最大規模降雨を上回る豪雨による浸水被害が懸念されることから、内水浸水想定区域図を作成し、住民等に対して公表・周知を行うことで、被害軽減対策を促進する。また、関係機関と連携し、適切な防災・減災対策について検討する。

6) 土砂災害等への対策

◇斜面緑地等については地域制緑地の指定等により保全を図るとともに、沖縄県との連携により地すべり防止・土砂災害等への対策事業を促進する。

◇災害リスクが高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

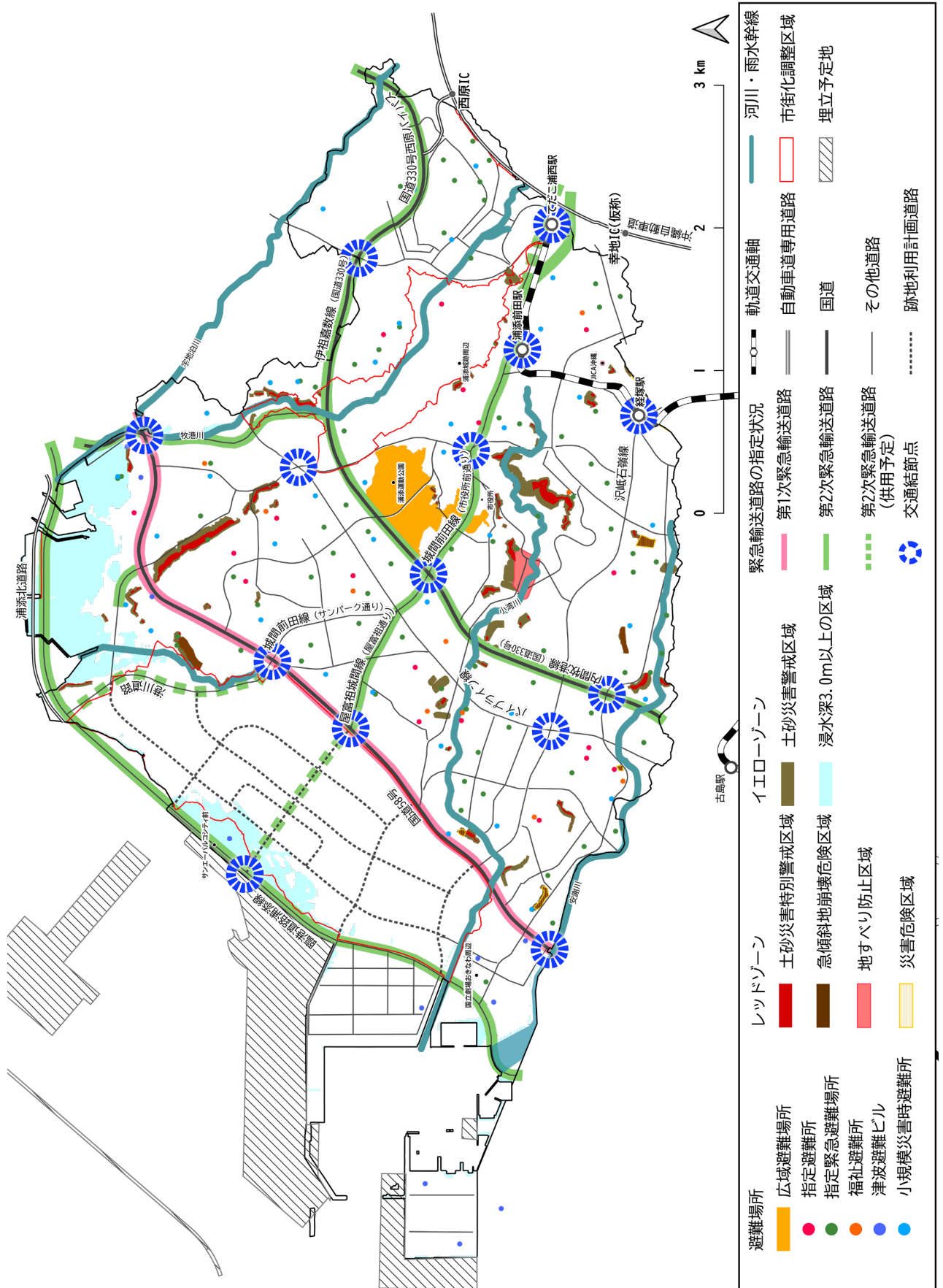
7) 自助・共助・公助による災害に備える体制づくり

◇災害に強く安全安心なまちづくりを実現するために、自分自身や家族で備える自助、地域で助け合う共助、行政が行う公助による取組を推進し、地域防災力の向上を図る。

◇災害に関する情報提供を積極的に行うとともに、地域コミュニティによる防災訓練を支援する等、災害時の避難体制や連絡体制の確立を図る。

◇観光客や外国人等の安全性の確保にあたっては、行政、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制等の整備を推進する。

■防災・減災まちづくり方針図



5 福祉のまちづくりに関する方針

【福祉のまちづくりに関する現況】

- ◇本市の65歳以上の人口数・割合はともに年々増加している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)には老年人口比率は30.3%になる見通しとなり、高齢になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、複雑・複合化する支援ニーズに対応できる取組に加え、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となっている。
- ◇一方で、現在の福祉の担い手である生産人口と将来の担い手である年少人口の割合は減少傾向にあり、増加する福祉のニーズに対して担い手が不足することが懸念される。
- ◇また、本市の世帯数は一貫して増加傾向にあるが、世帯当たり人数は減少傾向にあり、全国的な傾向と同様に単身世帯の増加や世帯規模の縮小が進行している。単身世帯の増加や世帯規模の縮小は家族間による支え合いが困難になることを示しており、支援を求める人々が増加することが想定される。
- ◇人口の転入・転出の傾向については、10代後半から20代前半にかけて転出超過の傾向にあり、その後、20代から30代前半にかけて転入超過に転じており、子育て世代が市内に転入していることが伺える。
- ◇在留外国人は、令和3年(2021年)以降、増加傾向である。令和5年(2023年)の在留外国人数は1,659人となっており、多様な人々に対する福祉のまちづくりの推進が求められている。

【福祉のまちづくりの基本的な方向性】

- ☞誰もが安心して住み続けられる住環境の確保
- ☞公共施設等におけるバリアフリー化の促進
- ☞地域コミュニティ活動の促進による地域で支える福祉社会の形成

(1) 福祉のまちづくり

1) 公共施設等におけるバリアフリー化の促進

- ◇市役所や道路、公園等の公共施設については、バリアフリー化を促進する等、誰もが利用しやすい環境(ユニバーサルデザイン)の整備を推進する。また、民間の施設についても、バリアフリー化の促進に努める。

2) 誰もが安心して住み続けられる住環境の確保

- ◇若者世帯や子育て世帯、また、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して住み続けられる環境を提供できるよう、市営住宅等での居住支援や民間住宅の整備促進、住宅取得に向けた住宅の情報提供等、誰もが安心して暮らせる仕組みづくりや住宅施策と福祉施策の連携による支援体制の拡充等に取り組む。
- ◇住宅確保要配慮者の居住の安定に資するよう、市営住宅入居の円滑化、民間活力を活用したセーフティネットの構築・活用を図るとともに、住宅確保要配慮者の住宅に関する相談体制の構築と情報提供の充実に努める。

3) 子ども・子育て支援の推進

- ◇子どもたちを育むまちの形成に向けて、相談受付体制の充実を図るとともに、放課後の居場所づくりや学校以外での活動場所の充実・確保に努め利用を促進する。
- ◇身近な地域について、育児に対する相談指導や子育て家庭同士の交流活動の支援等を図るとともに、多方面からの子育て支援が展開されるよう、子育てに関わる人材や団体をはじめ、社会資源が効果的に連携した支えあいのネットワークの強化を推進する。

4) 高齢者支援の推進

- ◇高齢者が身近な地域で生きがいを持って暮らしながら、地域の担い手・支え手にもなれるよう、地域活動や生涯学習活動等で多様なメニューの提供を行うとともに、就労ニーズを踏まえ、技能習得の支援や就業機会の確保を推進する。
- ◇社会の変容とともに複雑化・複合化していく高齢者や地域住民の課題に対し、住まい・医療・介護・介護予防・生活への支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進に向けて、包括的な支援ネットワークの拡充を促進し、地域包括ケアシステム構築の中核機関として位置付けられている地域包括支援センターの機能強化を図る。

5) 障がい者(児)支援の推進

- ◇障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場の提供」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について機能の強化を図る。
- ◇障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、学校卒業後までの各ライフステージについて、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や事業所等と連携しながら保育・療育・教育環境の充実とともに、個別の教育的ニーズに対しては、関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制強化を図る。

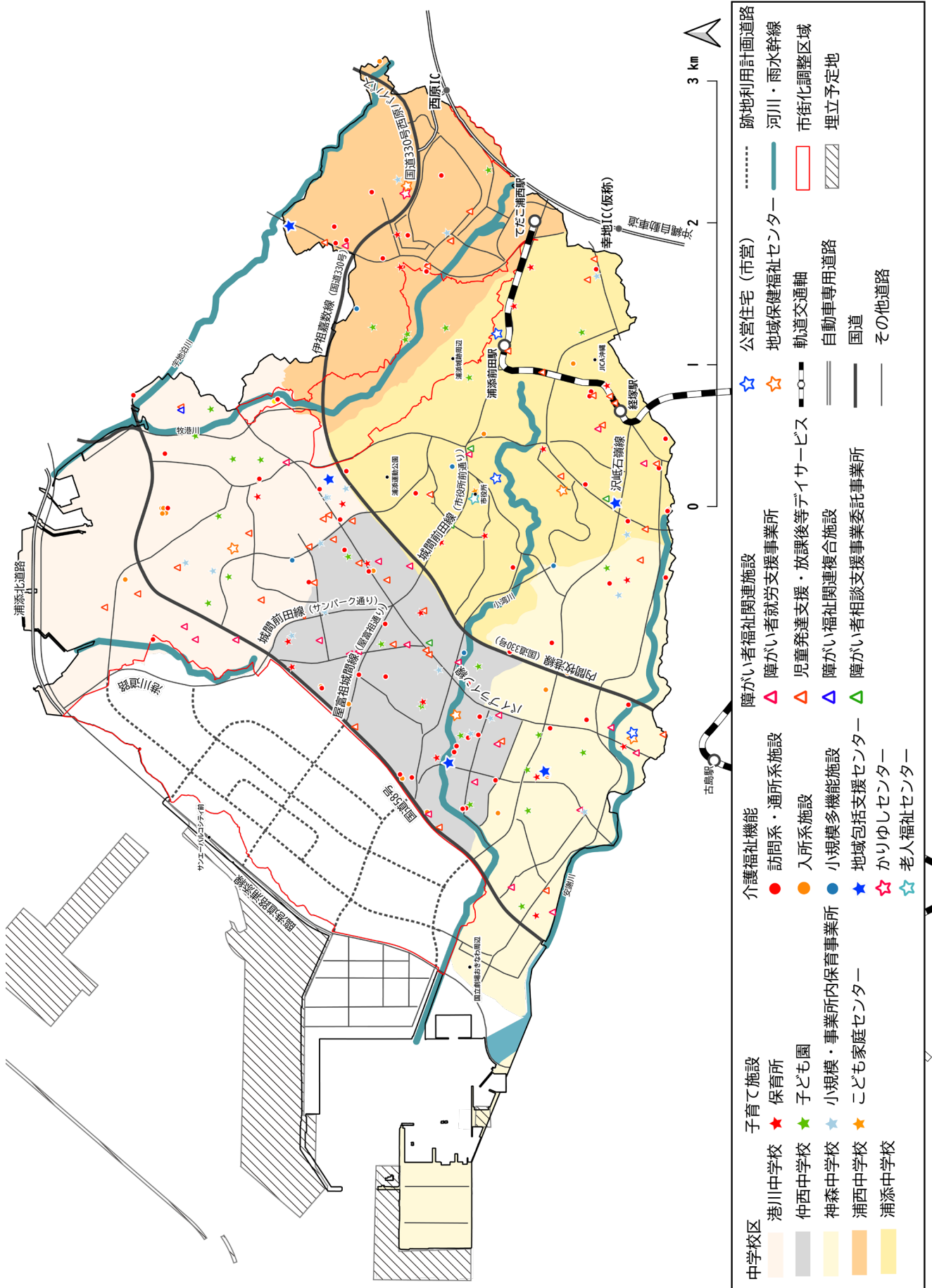
6) 地域コミュニティ活動の推進

- ◇都市計画分野については、地域活動の場の整備や地域の特色ある景観まちづくりの推進を通して、地域に対する愛着や誇りを醸成することにより、近年希薄になりつつある地域コミュニティの再構築を図る。
- ◇地域福祉活動の拠点として、各中学校区に設置している「地域保健福祉センター」を地域福祉活動の拠点として活用するとともに、浦添市社会福祉協議会が取り組む「中学校区コミュニティづくり推進委員会」や、より小さな単位での「行政区コミュニティづくり推進委員会」と連携しながら、本市における地域福祉の推進を図る。

7) 福祉施設の充実と利活用促進

- ◇既存の福祉施設については、相談窓口や情報提供機能、レクリエーション機能が確保されており、施設の利活用を促進するとともに、今後の高齢化の進行等に伴う社会情勢の変化に応じて適正な配置や整備を行う。
- ◇都市生活の質や都市活動の利便性の向上に資する利活用を目指し、本市の新たな福祉関連総合拠点の形成を目指す。

福祉のまちづくり方針図





まちづくり 地域別方針

- 1 地域区分について
- 2 まちづくり地域別方針

第4章 まちづくり地域別方針

1 地域区分について

(1) 基本的な考え方

「第3章まちづくり部門別方針」では、市全域を一つの整備単位とし、市全体の将来都市像やまちづくりの方向性を明らかにした。

「第4章まちづくり地域別方針」では、都市全体を幾つかの地域に区分し、地域ごとに「第3章まちづくり部門別方針」の具体化・詳細化を図りながら、地域住民の意向、地域の現況・課題及び特性等を踏まえた基本方針を定めることにより、「住民参加型のまちづくり」の実現を目指すものとする。

(2) 地域区分

地域区分を行うにあたっては、「地域特性を活かしたまちづくり」、「まちづくり部門別方針の具体化・詳細化」、「住民参加のまちづくり」の3点に留意し、最小コミュニティとなる自治会(41自治会)並びに地域の生活圏となる近隣住区(小学校区、II地区)を地域区分の基本単位とした。また、主要な河川、尾根線及び広幅員道路等の地形・地物を考慮して、都市計画マスタープランにおける地域を以下の8つに設定した。

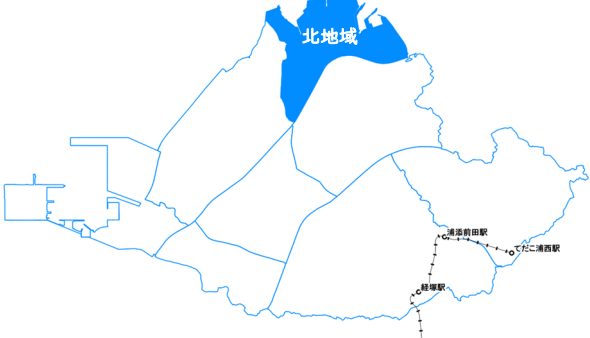
■地域区分図

- 1) 北地域: 国道58号北側かつ牧港補給地区東側の産業地域
- 2) 中央北地域: 国道58号、内間牧港線(国道330号)及び城間大通り線に囲まれた地域
- 3) 東地域: 国道330号西原バイパス南側かつ浦添大公園東側の地域
- 4) 中央南地域: 内間牧港線(国道330号)南側の行政等の公共・公益施設が集積する地域
- 5) 中央西地域: 国道58号、内間牧港線(国道330号)、城間大通り線、神森線に囲まれた地域
- 6) 南地域: 国道58号、内間牧港線(国道330号)、神森線、安謝川に囲まれた地域
- 7) 西地域: 国道58号西側の勢理客地区及び臨港道路浦添線西側の公有水面埋立地区
- 8) 新都市形成地域: 牧港補給地区全体及び臨港道路浦添線東側の公有水面埋立地区

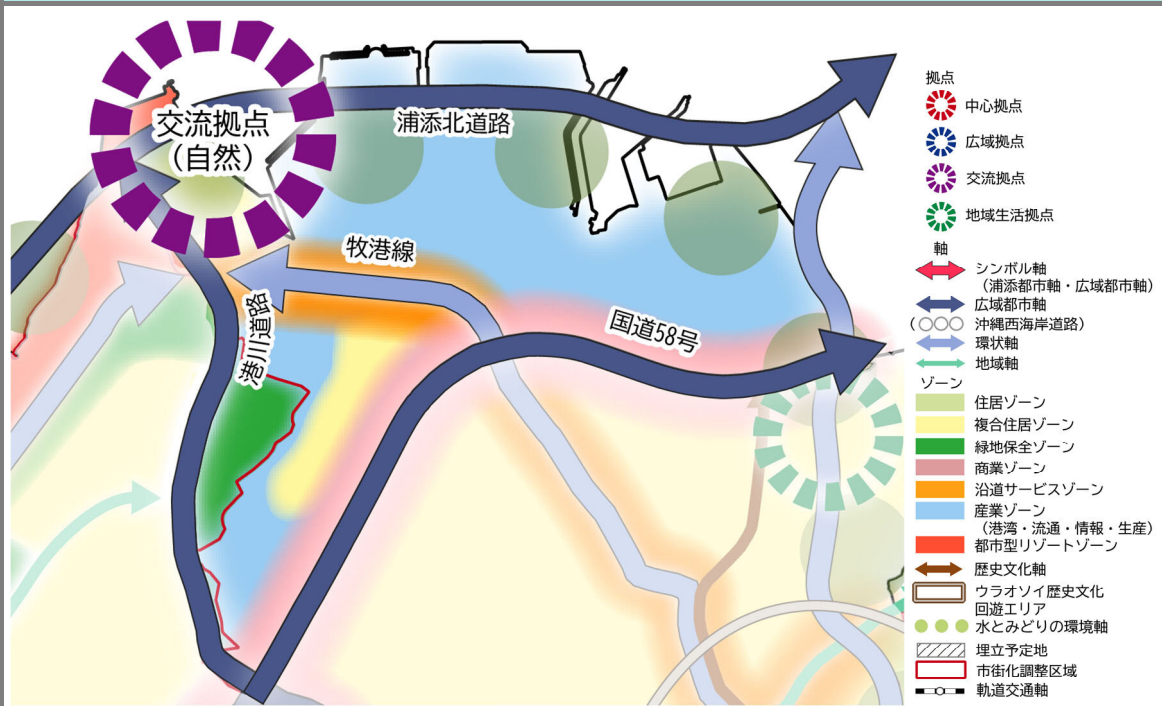


2 まちづくり地域別方針

(1) 北地域

1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号北側かつ牧港補給地区東側の産業地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港川、牧港、城間 	<p>◆人口 3,161 人(市人口の2.7%)</p> <p>◆世帯数 1,252 世帯(市世帯数の2.6%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の大半が工業系の土地利用となっている。 ・住居系は、国道58号北側の地区と、カーミージーや空寿崎周辺にみられる。 ・国道58号沿線に、広域的な商業機能が集積する。 ・牧港補給地区に隣接する地域には、まとまった緑地やシリンカーがみられる。

3) 将来都市像における位置付け



4) 地域の特性

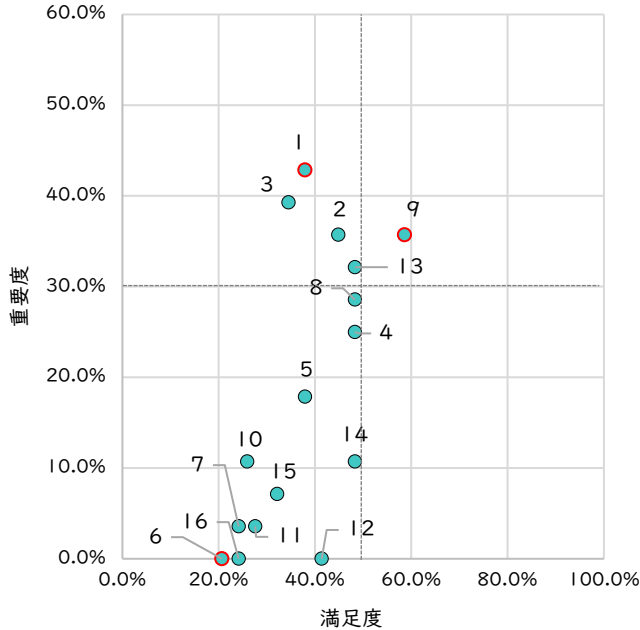
- ・本地域は、国道58号と海に囲まれており、海岸部については沖縄西海岸道路の整備が進められる一方で、カーミージーや空寿崎をはじめとした豊かな海浜環境やシリンカーとその周辺の緑地等、自然が多く残る地域である。
- ・海岸沿いには、電力会社等をはじめとする産業が集積し、特に沿岸域では牧港漁港や養殖場等の水産業が立地している。
- ・カーミージーや空寿崎周辺には、米軍住宅のなごりであるサンハイツ地区や崎原地区があり、シリンカー沿いのみどり豊かな低層住宅地等、良好な住宅地もみられる。

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「9.日ごろの買い物の便利さ・楽しさ」が最も高く、「6.公民館・集会所など地域活動施設の利便性」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「1.風水害や火災など災害に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民WSでの主な意見(地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.27.(月) 満洲市 第2回目市民ワークショップ A:北地域

既存の計画テーマ: 里浜(西海岸) 産業は飛躍しているけど環境への配慮を 安全なまち

豊かな海・川を~~活か~~し、産業と暮らしが調和したまち

の保全活用) 共存のほうがいいため?

重点項目

- 保全+環境教育 (環境への配慮、企業との協力、社会貢献)
- 観光の拠点として、アピール (エリアの特性をいかしたまちづくり、他にないものなので、見直しをしてほしい)
- 防災施設
- シェアサイクル
- 公園と隣接したコミュニティセンター (子育て支援も含めた複合施設)
- コンビニ (高齢者が利用する) ATM ちょっとした買い物
- インフラ整備 (トラック通車) 外付の充実 (通学路)

歩みやすい環境 (歩り) コミュニティがある 暮らしやすく

洪水解消

7) 将来市街地目標

豊かな海・川を保全活用し、産業と暮らしが調和した安全なまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・港川サンハイツ地区や崎原地区等の住宅地については、今後の建替え等における適正な誘導を図り、ゆとりある住環境の創出を促進する。
- ・浦添市民住宅については、住宅需要等や耐久性、安全性を勘案しながら、建替え等の適正な更新を図る。

②商業地

- ・国道58号沿線は、広域的な商業・業務地として位置付け、大規模小売業等を中心とした施設立地を図り、快適で機能的な商業・業務地区を形成する。
- ・城間交差点付近の商業地については、適正な市街地の更新を図ることにより、魅力的な商業地を形成する。
- ・国道58号沿道牧港地区地区計画については、策定から30年以上が経過しており、実際の土地利用のニーズと乖離が生じていること等を踏まえ、計画の見直し及び見直し方針の策定に向けた検討を行う。

③産業・業務地区

- ・港川や牧港については、火力発電所や各種工場、養殖場、物流倉庫、ホテル等の様々な産業が立地し、一部に税制特例が適用されている等、今後も産業集積が見込まれることから、引き続き産業・業務地区としての土地利用に努める。
- ・本市の生産拠点の一つである牧港漁港については、老朽化した施設の更新を推進する。また、豊かな自然や地域資源の価値、魅力を活かした海業の導入等の水産業の魅力を高める取組を推進する。
- ・牧港漁港周辺については、都市生活の質や都市活動の利便性の向上に資する利活用を目指し、各種制度の活用や都市計画の変更を検討する。

④都市型リゾート地区

- ・牧港補給地区と一体となり、西海岸の貴重な自然海浜を保全・活用し、自然環境学習をテーマとした施設整備等により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る。

⑤市街化調整区域

- ・現在、市街化調整区域となっている港川の緑地帯については、保全・活用を図るとともに、港川道路沿線については、周辺の土地利用の動向を踏まえ、沿道の土地利用について検討する。

(2) 都市交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通（デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○地域高規格道路

- ・国が検討している地域高規格道路（沖縄西海岸道路）については、周辺の土地利用や牧港補給地区の跡地利用等と連携したICの位置や線形、カーミージーや空寿崎等、豊かな自然環境や良好な景観との調和に配慮した整備等を促進する。

○主要幹線道路

- ・国道58号と沖縄西海岸道路を結ぶ港川道路については、周辺の緑地等の自然環境との調和に配慮しつつ、整備等を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○幹線道路

- ・環状軸として牧港線の整備を推進する。

○補助幹線道路

- ・(仮)上野線の整備を検討する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・歩行者ネットワークとして緑道の整備を検討し、地域住民の利便性や回遊性の向上を図る。
- ・歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・主要幹線道路等の交差点に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・港川地区における下水道未整備区域の整備を推進する。
- ・牧港川及びシリンカーの公共下水道整備による水質浄化を推進する。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・牧港川については、安全性を十分確保した上で、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・シリンカーについては、まとまったみどりや多様な生物の生息地として保全・活用に努めるとともに、自然環境と調和のとれた浸水対策の実現を図る。
- ・カーミージーや空寿崎周辺については、豊かな海浜環境を活用した歴史や環境学習・賑わいレクリエーションの場の形成を推進する。
- ・サンゴ礁と自然海浜で構成されるカーミージー地先については、自然環境の保全を図るとともに、西海岸地域の将来的な土地利用と連携した魅力あるウォーターフロントの形成を図る。
- ・住・商・工が混在する地域については、隣接する住宅地に配慮し、敷地内緑化の推進や緩衝緑地帯の確保に努める。
- ・市民に身近な公園が不足している地区については、公園整備を検討する。
- ・港川一帯の緑地については、保全・活用を図る。
- ・粟石等の石切場跡については、現位置や換地を含めて保全のあり方を検討し、記憶の継承を図る。

(5) 景観に関する方針

- ・カーミージー周辺地区については、豊かな海浜環境を活かした良好な景観形成を図るとともに、重点地区や景観地区の指定・拡張に向けた検討を行う。
- ・城間港川地区については、シリンカー及び周辺緑地一帯の保全と良好な景観形成を図るとともに、重点地区や景観地区の指定・拡張に向けた検討を行う。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備の検討を行う。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・西海岸地域については、津波避難ビルの指定及び連携強化を図るとともに、西海岸地域の開発の進捗を見ながら、津波等の災害発生時の防災・減災のあり方について検討を行う。

・土砂災害警戒区域や津波により3.0m以上の浸水等が想定されている災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

01

はじめに

02

都市の目標

03

まちづくり部門別方針

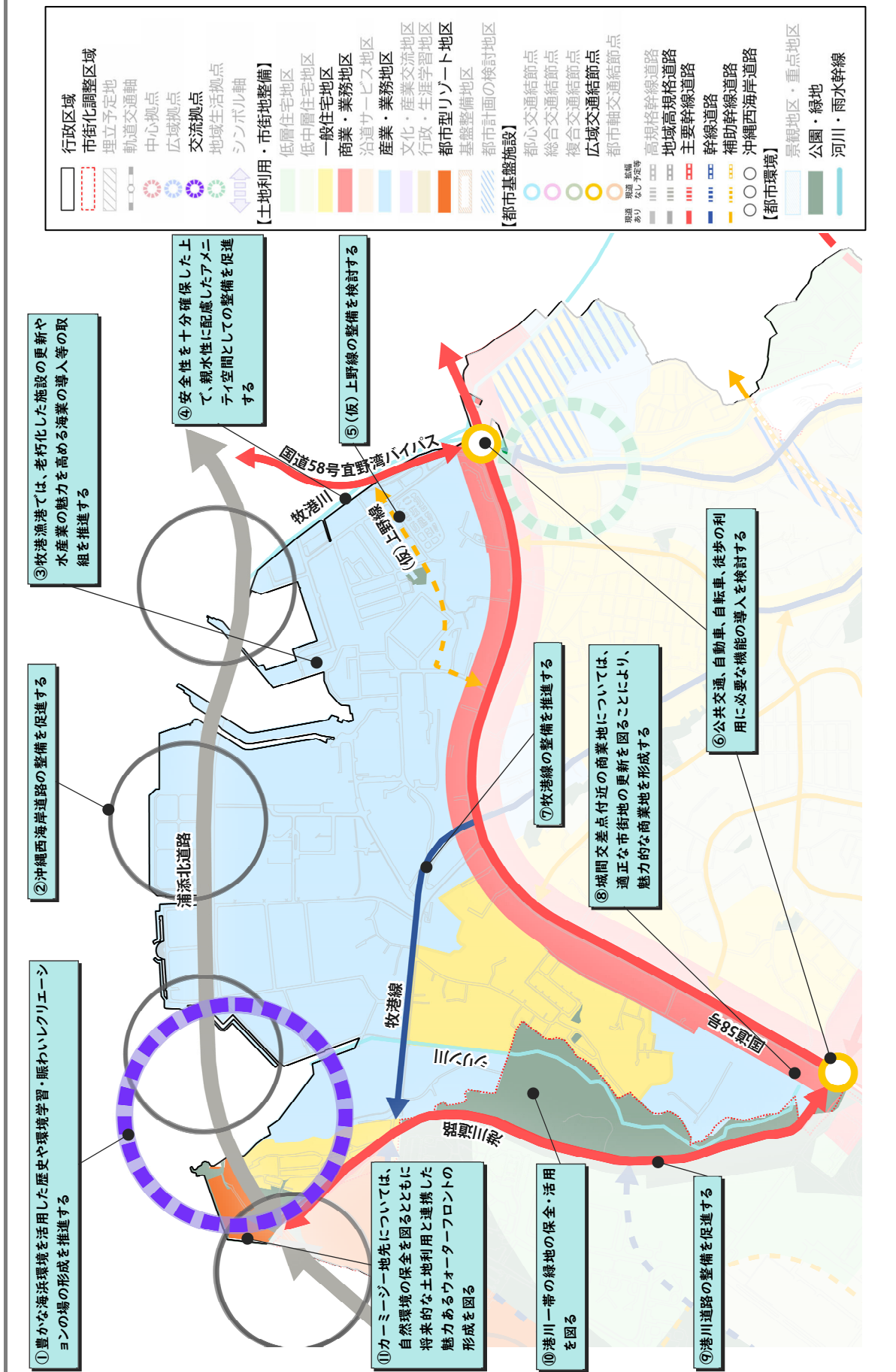
04

まちづくり地域別方針

05

計画の実現に向けて

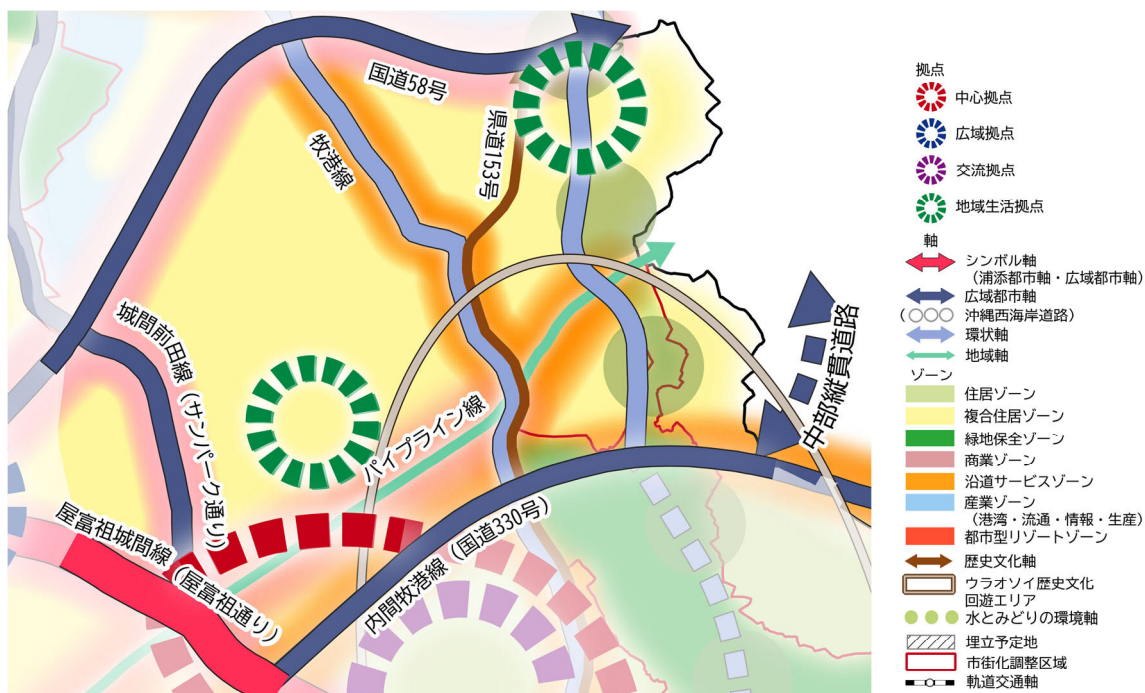
9) 北地域・方針図



(2) 中央北地域

1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、内間牧港線(国道330号)及び城間大通り線に囲まれた地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊祖、牧港、港川、城間 	<p>◆人口30,576人(市人口の26.4%)</p> <p>◆世帯数12,452世帯(市世帯数の26.3%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、パイプライン線及び城間前田線(サンパーク通り)沿線に商業系の土地利用がみられる。 ・伊祖公園一帯や牧港川沿いに緑地がみられる。 ・その他は住居系であるが、比較的規模の大きな工場が一部混在している。

3) 将来都市像における位置付け



4) 地域の特性

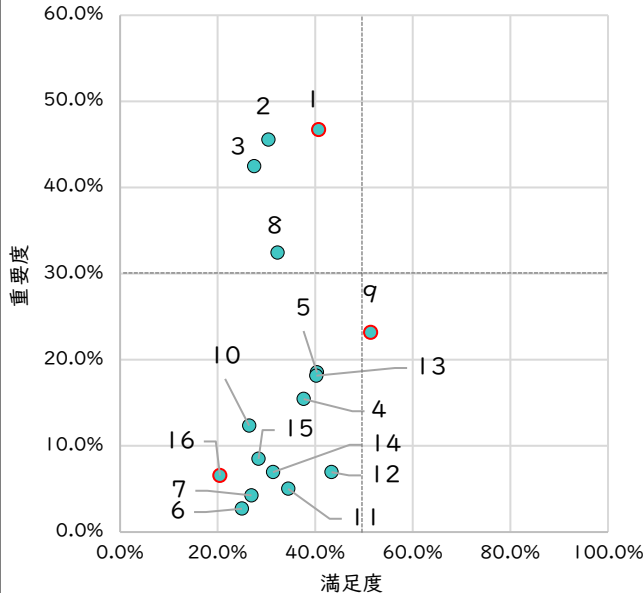
- ・本地域は、国道58号及び内間牧港線(国道330号)に挟まれ、伊祖の旧集落や牧港の旧市街地、伊祖・浅野浦の新市街地で構成される。
- ・地域内を通る城間前田線(サンパーク通り)やパイプライン線は本市の商業・業務地としてのポテンシャルを有している。
- ・伊祖城跡や古墓群、貝塚等の文化財が多く残る地域である。

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「9.日ごろの買い物の便利さ・楽しさ」が最も高く、「16.近所付き合いの豊かさ」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「1.風水害や火災など災害に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民WSでの主な意見(地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.27.(日) 浦添市 第2回目市民ワークショップ A:中央北地域

既存の計画テーマ

「継続して」コミュニティがある

誰もが暮らしやすい便利で安心なまち



重点項目

- R508 ビーン!!**
 - 車以外の手段
 - 渋滞解消
 - 主要道路が通るエリアに海までいける(か?)
 - 高齢者には暮らしやすい
- 道路整備**
 - 子供たちの遊び場の確保
 - スーパーが近い買い物しやすい
 - バス
 - 自転車
- 全世代にやさしい安全で自然文化保全のまち**
 - 海抜7mの地域、災害に強い
 - 高齢者交流の場を
 - 子供たちが楽しめる若年世代の取り組み
 - イベントが楽しめるようにしたい
- コミュニティバス (友誼モーターズ)**
 - 道路
 - 子供たちも安心できるように
 - ウォークアビリティ
 - 自転車置き場
 - スポーツ
 - マーケット
 - 公民館やイベントができるように複合施設(行政の窓口になる場所)

7) 将来市街地目標

コミュニティがある誰もが暮らしやすい便利で安心なまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・牧港4丁目地域は、住・商・工の用途が混在する地域であるため、周辺地域も含めた現況の土地利用を踏まえ、用途地域の見直し等により、住環境の維持・改善及び適切な土地利用を図る。
- ・伊祖集落周辺は、良好な低層住宅地として位置付け、伝統的なまちなみ景観の保全・回復に努める。
- ・城間や港川、牧港の一部地域について、生活道路の整備等、住環境の改善を図る。
- ・土地区画整理事業が行われた地区については、良好な市街地環境を形成している地区として、今後も維持・保全を図る。
- ・伊祖土地区画整理事業は事業完了から年数が経過していることから、市街地の安全性の維持・向上に向けた、住宅の耐震改修等を促進する。
- ・港川ステイツサイドタウンについては、既存の外国人住宅を活用した、小規模店舗と住宅等が立地する特徴ある地区が形成されている一方で、建物の老朽化等が進行していることから、地区の特徴を活かした市街地の更新を促進する。
- ・牧港や伊祖の一部地域については、コミュニティの維持と周辺の土地利用状況等に応じて、用途地域の見直し等を検討する。

②商業地

- ・城間前田線（サンパーク通り）は、屋富祖城間線（屋富祖通り）等と一体となった集客力のある広域的な商業・業務地として位置付け、緑陰やポケットパーク等の確保により快適な歩行空間を整備し、来街者のみならず地域住民が楽しめる商業・業務地の形成を図る。
- ・国道58号沿線は、広域的な商業・業務地として位置付け、小売業等を中心とした施設立地を図り、快適で機能的な商業・業務地を形成する。
- ・パイプライン線沿線は、日用雑貨店及び飲食店、娯楽施設等が立地し、本市住民に身近な商業地として、後背地の住宅地に配慮しつつ利便性の高い商業地の形成を図る。また、コミュニティの維持と周辺の土地利用状況等に応じて、沿道の土地利用に即した用途地域の見直し等を検討する。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通（デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・内間牧港線（国道330号）牧港付近から宜野湾市へ延伸する中部縦貫道路の整備を促進する。
- ・城間前田線（サンパーク通り）については、東西方向の道路ネットワークを構成しており、道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の早期整備を図る。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○幹線道路

- ・本市の環状軸として牧港線の整備を推進する。

○補助幹線道路

- ・パイプライン線の拡幅整備を促進する。
- ・市道港川伊祖線の拡幅整備を推進する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や、歴史を尊重した地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・国道58号と城間前田線（サンパーク通り）の交差点等に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。
- ・県道153号線とパイプライン線の交差点に位置する都市軸交通結節点については、公共交通と徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・牧港川については、公共下水道施設の整備を推進し、水質浄化を図る。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・安全性を十分確保した上で、親水性の確保について検討を行うとともに、牧港川沿いにおけるウォーキングコースや遊歩道の整備に向けた検討を行う。
- ・公園については、既存の公園の適正な維持管理を図るとともに、地域住民との合意形成を図った上で適正な配置を検討する。
- ・国指定名勝伊祖城跡及び伊祖公園へのアクセス道路の整備を促進する。
- ・水とみどりの環状軸の形成に向けて、伊祖城跡等の歴史文化資源を含む伊祖公園と連続する斜面緑地、牧港川沿いの斜面緑地の保全を図る。
- ・市街地に潤いをもたらす小規模な斜面緑地の保全・活用を図る。
- ・公園・学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。

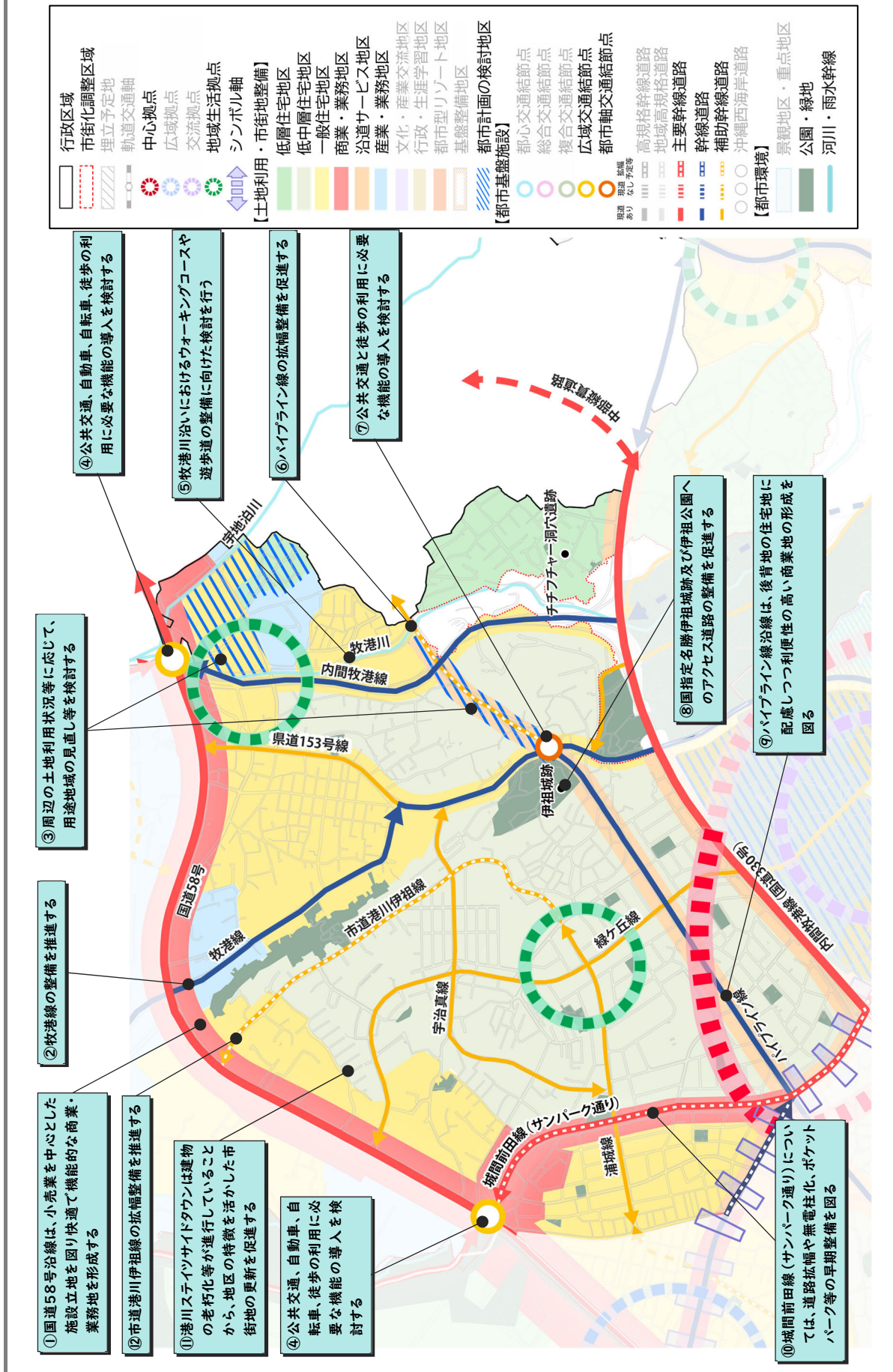
(5) 景観に関する方針

- ・伊祖の伝統的な集落地については、クサティ森と御嶽等の大切な地域資源を保全・回復を推進するとともに、伝統的な地区を意識した宅地の景観づくりに努める。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備の検討を行う。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

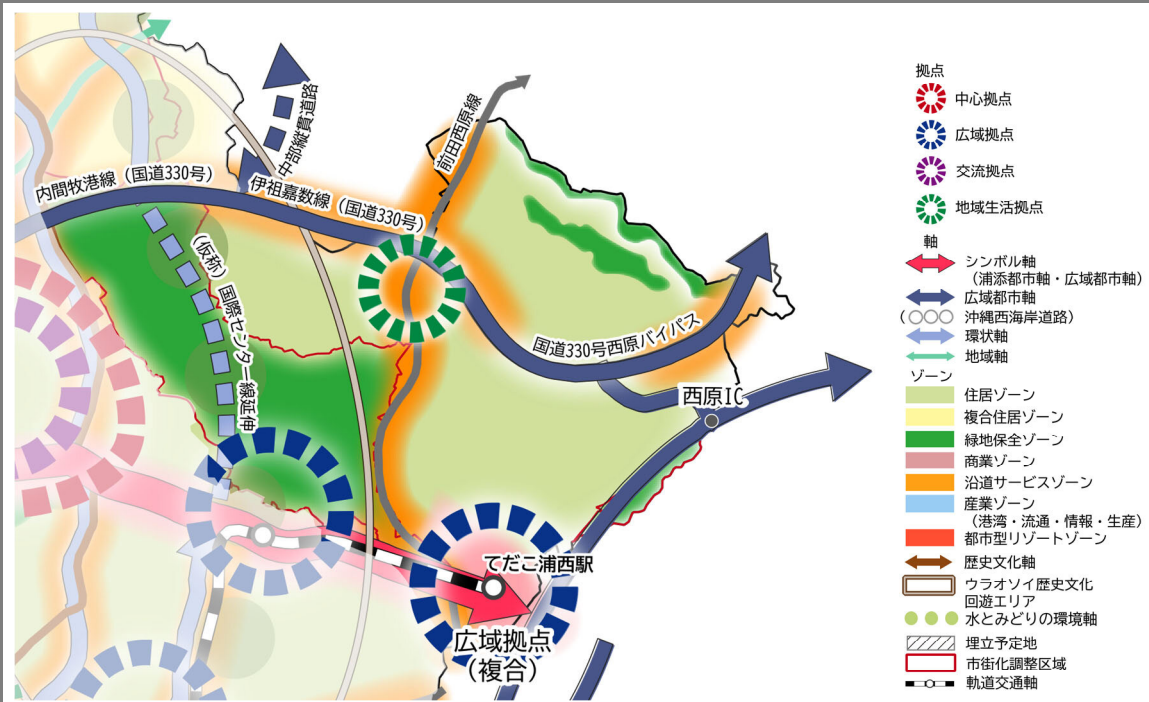
9) 中央北地域・方針図



(3) 東地域

1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道330号西原バイパス南側かつ浦添大公園東側の地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西原、当山、前田、仲間 	<p>◆人口14,294人(市人口の12.4%)</p> <p>◆世帯数5,742世帯(市世帯数の12.1%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前田西原線沿線で商業・業務施設の立地がみられる。 ・また大規模な斜面緑地が浦添大公園、浦添墓地公園等の公園として残されている。 ・牧港川の上流には一部農地が残っている。

3) 将来都市像における位置付け



4) 地域の特性

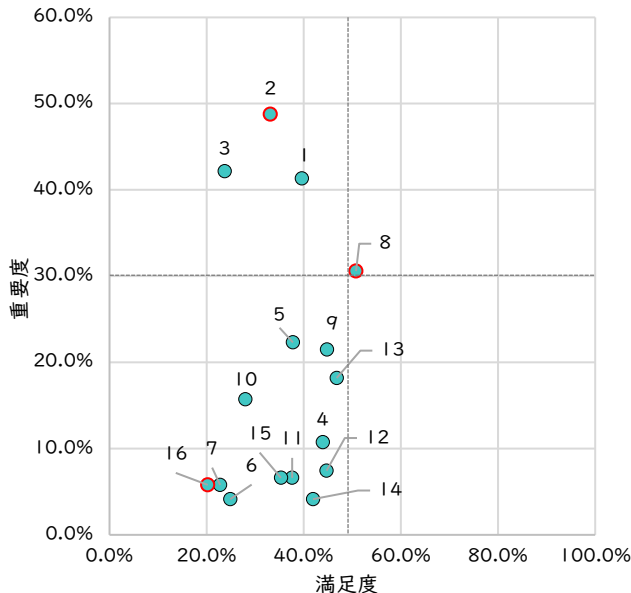
- ・本地域は、浦添大公園東側に位置し、西原、当山等の旧集落、西原土地区画整理事業による市街地によって形成されている。
- ・ただこ浦西駅や沖縄自動車道の西原ICが位置しており、広域的な本市の玄関口としてのポテンシャルを持つ地域である。
- ・モノレール駅周辺では、ただこ浦西駅周辺土地区画整理事業による新たなまちづくりが進められている。
- ・浦添大公園は、緑地の保全や水とみどりに親しみやすい空間形成が図られており、住民の憩いの場となっている。

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「8.モノレール・バスなどの公共交通の利便性」が最も高く、「16.近所付き合いの豊かさ」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「2.交差点や通学路など道路の安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民 WS での主な意見 (地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.28.(火) 浦添市 第2回市民ワークショップ B:東地域
 19:00~21:00
 既存の計画テーマ **キーワード** 東の玄関口・にぎわい・生まれ・交通結節点・異世代

歴史が薫りコミュニティが息づくやさしいまち

7) 将来市街地目標

歴史が薫りコミュニティが息づくやさしいまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・西原や当山の集落については、伝統的集落形態の保全・再生を図る。特に当山集落については、景観まちづくりと連携し、良好な低層住宅地の形成を図る。
- ・浦西団地地区は、低層住宅地として位置付け、良好な住環境の保全を図るとともに、高齢化や世代交代に応じた住宅の建替えによる適正な市街地更新に向けた都市計画の変更を検討する。
- ・西原土地区画整理事業によって創出された良好な市街地環境については、今後も維持・保全を図る。
- ・国道330号西原バイパス沿線は、良好な住環境が形成されていることから、周辺の土地利用に即した用途地域の見直し等を検討する。

②商業地

- ・前田西原線の沿線は、西原IC近接という地理的条件や、大規模商業施設が立地している特性を活かし、地域住民にとって利便性の高い沿道サービス地区の形成を図る。
- ・城間前田線（警察署前）の沿道及び前田西原線の沿道の一部が市街化調整区域となっているが、沿道の連続した賑わいを形成する土地利用の誘導を図るため、都市計画の変更を検討する。
- ・てだこ浦西駅周辺については、幸地IC（仮称）が整備されているほか、土地区画整理事業によるまちづくりが促進されている。モノレール駅や広域都市基盤の整備とあわせて、「総合交通拠点」としての立地を活かし、商業・業務施設の集積等による魅力あふれるまちの形成を図るとともに、災害復旧時の物資や医療等を充足させる防災拠点の形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが移動しやすい交通環境の形成に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通（デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・城間前田線については、道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の早期整備を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○補助幹線道路

- ・市道広栄1号線の整備を推進する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・本市の玄関口であるてだこ浦西駅に位置する総合交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。
- ・国道330号と前田西原線の交差点に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・牧港川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・牧港川、宇地泊川沿いについては、自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・骨格的な緑地である浦添大公園については、緑地の保全を図るとともに、浦添ようどれやようどれ館等、歴史文化資源の活用や、駐車場、アクセス道路の整備等利便性の向上を図り、利活用を促進する。
- ・公園については、既存の公園の適正な維持管理を図るとともに、地域住民との合意形成を図った上で、適正な配置を検討する。
- ・公園や学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。
- ・宜野湾市との境界線である宇地泊川周辺に残る緑地については、保全を図る。

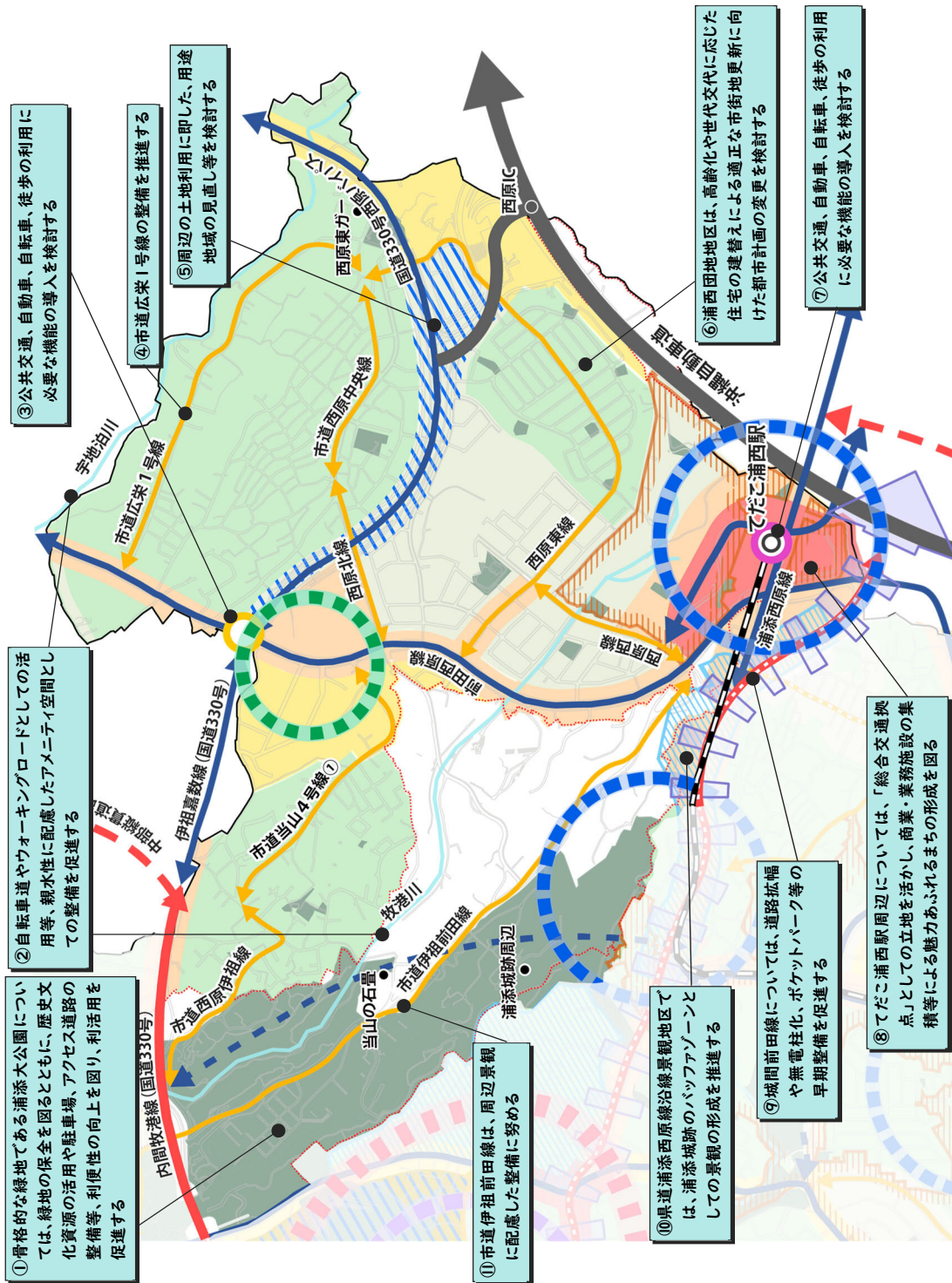
(5) 景観に関する方針

- ・当山地区は、浦添城跡が立地する琉球石灰岩堤の北側に位置し、かつての宿道である普天満参詣道がみられる。地区のクサティ森である斜面緑地の保全や、良好な集落景観の創出を図るとともに、重点地区や景観地区の指定・拡張に向けた検討を行う。
- ・県道浦添西原線沿線景観地区では、浦添城跡のバッファゾーンとしての景観特性を踏まえ、「歴史・緑の回廊で包まれ、浦添城跡の風薫る住みよいまち前田」、「浦添の歴史文化と都市軸が融合する、歩いて楽しい浦添城跡の麓のまち前田」を目標とした景観の形成を推進する。
- ・浦添西原線は、浦添城跡周辺地区として、歴史・文化特性に配慮した道路景観づくりに配慮する観点から景観重要公共施設に指定しており、本市のシンボルロードとして道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の整備を促進し、一体性のある道路空間を確保するとともに、本市の都市軸としてふさわしい風格のある道路景観や沿道景観の形成に努める。
- ・西原集落については、市指定文化財である西原東ガーや洗濯ガーがあり、クサティ森となる斜面緑地を保全するとともに、屋敷林や石垣の保全を促進し、潤いのある住環境を形成する。
- ・市道伊祖前田線は、歴史的に由緒ある地区を通る道路となっているため、周辺景観に配慮した整備に努める。
- ・浦添城跡とその周辺地区では、建築物の高さや規模、形状、素材、色等を考慮し、地区の風情にあった景観づくりに努める。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備等の検討を行う。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

9) 東地域・方針図



(4) 中央南地域

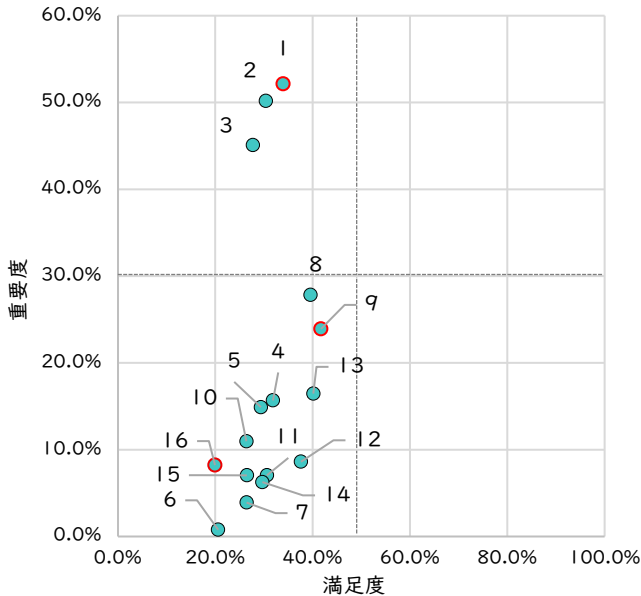
1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内間牧港線(国道330号)南側の行政等の公共・公益施設が集積する地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前田、仲間、安波茶、沢岷、大平、経塚 	<p>◆人口27,963人(市人口の24.2%)</p> <p>◆世帯数10,695世帯(市世帯数の22.6%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦添の行政・文化の中心となる城間前田線では、だこホール、美術館、社会福祉センター、図書館等の公共施設が集積している。 ・丘陵地には斜面林に囲まれた良好な住宅地が広がっている。 ・浦添西原線と県道153号線沿線の一部に商業系の土地利用がみられる。 ・地域南側では土地区画整理事業により、新たな住宅地が形成されている。
3) 将来都市像における位置付け	
 <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 広域拠点 交流拠点 地域生活拠点 <p>軸</p> <ul style="list-style-type: none"> シンボル軸 (浦添都市軸・広域都市軸) 広域都市軸 沖縄西海岸道路 環状軸 地域軸 <p>ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居ゾーン 複合住居ゾーン 緑地保全ゾーン 商業ゾーン 沿道サービスゾーン 産業ゾーン (港湾・流通・情報・生産) 都市型リゾートゾーン <p>歴史文化軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ウラオソイ歴史文化回遊エリア <p>水とみどりの環境軸</p> <p>埋立予定地</p> <p>市街化調整区域</p> <p>軌道交通軸</p>	
4) 地域の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、浦添大公園から前田、沢岷にかけて広がる斜面緑地に囲まれており、安波茶や前田、沢岷の集落を取り囲むクサティ森として人々の生活を守るとともに、良好な住環境を形成している。 ・市役所や美術館等の主要な行政・文化施設が集積するカルチャーパーク、浦添運動公園、JICA沖縄等、多様な都市機能が立地する地域となっており、市民の生活を支える本市の中心としての役割を担っている。 	

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「9.日ごろの買い物の便利さ・楽しさ」が最も高く、「16.近所付き合いの豊かさ」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「1.風水害や火災など災害に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民 WS での主な意見 (地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.29.(水) 満添市 第2回目市民ワークショップ
 19:00~21:00
 既存の計画テーマ
 みどり どんぼろか?
 歴史が薫り、森と水辺に憩うまち
 交通に高齢化

C: 中央南地域
 仲間、安波茶 周辺

重点項目

- 歩きやすいまち
バリアフリー
R38号歩おら!!
バリアが大きいから
- からだを動かす、あそびをいっぱい
遊びやすい
環境づくり
外でからだを動かせる
- 子どもお年寄りも
全世代が利用できる
仕組みづくり
皆が利用できる
- 買い物
歴史教育
- 道路段差を整備
車に倒れないように、文化もつたのしめるように
歩いているとわかるように
明るく(防犯・安全)
- 車道の整備
(市役所の周り)
ポケットパーク
- 馬車のほろは
お母さんが相談できる施設
子育て支援
高齢者福祉施設
- 無人配達
移動販売
- ソフ面のまちづくり

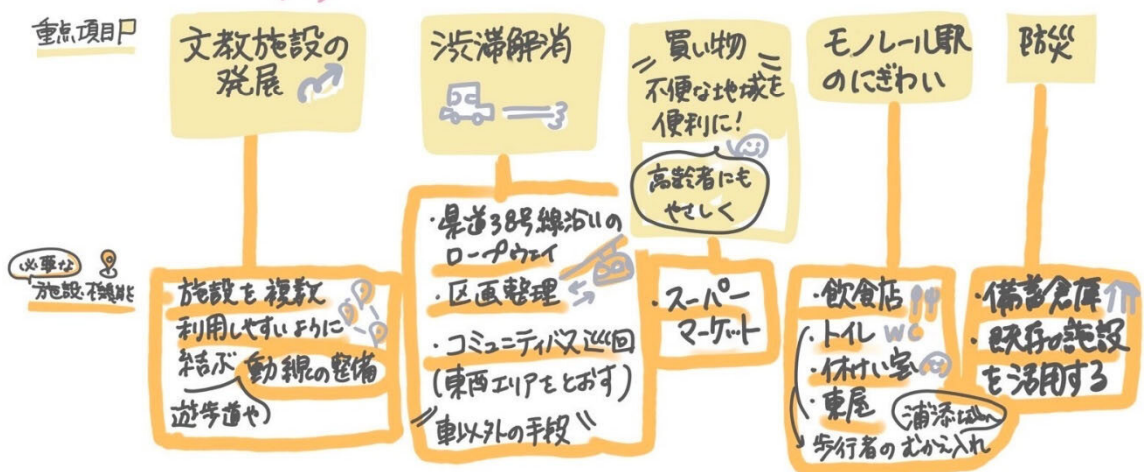
必要な施設・機能

2023.11.29.(水) 満洲市
19:00~21:00 第2回目市民7-73077°
既存の計画テーマ **にぎわい(駅周辺) 住みよい**

C:中央南地域
前田、軽塚 周辺 ②



歴史が薫り、森と水辺に憩うまち
みどり

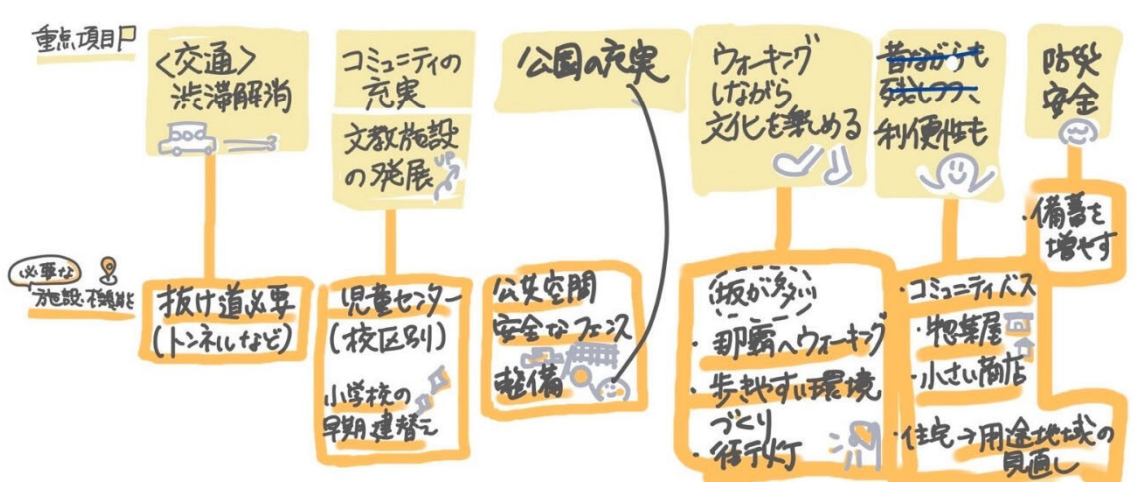


2023.11.29.(水) 満洲市
19:00~21:00 第2回目市民7-73077°
既存の計画テーマ **デジ暮らしやすい 文化・文教**

C:中央南地域
IR&R周辺 ③



歴史が薫り、森と水辺に憩うまち



7) 将来市街地目標

歴史文化が薫り、にぎわい、みどりと水辺に憩う住みよいまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・仲間、安波茶、沢岷、前田等の集落は、区割り等の伝統的集落形態が残され、斜面緑地に囲まれた良好な低層住宅地として保全・再生を図る。
- ・浦添ニュータウンや浦添グリーンハイツ等の公営住宅団地や、宅地開発により形成された地区については、都市計画等の手法を検討し、緑化の推進による潤いのある環境の創出を図る。
- ・茶山団地等の開発団地については、高齢化や世代交代に応じた住宅の建替えによる適正な市街地更新に向けた都市計画の変更を検討する。
- ・浦添ニュータウン等については、現状と公図のずれによる建築困難な状況があることから、適正な市街地更新に向けた手法を検討する。
- ・北経塚土地区画整理事業によって創出された良好な市街地環境については、今後も維持・保全を図る。
- ・現在事業が進められている浦添南第一土地区画整理事業や浦添南第二土地区画整理事業を推進するとともに、地区計画の指定により、みどり豊かな潤いのある環境の形成等、まちの質的向上を図る。
- ・勢理客線沿線は、地域の状況を踏まえつつ、コミュニティの維持と沿道に求められる機能に応じて用途地域の見直し等を検討する。
- ・浦添南第二土地区画整理事業地区内の市有地については、都市生活の質や都市活動の利便性の向上に資する利活用を目指した施設の整備を図るため、各種制度の活用や都市計画の変更について検討する。
- ・前田市営住宅や安波茶市営住宅については、住宅需要や耐久性等を勘案しながら、建替え等の適正な更新を図る。

②商業地

- ・経塚駅周辺については、浦添南第一土地区画整理事業が施行中となっており、賑わいの創出や隣接するJICA沖縄を活用した交流促進を図る土地利用を推進する。
- ・浦添前田駅周辺には、商業・業務、行政、文化施設等が集積しており、本市の玄関口として、浦添城跡等の歴史文化資源との調和に配慮しつつ、賑わいの創出と観光客・地域住民を含めた交流促進を図り、魅力ある土地利用の形成を図る。
- ・浦添前田駅周辺土地区画整理事業地区内について、市内への来訪者及び地域住民が集い、快適で賑わいを創出できる空間として機能する観光交流拠点施設の整備を推進する。
- ・内間牧港線(国道330号)や城間前田線、国際センター線については、周辺地区サービス型の商業・業務地として既存の集積を維持するとともに、後背地の住宅地に配慮し、地域の商業・業務機能及び住宅機能が調和した土地利用を図る。

③行政・生涯学習地区

- ・市役所、てだこホール、図書館、美術館、浦添運動公園等の公共施設が集積した地区であり、カルチャーパーク及び浦添運動公園の周辺については、文化活動や生きがい活動を支える生涯学習交流拠点として施設の更新や機能充実を図る。
- ・浦添運動公園は、市民の運動公園として再整備を推進するとともに、地域の防災拠点として、公園内施設の整備や公園全体のみどりの保全・創出を図る。また、都市生活の質や都市活動の利便性の向上に資する利活用を目指し、適切な各種制度の活用や用途地域の見直し等を検討する。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・利便性の高い交通ネットワークの確立に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通（デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入を図る。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・城間前田線については、道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の早期整備を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○幹線道路

- ・国際センター線の無電柱化及び早期供用を推進する。
- ・沢岬石嶺線は、土地区画整理事業の進捗にあわせた整備に努める。
- ・大宮線の整備を推進する。

○補助幹線道路

- ・前田線の整備を推進する。
- ・安波茶沢岬線及び市道前田15号線の拡幅整備を推進する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・茶山団地の地区内道路を生活幹線道路として位置付け、歩車道の分離整備を行うとともに、可能な限り街路樹を整備し、快適な歩行空間の創出に努める。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤景観形成と連携した道路整備

- ・城間前田線については、本市のシンボルロードにふさわしい道路整備を図る。
- ・県道153号線については、浦添城跡等の歴史文化資源を有機的に結ぶ歴史街道の形成や、観光ルートの形成を促進する。

⑥交通結節点

- ・浦添前田駅や経塚駅等に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。
- ・安波茶交差点に位置する都市軸交通結節点については、公共交通と徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・小湾川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・小湾川沿いについては、自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・経塚駅前に整備する経塚公園は、その立地特性を活かし、住民と来訪者との交流の場とするとともに、まちを活性化させる公園として、パークマネジメントの視点で整備を推進する。
- ・クニンドーの森公園は、周辺住民の里山として、散策が楽しめる身近なみどりの整備を推進する。
- ・浦添城跡や古墓群等の歴史文化資源を多数含む浦添大公園一帯の斜面緑地については、地域制緑地の指定や都市緑地としての整備等による保全を検討し、連続性のある豊かな森を形成するための育成に努める。

- ・土地区画整理事業により新たに形成される市街地については、環状緑地帯を形成する斜面緑地の保全及びみどりの創出を図る。また、ゆとりと潤いのある市街地を形成するため、地区計画等の活用により建物の規制誘導を促す。
- ・公園・学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。
- ・歴史文化資源の一つとして、本地域に多く残る井戸については、周辺緑地等を含めて保全するとともに、ようどれ館の利活用を促進し、来街者と地域の交流促進や、地域住民の憩える空間の創出を図る。

(5) 景観に関する方針

- ・県道浦添西原線沿線景観地区では、浦添城跡のバッファゾーンとしての景観特性を踏まえ、「歴史・緑の回廊で包まれ、浦添城跡の風薫る住みよいまち前田」、「浦添の歴史文化と都市軸が融合する、歩いて楽しい浦添城跡の麓のまち前田」を目標とした景観の形成を推進する。
- ・仲間重点地区については、瓦屋根や石垣等の維持保全、御嶽や拝所の整備等により良好な景観形成を図るとともに、住民との合意形成を図り、景観地区の指定に努める。
- ・茶山地区については、潤いのある住環境の確保と、隣接する仲間地区と一体となった良好な景観形成を図るとともに、重点地区や景観地区の指定・拡張に向けた検討を行う。
- ・景観重要公共施設に指定した城間前田線については、無電柱化や緑陰・ポケットパークの整備、浦添城跡との調和に適した高さ規制等により、浦添都市軸にふさわしいシンボルロードの形成を図る。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備の検討を行う。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

(5) 中央西地域

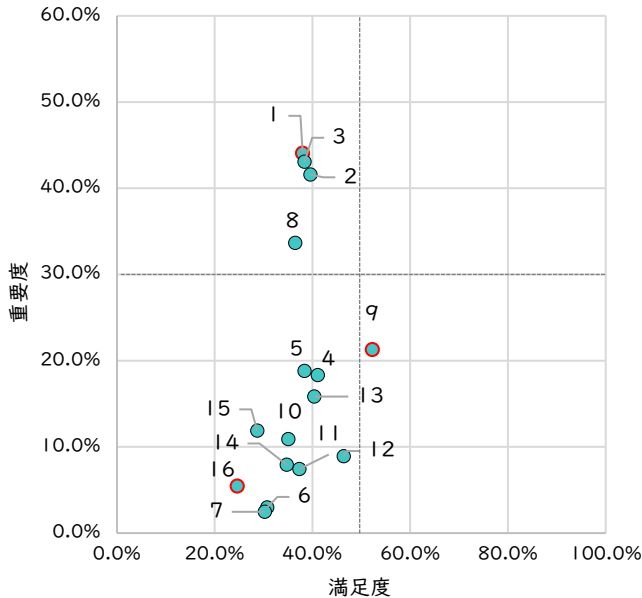
1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、内間牧港線(国道330号)、城間大通り線、神森線に囲まれた地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋富祖、城間、仲西、大平、宮城 	<p>◆人口 25,232 人(市人口の21.9%)</p> <p>◆世帯数 10,977 世帯(市世帯数の23.2%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、内間牧港線(国道330号)の一部及び屋富祖城間線(屋富祖通り)、パイプライン線の沿線で商業系の土地利用の集積がみられる。 ・その他の市街地は、住居系を中心とする土地利用となっている。
3) 将来都市像における位置付け	
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、内間牧港線(国道330号)、城間大通り線、神森線に囲まれた地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋富祖、城間、仲西、大平、宮城 	
4) 地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、国道58号と内間牧港線(国道330号)、城間大通り線、神森線に囲まれた地域で、小湾川から北の密集市街地と南の比較的新しい市街地に大別される。 ・国道58号やパイプライン線は、本市の商業・業務地としてのポテンシャルを有している。 ・国道58号後背地の住宅地については、4m未満又は6m未満の区画道路で整備され、行き止まり道路もみられる等、道路基盤上に課題が残る地域である。

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「9.日ごろの買い物の便利さ・楽しさ」が最も高く、「16.近所付き合いの豊かさ」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「1.風水害や火災など災害に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民 WS での主な意見 (地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.28.(火) 満添市 第2回目市民ワークショップ B:中央西地域

既存の計画テーマ: **「あるかあるか?」** **「コミュニティが充実した」**

緑と清水に囲まれたにぎわいのまち

重点項目

- 屋富祖の味のある空間は残していく**
- コミュニケーションのとれる場**
- 安全なまちに**

必要な施設: 不連続

- シャッター街リノベーション / 飲食店
- 中間づくりができる集会所 / 高齢者の交流施設
- スーパーはあるけど行くのが辛い / 三輪のレンタルシステム (利用方法)
- コミュニティバス / せち道多くて通わない / コミュニティバスのバス停にいけない / 手段も考えたい
- 宮城公園 / 防犯灯 / 街灯の整備
- 図書館(分館) / 公民館 / 大平
- 子ども大人みんながスポーツできるように / スポーツ施設 (パークゴルフ、バスケ など)

7) 将来市街地目標

緑と清水に囲まれたコミュニティが充実したにぎわいのまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・城間、屋富祖、宮城、仲西等の市街地は、住・商の用途混在や建て詰まり、狭あい道路等がみられることから、道路や建物状況を把握した上で、牧港補給地区の跡地利用と連携し、主要な生活道路や公園等の整備を検討する。
- ・内間牧港線(国道330号)とパイプライン線に囲まれた市街地の一部は、都市基盤上の課題が残る地域であることから、道路等の都市基盤の整備を促進する。
- ・宮城・仲西土地区画整理事業及び大宮土地区画整理事業によって創出された良好な市街地環境については、今後も維持・保全を図る。
- ・宮城・仲西土地区画整理事業等の事業完了から年数が経過している地区については、市街地の安全性の維持・向上に向けた住宅の耐震改修等を促進する。

②商業地

- ・屋富祖城間線(屋富祖通り)については、牧港補給地区の跡地利用と連携した市街地整備を検討し、屋富祖交差点付近における利便性の高い広域拠点の形成を図るとともに、空き店舗対策やシンボルロードとしての景観形成等により、来街者のみならず、地域住民にとっても生活利便性の高い、魅力的な商業地の形成を図る。
- ・国道58号沿線は、広域的な商業・業務地として位置付け、魅力ある施設立地を促進する。
- ・パイプライン線沿線は、日用雑貨店及び公共公益施設等が立地し、市民に身近な沿道サービス地区として、住・商が複合した活力ある地域の形成を図る。
- ・パイプライン線沿線の地域生活拠点の周辺については、拠点のあり方に応じた用途地域の見直し等を検討する。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通(デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等)の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○主要幹線道路

- ・城間前田線については、道路拡幅や無電柱化、ポケットパーク等の早期整備を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○幹線道路

- ・屋富祖城間線(屋富祖通り)の拡幅整備等を促進する。

○補助幹線道路

- ・市道オリオン通り線の拡幅整備を推進する。

④安全安心に移動できる歩行者・自転車ネットワーク

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・国道58号と屋富祖城間線(屋富祖通り)の交差点に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。
- ・パイプライン線と神森線の交差点に位置する都市軸交通結節点については、公共交通と徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・小湾川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・小湾川沿いについては、自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・牧港補給地区の周辺市街地については、牧港補給地区の跡地利用と連携した市街地整備にあわせて、街区公園の整備を検討し、身近なみどり空間の確保に努める。
- ・公園や学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。

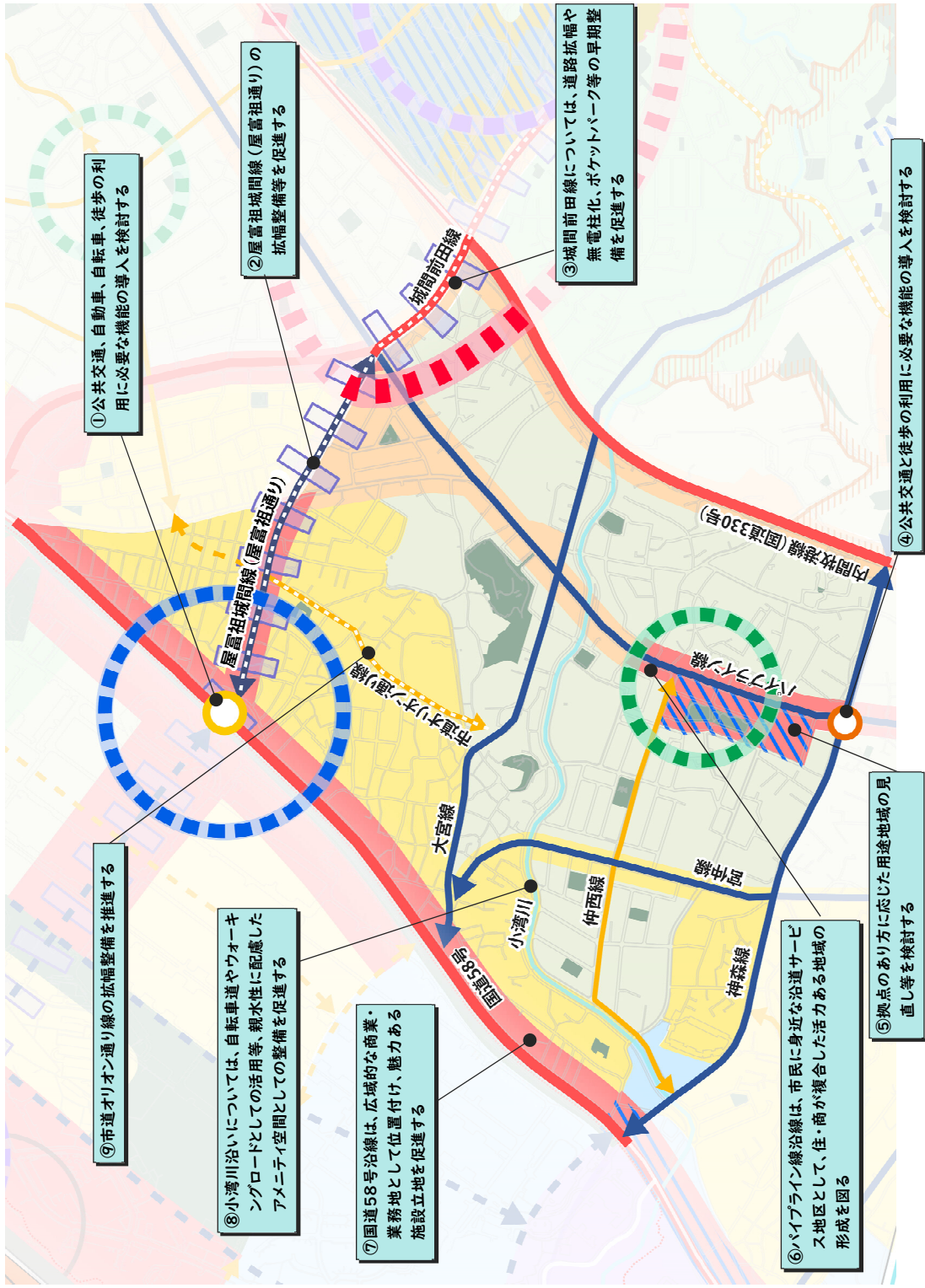
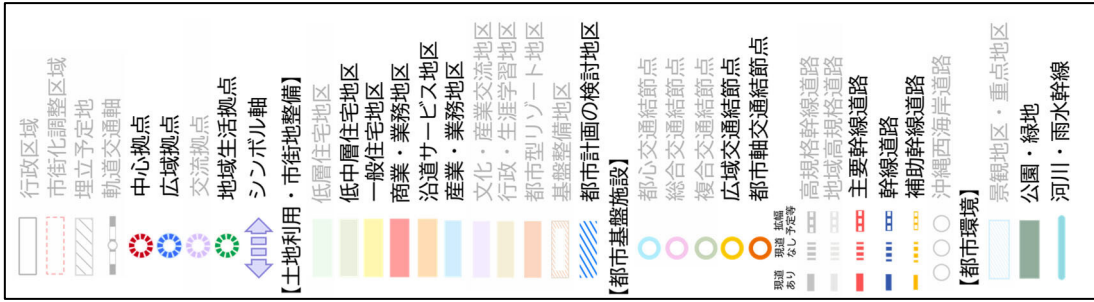
(5) 景観に関する方針

- ・屋富祖城間線（屋富祖通り）は、公共施設の管理者や学識者・有識者等の意見を伺いつつ、関係部局と連携を図りながら、景観重要公共施設の指定について検討する。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備の検討を行う。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

9) 中央西地域・方針図



(6) 南地域

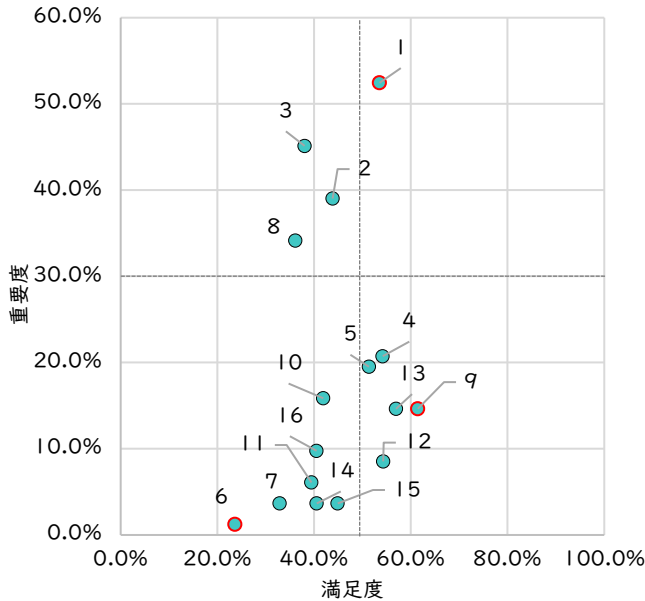
1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、内間牧港線(国道330号)、神森線、安謝川に囲まれた地域 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内間、勢理客 	<p>◆人口14,144人(市人口の12.2%)</p> <p>◆世帯数 6,067 世帯(市世帯数の12.8%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号、パイプライン線沿線に商業系の土地利用の集積がみられる。 ・その他の地区は、住居系を中心とした土地利用となっている。
3) 将来都市像における位置付け	
 <p>拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 広域拠点 交流拠点 地域生活拠点 <p>軸</p> <ul style="list-style-type: none"> シンボル軸 (浦添都市軸・広域都市軸) 広域都市軸 沖縄西海岸道路 環状軸 地域軸 <p>ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居ゾーン 複合住居ゾーン 緑地保全ゾーン 商業ゾーン 沿道サービスゾーン 産業ゾーン 都市型リゾートゾーン (港湾・流通・情報・生産) <p>歴史文化軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ウラオソイ歴史文化回遊エリア 水とみどりの環境軸 埋立予定地 市街化調整区域 軌道交通軸 	
4) 地域の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、国道58号と内間牧港線(国道330号)、神森線に囲まれた地域である。 ・地域内を通る勢理客線(シーサー通り)は、道路沿道に20種類を超えるシーサーが置かれる特徴のある道路となっている。 ・遺跡等の自然・歴史文化資源を有しているほか、勢理客の獅子舞は国の無形文化財に指定され、十五夜には獅子舞が舞う等、地域の伝統文化が受け継がれている地域である。 	

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「9.日ごろの買い物の便利さ・楽しさ」が最も高く、「6.公民館・集会所など地域活動施設の利便性」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「1.風水害や火災など災害に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民 WS での主な意見 (地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

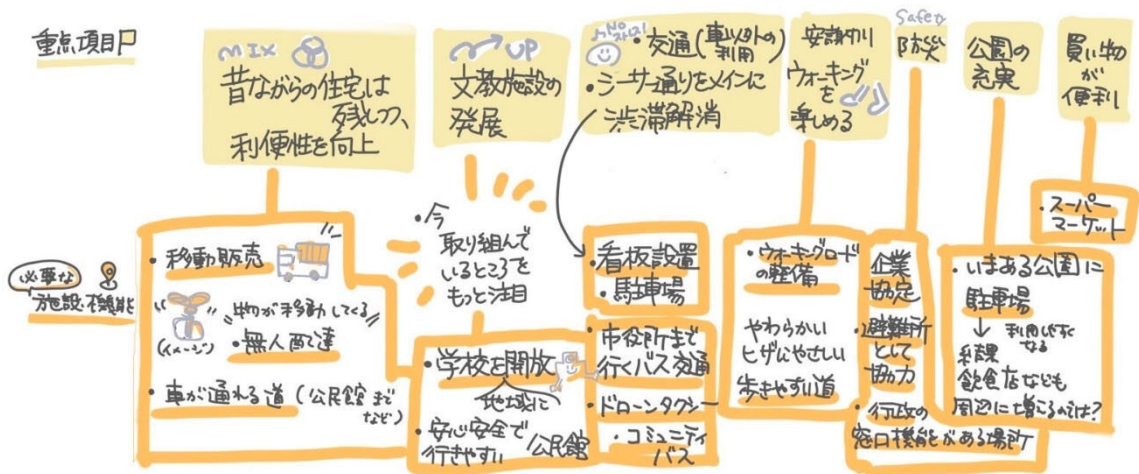
2023.11.28.(火) 浦添市
19:00~21:00 第2回市民ワークショップ
既存の計画テーマ

B: 南地域



琉球松と桜、清流で輝くまち 浦添南の玄関

重点項目



7) 将来市街地目標

琉球松と桜、清流で輝くまち浦添南の玄関

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

① 住宅地

- ・勢理客については、住・商の用途混在や建て詰まり、狭あい道路等がみられることから、道路や建物状況を把握した上で、牧港補給地区の跡地利用と連携し、主要な生活道路や公園等の整備を検討する。
- ・内間市営住宅については、住宅需要や耐久性等を勘案しながら、改善等の適正な維持管理を図る。

② 商業・業務・工業地

- ・国道58号沿線については、小売業や製造業、流通業等の商業・業務機能が立地しており、交通ポテンシャルを活かし、広域的な商業・業務機能を中心とした土地利用を促進する。
- ・国道58号沿線の一部地域については、周辺の土地利用や地域特性にあわせて、用途地域の見直し等を検討する。
- ・パイプライン線沿線には、商店のほか、銀行や郵便局、学校等多くの公共公益施設が立地している。今後も、商業・業務機能の立地を促進するとともに、商業活動と公共公益サービスの調和を図り、地域の生活に根差した地域密着型の商業・業務地を形成する。
- ・内間牧港線(国道330号)沿線やパイプライン線の一部沿線は、地域住民の身近な商業地として、周辺の住宅地と調和した土地利用を図る。

(2) 道路交通に関する方針

① 公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通(デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等)の導入等を図る。

② 浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○ 補助幹線道路

- ・市道内間9号線の拡幅整備を推進する。

③ 安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

④ 交通結節点

- ・内間牧港線(国道330号)と勢理客線の交差点に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

- ・安謝川については、河川沿いの緑化を図るとともに、公共下水道整備による水質の向上を図る。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・安謝川沿いについては、自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・牧港補給地区の周辺市街地については、牧港補給地区の跡地利用と連携した市街地整備にあわせて、公園整備を検討し、身近なみどり空間の確保に努める。
- ・安謝川沿いの緑地は、水とみどりの環状軸を形成する本市の骨格的なみどりであり、みどりの保全や創出を促進し環状緑地の形成を図る。
- ・公園や学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。

- ・浦添の玄関口にあたる国道58号安謝橋周辺や内間西橋・内間西公園付近については、本市の玄関口としてふさわしい身近なみどり空間の確保に努める。

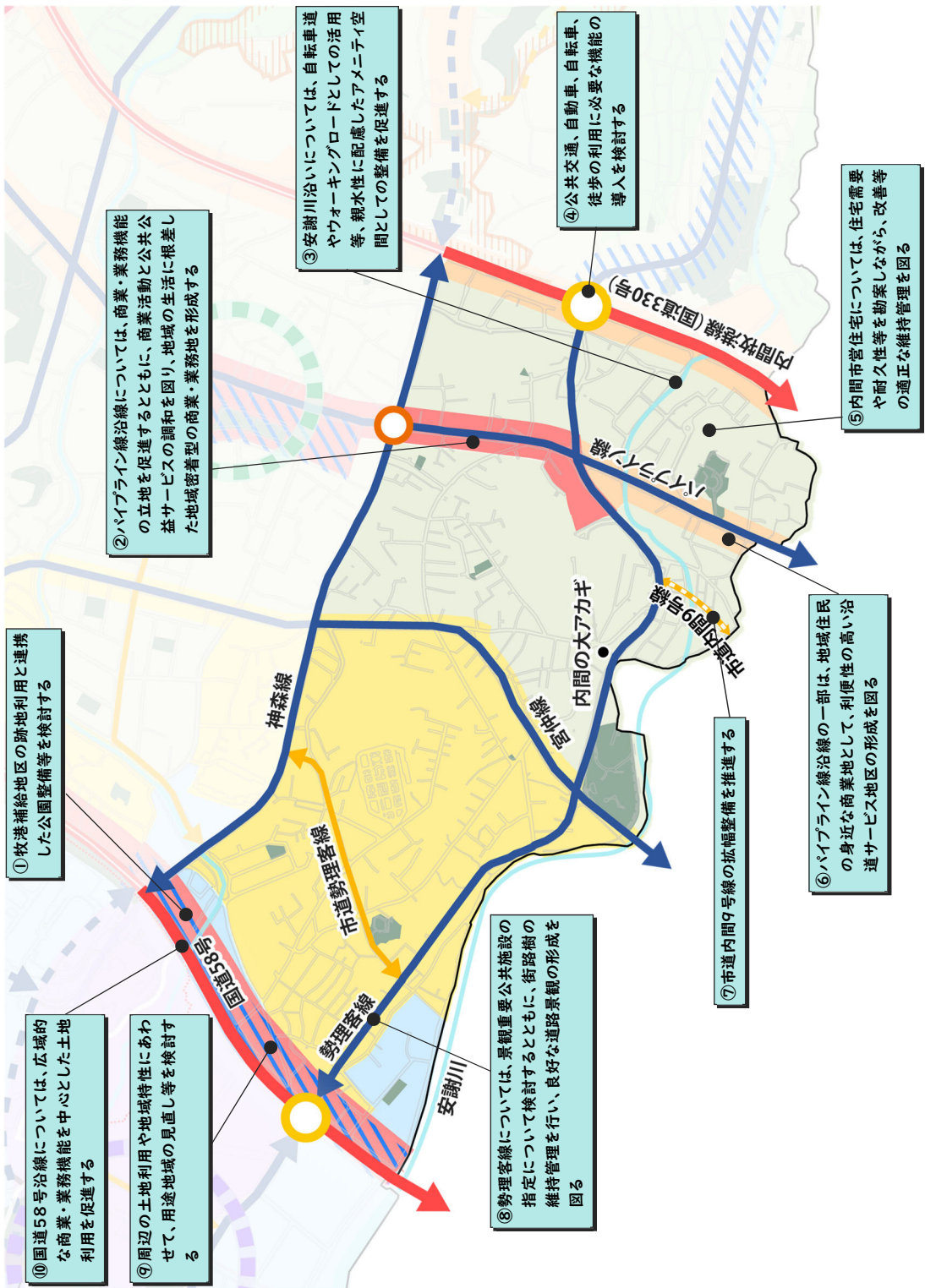
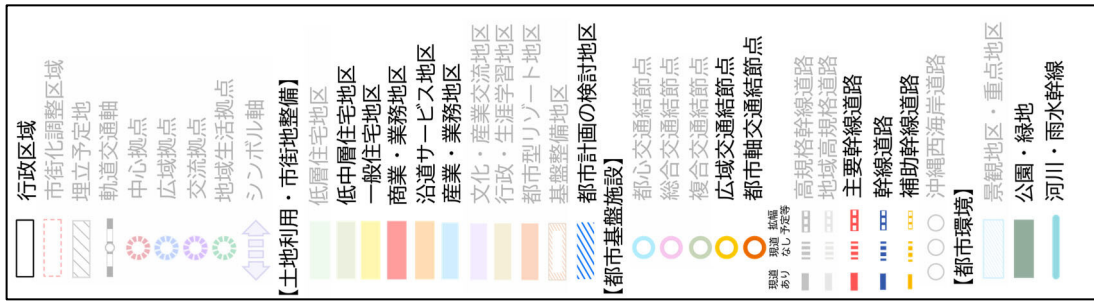
(5) 景観に関する方針

- ・勢理客線については、公共施設の管理者や学識者・有識者等の意見を伺いつつ、関係部局と連携を図りながら景観重要公共施設の指定について検討するとともに、街路樹の維持管理を行い、良好な道路景観の形成を図る。
- ・地域に残る拝所やゆかりの場所等の歴史文化資源等については、関係部局や地域と連携し、歴史文化的景観の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、適正な維持管理を図り、必要に応じて情報板や案内板の整備を行う。

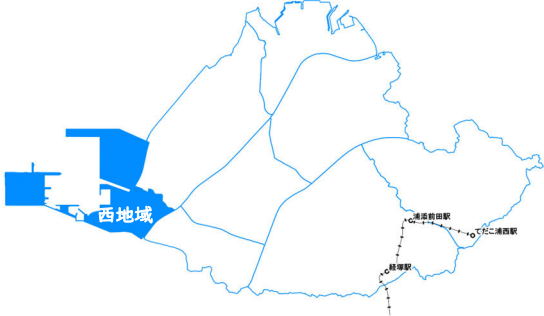
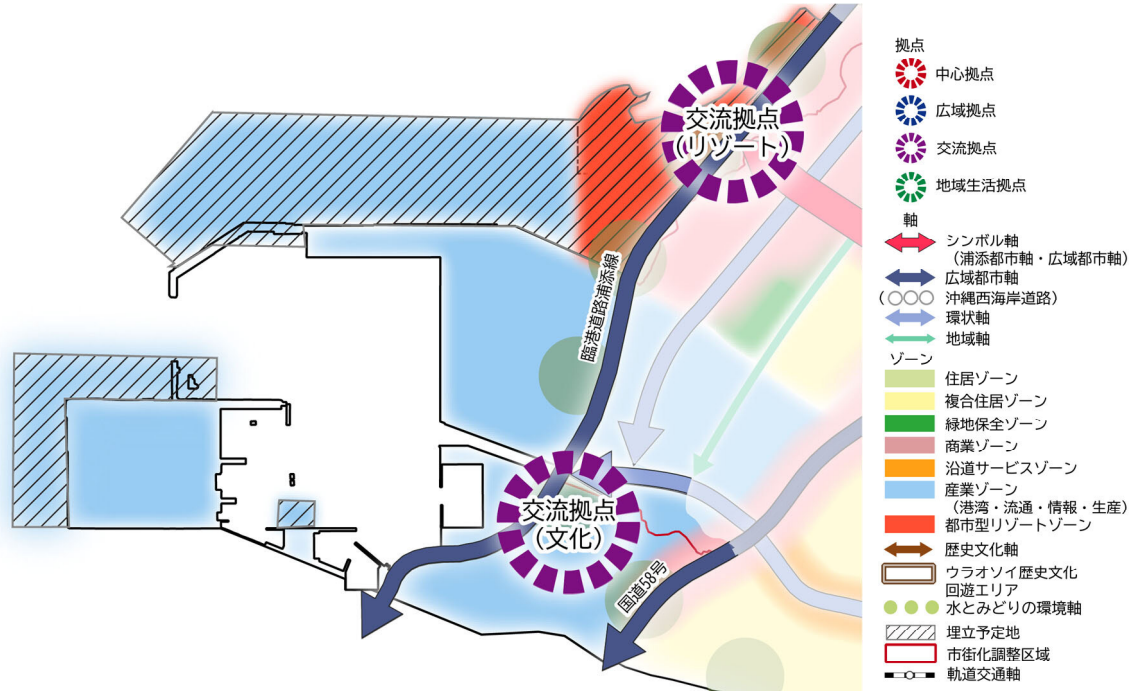
(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・土砂災害警戒区域等の災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

9) 南地域・方針図



(7) 西地域

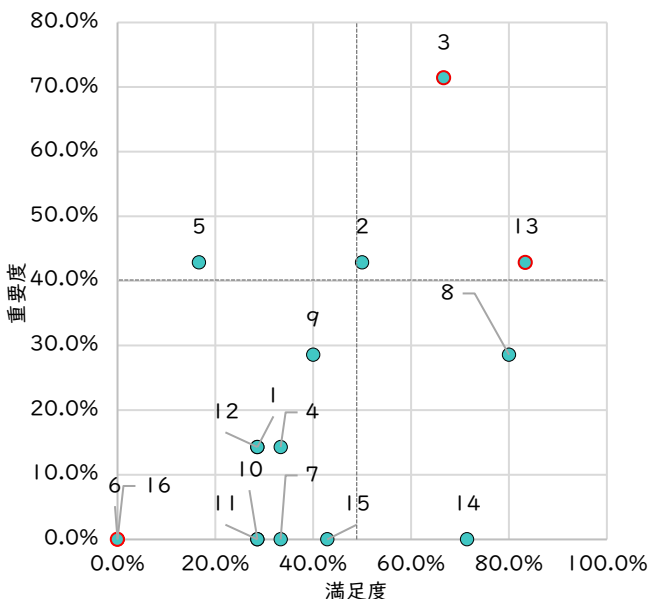
1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道58号西側の勢理客地区・小湾地区及び臨港道路浦添線西側の公有水面埋立地区 <p>◆地域を構成する大字</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勢理客、西洲、伊奈武瀬、小湾 	<p>◆人口55人(市人口の0.05%)</p> <p>◆世帯数30世帯(市世帯数の0.1%)</p> <p>※人口、世帯数はR2国勢調査結果</p> <p>◆土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勢理客地区は、工業・業務を中心とする土地利用がみられる。 ・西洲2丁目は特別業務地区に位置付けられ、流通業務を中心とする土地利用がみられる。 ・伊奈武瀬地区は、市のクリーンセンターが立地する。 ・国立劇場おきなわ等の文化施設が立地する。
3) 将来都市像における位置付け	
 <p>◆交流拠点(リゾート)</p> <p>◆交流拠点(文化)</p> <p>◆臨港道路浦添線</p> <p>◆国道58号</p> <p>◆シンボル軸 (浦添都市軸・広域都市軸)</p> <p>◆広域都市軸</p> <p>◆(〇〇〇) 沖縄西海岸道路</p> <p>◆環状軸</p> <p>◆地域軸</p> <p>◆ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居ゾーン 複合住居ゾーン 緑地保全ゾーン 商業ゾーン 沿道サービスゾーン 産業ゾーン 産業ゾーン (港湾・流通・情報・生産) 都市型リゾートゾーン <p>◆歴史文化軸</p> <p>◆ウラボイ歴史文化回遊エリア</p> <p>◆水とみどりの環境軸</p> <p>◆埋立予定地</p> <p>◆市街化調整区域</p> <p>◆軌道交通軸</p>	
4) 地域の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、臨港道路浦添線西側に位置している。 ・地域南側には、国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター結の街等が立地し、沖縄県の伝統芸能の継承・発展に資する広域的な文化施設と、浦添市民の交流活動の場としての活用が図られている。 ・沿岸部には、流通業等が集積する沖縄県卸商業団地協同組合や伊奈武瀬、今後埋立事業が予定されている浦添ふ頭地区等で形成され、本市の産業・業務地としてのポテンシャルを有している。 	

5) 市民アンケート調査の主な結果

◆居住地に対する「満足度」と「重要度」について

- ・居住地に対する満足度については、「13.住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ」が最も高く、「6.公民館・集会所など地域活動施設の利便性」、「16.近所付き合いの豊かさ」が最も低くなっている。
- ・重要度については、「3.街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性」が最も高くなっている。

【チャート分析】



【設問項目】

1	風水害や火災など災害に対する安全性
2	交差点や通学路など道路の安全性
3	街灯の設置や死角を作らないなどの防犯に対する安全性
4	幹線道路の整備状況・利便性
5	病院などの医療施設の利便性
6	公民館・集会所など地域活動施設の利便性
7	図書館など文化施設の利便性
8	モノレール・バスなどの公共交通の利便性
9	日ごろの買い物の便利さ・楽しさ
10	子供の遊び場や憩える公園の整備状況
11	下水道や排水路などの整備状況
12	ごみ処理・し尿処理などの衛生状況
13	住宅地の広さや静けさなどの住環境の良さ
14	まちなみ・景観の良さ
15	緑地や河川など自然の豊かさ
16	近所付き合いの豊かさ

6) 市民WSでの主な意見(地域が目指す将来像と重点的に取り組むこと)

2023.11.27.(月) 満洲市 第2回市民7-73077° A:西地域
 19:00~21:00
 既存の計画テーマ
 豊かな海・川を活かし、**緑を増やし**、**文化と共存するまち**



重点項目

親しみやすい環境づくり

- 環境保全
- 行政に声かけやすい
- 道路-通勤/生活 時間かけて 整備

海岸の見える 道路づくり

緑と共存した産業を 企業と協力して作る

市民もこの地域を 活用できるコミュニティ機能

田地の再編

- 馬場(はばり)で外観よくない
- 事務所の身割

安心して働けるために

- 保育施設の整備
- 病院 時間外診療

インバウンドの方も 活用できるように

7) 将来市街地目標

豊かな海・川を活かし、緑を増やし、文化と共存するまち

8) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①産業・業務地区

- ・浦添ふ頭地区については、新産業拠点と物流拠点の形成に向けて、沖縄県卸商業団地協同組合と連携し、沖縄の特性を活かした新たな産業・企業育成を図り、先端技術を活かして新たなイノベーションを生み出す土地利用の形成を目指す。
- ・流通業等が集積する沖縄県卸商業団地協同組合や伊奈武瀬は、一部に特別用途地区が指定され、適正な土地利用の誘導が行われていることから、就業環境の向上を図るとともに、今後も産業・業務地としての土地利用の形成に努める。
- ・浦添ふ頭地区の物流空間については、クルーズ船岸壁の整備とあわせてターミナルや駐車場等の施設配置を検討するとともに、地域の魅力を発信し、国際交流の促進を図る。
- ・国立劇場おきなわ周辺の水際線については、小型船だまりの拡充やイベントの実施・支援により、地域の活性化の促進を図る。

②文化・産業交流地区

- ・本市の産業振興拠点施設である結の街や多くの企業、工場等が立地するほか、伝統文化の発信拠点である国立劇場おきなわが立地することから、文化、産業、業務が調和した土地利用の促進を図るとともに、市民の交流活動の場としての活用を進める。

③都市型リゾート地区

- ・浦添ふ頭地区については、牧港補給地区との一体的な土地利用を想定し、大型クルーザーに対応したマリーナの整備や、宿泊機能の充実による観光・ビジネス拠点の形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通（デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等）の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

- 地域高規格道路
 - ・沖縄西海岸道路の整備を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

- 補助幹線道路
 - ・国立劇場おきなわ周辺については、牧港補給地区の跡地利用や沖縄西海岸道路と連携した体系的な道路整備を検討する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・ユニバーサルデザインに配慮した歩道の確保や地域に親しまれる街路樹の整備等により、地域住民や来街者が安全で快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・国道58号と勢理客城門原線の交差点に位置する広域交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。
- ・複合交通結節点については、公共交通、自動車、自転車、徒歩、海上交通の利用に必要な機能の導入を検討する。

⑥港湾

- ・那覇空港や県内の主要な拠点とのアクセス向上を図る海上・陸上交通ネットワークの構築を検討する。

(3) 河川・海浜・みどりに関する方針

- ・小湾川や安謝川沿いについては、自転車道やウォーキングロードとしての活用等、親水性に配慮したアメニティ空間としての整備を促進する。
- ・公園・学校等の重要な公共施設の緑化を推進する。

(4) 景観に関する方針

- ・国立劇場おきなわ周辺と一体的に整備した組踊公園は、南北に伸びる港湾緑地、東西に伸びる港と小湾川及び安謝川の水辺空間との一体化を図り、みどりの拠点となるよう活用する。

(5) 防災・減災まちづくりに関する方針

- ・災害時に西洲地区等の周辺地域から迅速・安全に避難できるよう、避難道路・緊急輸送路の役割を担う道路整備を行う。
- ・西海岸地域については、津波避難ビルの指定及び連携強化を図るとともに、西海岸地域の開発の進捗を見ながら、津波等の災害発生時の防災・減災のあり方について検討する。
- ・津波により3.0m以上の浸水等が想定されている災害リスクの高い地域については、立地適正化計画における居住誘導区域への長期的かつ緩やかな移転を促進する。

(8) 新都市形成地域

1) 位置図	2) 概要
 <p>◆地域区分 ・牧港補給地区全体及び臨港道路浦添線東側の公有水面埋立地区</p> <p>◆地域を構成する大字 ・港川、城間、屋富祖、宮城、仲西、小湾</p>	<p>・人口、世帯数なし</p> <p>・令和6年に牧港補給地区跡地利用計画を策定</p>
3) 将来都市像における位置付け	
 <p>拠点 ● 中心拠点 ● 広域拠点 ● 交流拠点 ● 地域生活拠点</p> <p>軸 → シンボル軸 (浦添都市軸・広域都市軸) → 広域都市軸 (○) 沖縄西海岸道路 ○ 環状軸 → 地域軸</p> <p>ゾーン ■ 住居ゾーン ■ 複合住居ゾーン ■ 緑地保全ゾーン ■ 商業ゾーン ■ 沿道サービスゾーン ■ 産業ゾーン ■ (港湾・流通・情報・生産) 都市型リゾートゾーン</p> <p>→ 歴史文化軸 ■ ウラオソイ歴史文化回遊エリア ● 水とみどりの環境軸 ■ 埋立予定地 ■ 市街化調整区域 ■ 軌道交通軸</p>	
4) 地域の特徴	
<p>・本地域は、国道58号と臨港道路浦添線に挟まれる地域であり、那覇空港や那覇港に近接する優れた地理的特性を有している。</p> <p>・牧港補給地区跡地利用計画や那覇港港湾計画に基づく新たなまちづくりの推進により、沖縄全体の発展が期待されている。</p>	
5) 将来市街地目標	
<p style="text-align: center;">人と環境が共生するスマートイノベーションシティ</p> <p style="text-align: center;">※牧港補給地区跡地利用計画(令和6年3月)将来像(コンセプト)より</p>	

6) 地域別方針

(1) 土地利用・市街地整備の方針

①住宅地

- ・牧港補給地区北側の一部は、国道58号城間交差点や港川道路から海側(南西方向)に向かって緩やかに傾斜する地形を活かし、海や夕日を望むゆとりある低層住宅地の形成を検討する。
- ・牧港補給地区にて商業・業務地区に隣接している地区については、周辺建物との調和を図りつつ、低層階を商業用途とし、高層階を住居とする等、複合的な土地利用の形成を目指す。

②商業地

- ・牧港補給地区の国道58号周辺については、那覇空港・那覇港及び那覇市からの市街地のアクセスの良さや隣接する産業・業務地区との連携を図り、新たな産業を活かした商業・業務地としての土地利用の形成を推進する。
- ・牧港補給地区の沿岸部については、浦添ふ頭地区の交流・賑わい空間と一体的な利用を図り、海を身近に感じる賑わい・商業を中心とした土地利用を推進する。
- ・本市を東西に走る(仮)屋富祖城間線延伸沿線は、浦添都市軸として商業・業務施設の立地を促進するとともに、景観まちづくりと連携し、本市の「顔」にふさわしい都市空間の創出を図る。

③産業・業務地区

- ・牧港補給地区の南側については、新産業拠点と物流拠点の形成に向けて、沖縄県卸商業団地協同組合と連携し、沖縄の特性を活かした新たな産業・企業育成を図り、先端技術を活かして新たなイノベーションを生み出す土地利用の形成を目指す。

④都市型リゾート地区

- ・牧港補給地区の北側については、西海岸の貴重な自然海浜を保全・活用し、自然環境の学習をテーマにした施設整備等により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る。

(2) 道路交通に関する方針

①公共交通

- ・誰もが不自由なく移動できる交通環境の確保に向けて、モノレールや基幹バスシステムと連携した支線公共交通(デマンド型コミュニティバスやシェアサイクル等)の導入等を推進する。

②中南部都市圏の広域的な交通を支える道路ネットワーク

○地域高規格道路

- ・沖縄西海岸道路の整備を促進する。

③浦添市内の拠点間の円滑な移動を支える道路ネットワーク

○幹線道路

- ・牧港補給地区にて、都市軸の延長となる東西幹線道路や地区内道路の整備を推進する。

○補助幹線道路

- ・臨港道路浦添線の平行に位置する道路の整備を検討する。

④安全安心に移動できる自転車・歩行者ネットワーク

- ・人中心の賑わい空間の創出を目指すことから、沿道の土地利用(商業等)と一体的な活用を図る「沿道公園」を確保し、さらに十分な「歩道」の確保を図る。
- ・地域における道路照明の設置を推進するとともに、防犯灯設置の支援を行う。

⑤交通結節点

- ・屋富祖交差点付近については、公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する。

・複合交流交通結節点については、マリーナやクルーズ船岸壁が計画されている浦添ふ頭地区の整備や牧港補給地区の跡地利用と連携して、公共交通、自動車、自転車、徒歩、海上交通の利用に必要な機能の導入を検討する。

⑥港湾

・那覇空港や県内の主要な拠点とのアクセス向上を図る海上・陸上交通ネットワークの構築を検討する。

(3) 上下水道に関する方針

・牧港補給地区の跡地利用等、新たな市街地における雨水及び上下水道施設の整備を推進する。

(4) 河川・海浜・みどりに関する方針

・小湾川河口部等の跡地に残る既存植生は、地域制緑地等による保全・活用に努める。

(5) 景観に関する方針

・牧港補給地区については、牧港補給地区跡地利用計画に基づき、景観形成にあたっては沖縄の気候・風土に適した建築形態を推進することで、エネルギー消費の少ない環境先端都市にふさわしい景観づくりを目指す。

・世界中から多くの人・企業・投資を呼び込む際の地区の魅力となるよう、歴史を活かした独自性のあるまちなみや、西海岸の夕日を望む立地特性・地形を最大限活かしたまちなみの形成を図る。

・臨港道路浦添線については、公共施設の管理者や学識者・有識者等の意見を伺いつつ、関係部局と連携を図りながら、景観重要公共施設の指定について検討する。

(6) 防災・減災まちづくりに関する方針

・西海岸地域については、津波避難ビルの指定及び連携強化を図るとともに、西海岸地域の開発の進捗をみながら、津波等の災害発生時の防災・減災のあり方について検討を行う。

7) 新都市形成地域・方針図

①西海岸の貴重な自然海浜を保全・活用し、自然環境の学習をテーマにした施設整備等により、住む人・訪れる人・働く人にとって魅力と活力あふれる持続可能な拠点の形成を図る

②緩やかに傾斜する地形を活かし、海や夕日を望むゆとりある低層住宅地の形成を検討する

⑧牧港補給地区の沿岸部については、浦添ふ頭地区の開発における交流・賑わい空間と一体的な利用を図り、海を身近に感じる賑わい・商業を中心とした土地利用の形成を推進する

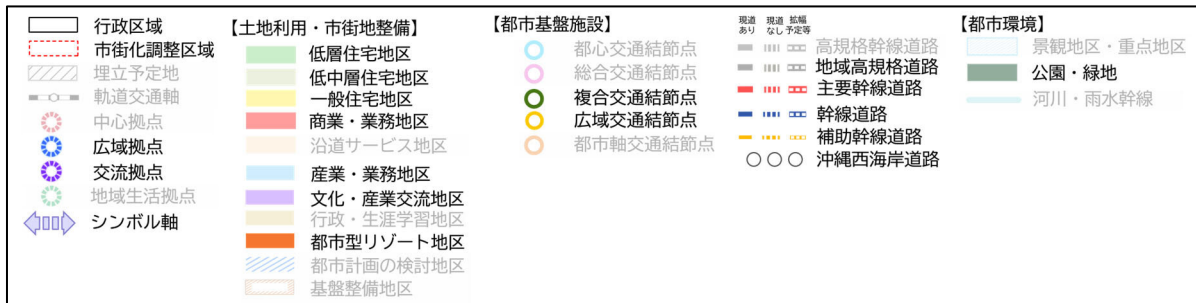
⑦公共交通、自動車、自転車、徒歩、海上交通の利用に必要な機能の導入を検討する

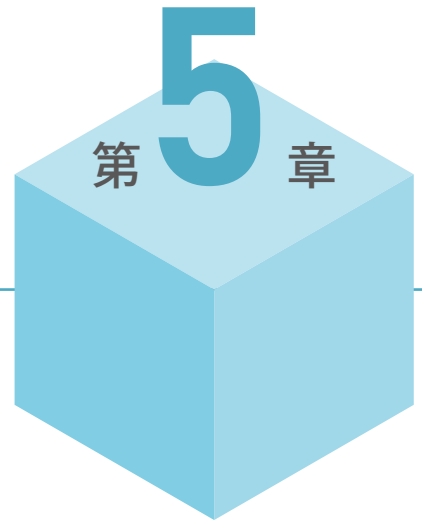
③公共交通、自動車、自転車、徒歩の利用に必要な機能の導入を検討する

④商業・業務地区に隣接している地区については、周辺建物との調和を図りつつ低層階を商業用途とし、高層階を住居とする等、複合的な土地利用の形成を目指す

⑤沖縄県卸商業団地協同組合との連携による、沖縄の特性を活かした新たな産業・企業育成を図り、先端技術を活かして新たなイノベーションを生み出す土地利用の形成を目指す

⑥沖縄西海岸道路の整備を促進する





計画の実現に向けて

- 1 今後のまちづくりの進め方
- 2 重点的・戦略的に取り組む施策
- 3 適切なまちづくり手法の活用
- 4 適切な進行管理と計画の見直し

第5章 計画の実現に向けて

I 今後のまちづくりの進め方

(1) 協働によるまちづくりの推進

本計画に基づくまちづくりの実現に向けては、市民・市民活動団体、事業者、行政等が、それぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら主体的に取り組むことが重要である。以下にそれぞれに期待される役割を示す。

■市民・市民活動団体

まちづくりの主役であることを市民一人ひとりが意識し、市民自らまちづくりに積極的に参画するとともに、市民相互の理解と協力により継続的なまちづくりを行っていくことが期待される。

また、まちづくり活動を行うNPOや各種団体等は、専門性等を活かし、市民をリードするとともに、まちづくり情報の積極的な発信等を行っていくことが期待される。

■事業者

事業者等の団体は、行政や市民が進めるまちづくりに参画・協力するとともに、社会貢献活動等を通じて、公共の新たな担い手となることが期待される。

また、事業者等の資金、ノウハウを活用した事業に加え、その後も地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる推進主体として、多様な事業者の積極的参入を促すことが求められる。

■行政

行政は、市民や事業者主体のまちづくりが進むように、必要な情報の提供やまちづくりに参画しやすくなるよう、勉強会・ワークショップの開催等の支援の充実に努める。

1) 行政内部における推進体制の確立

将来像の実現に向けては、庁内関係各課の事業調整等の連携が必要であり、各課に関連する事業の調整機関としては、庁内における都市計画マスタープランの推進体制の確立を検討する。

2) 関係機関との連携

まちづくりの取組の実施にあたっては、本計画に基づき本市が推進するもののほか、国や沖縄県が主体となって実施する取組もあることから、上位機関である国・沖縄県との連携・調整を図ることで、より有効的に取組を推進する。

2 重点的・戦略的に取り組む施策

(1) 拠点における都市機能強化

本計画の実現にあたっては、現在事業中の土地区画整理事業の推進による都市基盤の整備が強く求められており、本計画とあわせて策定する立地適正化計画を踏まえ、新たに都市再生に係わる制度の活用を検討し、拠点機能の強化とともに、事業の早期完了を目指す。

- 土地区画整理事業の整備推進強化
- 立地適正化計画制度の活用
- 都市再生整備計画の策定・都市再生事業の導入検討 等

(2) 中心拠点の魅力向上

本市の公共機能が集積する中心拠点の魅力向上により市民生活のさらなる利便性の向上が期待される。立地適正化計画を踏まえ、さらなる拠点機能の強化や中心拠点までのアクセシビリティの向上、中心拠点内の回遊性の向上を図る。

- 都心交通結節点の整備
- 老朽化した公共施設の更新の検討
- 浦添運動公園の再整備の推進
- 公共用地の利活用の検討 等

(3) 新たな開発プロジェクトの早期実現

現在本市では、西海岸エリア及び内陸部において、観光や集客、福祉等の新たな拠点形成が検討されており、本市の牽引役としての期待が高まっている。国や関係機関、民間等との連携により、効果の高い開発の検討を進める。

- 西海岸開発構想の推進
- 牧港補給地区跡地利用の推進
- 本市振興事業の推進 等

(4) 交通ネットワークの構築

中心拠点をはじめ、市内の各拠点との交通ネットワークの強化により、誰もが移動しやすい都市づくりを実現し、生活利便性の向上を目指す。シンボル軸や環状線等をはじめ、道路ネットワークの強化及び新たな公共交通体系の構築を図る。

- 道路整備の促進（城間前田線）
- 地域特性に応じた公共交通の見直し検討
- 新たな交通システムの導入検討 等

(5) 適切な土地利用の推進

今後の少子化・高齢化を見据え、安全安心で質の高い都市の実現に向けて、現状を踏まえた土地利用の規制・誘導が求められる。世帯構成の変化に対応する住環境づくりや住宅エリアにおける生活利便性の向上に資する都市計画手法を用いた規制・誘導方策の検討を行う。

- 用途地域の見直し
- 地区計画の見直し
- 地区計画等のその他都市計画手法を用いた規制誘導 等

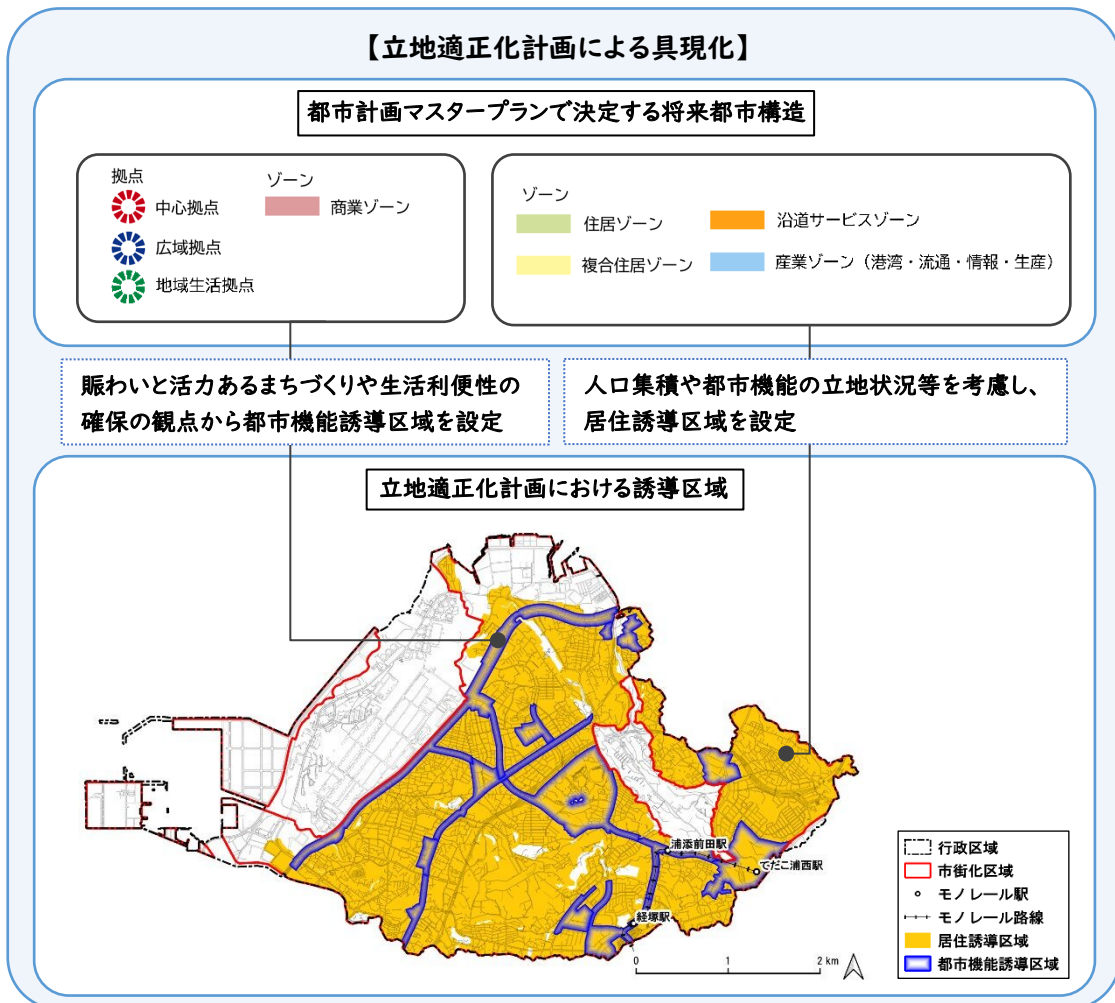
3 適切なまちづくり手法の活用

(1) 個別計画や立地適正化計画による具体化

都市計画マスタープランは、長期的な視点におけるまちづくりの基本的な方針を示すものであり、その具体化にあたっては各分野の個別計画等を基に実践される。そのため、必要に応じてこれらの個別計画の見直しを図るとともに、実現手法として連携・活用を図る。

■立地適正化計画による実現化

都市計画マスタープランにおいて設定した拠点やゾーンの形成に向けて、立地適正化計画を定め、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定を通して具現化を図る。



■都市再生整備計画の策定

都市再生整備計画とは、都市の再生を重点的に実施すべき区域を対象とし、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標実現のための事業等が位置付けられた計画である。

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち、立地適正化計画に基づく事業に対して、総合的・集中的な支援制度である「都市構造再編集集中支援事業」等の活用が可能であり、これらの支援制度を活用し、本市の将来像の実現を目指す。

(2) 各種都市計画制度の活用

■土地利用等

1) 地域地区制度

地域地区制度は、都市計画上の代表的な規制・誘導手法であり、市民意向を十分に反映させた上で、積極的な活用を図る。

地域地区制度	制度の概要と今後の方向性
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な市街地環境の形成や住居・商業・工業等の適正配置による機能的な都市活動の確保を目的として指定するものであり、本市では11種類の用途地域を指定している。 ・今後は、土地利用の実情や市街地整備、道路整備等とあわせて、新たな指定や見直しを図る。 ・また、用途地域とあわせて指定している建ぺい率や容積率についても、必要に応じて新たな指定や見直しを図る。
特別用途地区	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内の一定の地区において、環境保全等の実現を図ることを目的に指定するものであり、本市では2地区を指定している。 ・きめ細かな規制・誘導を図る観点から、必要に応じて新たな地区の指定を検討する。
防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地において火災の危険性を防ぐため、建物の建築材料や構造等の規制を行うものである。 ・市街地の防災性の向上とともに伝統的なまちなみの保存等の総合的な観点から、市街地の実情に応じて新たな指定や指定範囲の見直しを検討する。
高度地区	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区は、都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものであり、本市では2地区を指定している。

2) 地区計画制度

地区計画は、地区の目標や将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、まちなみ等のその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものである。

本市では、地区の特徴に応じて、8地区で地区計画を定めている。

【地区計画で定められるまちづくりルール(例)】



出典：国土交通省（みんなで進めるまちづくりの話）

■都市施設

道路、公園、下水道等の都市施設は、すでに都市計画決定している施設の計画的な整備を進めるとともに、長期未着手となっている施設の必要性や実現性等を勘案し、廃止や変更について柔軟に検討する。

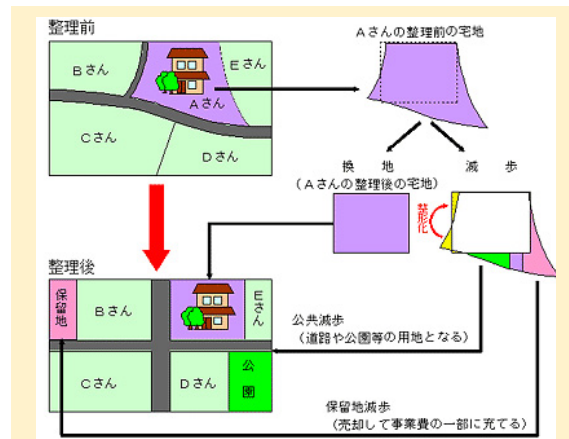
また、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たに都市計画決定を行い、計画的な整備を進める。

■市街地開発事業

1) 土地区画整理事業

良好な市街地形成のため、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整えて宅地の利用増進を図る事業である。既成市街地の再編や良好な住環境の形成等に有効な手法であり、本市では、6地区は既に整備されており、現在、4地区の土地区画整理事業を推進している。

【土地区画整理事業の仕組み】



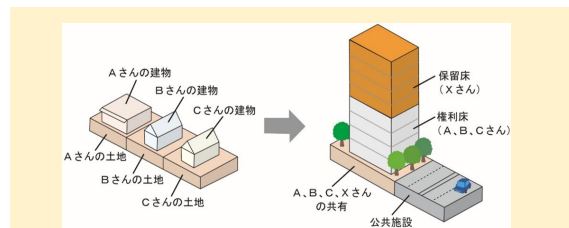
出典：国土交通省 沖縄総合事務局

2) 市街地再開発事業

市街地における土地の高度利用と都市機能の更新を図る事業手法であり、市街地の機能性や居住性を向上し、快適で安全なまちにつくりかえるために有効な手法である。

都市機能の集積や土地の有効高度利用に向けて、本事業の活用を検討していく。

【市街地再開発事業の仕組み】



出典：国土交通省 (市街地再開発事業)

4 適切な進行管理と計画の見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年間を見据えた方針であり、定期的なまちづくりの進捗状況を把握する体制を検討し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る。

また、都市計画マスタープランは本市の都市計画における基本理念等を示すものであるため、原則として社会情勢の変化や市全体に共通する基本的な施策に変更等が生じた場合に、柔軟な見直しを行うものとする。

以下のような場合において見直しが想定され、見直しの具体的手法や主体、手続き等に関しては、都市計画審議会にて決定を行うものとする。

- 那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や浦添市総合計画等の上位計画の策定及び見直しが行われた場合
- 大規模なプロジェクトや都市づくりに関連する個別計画が策定された場合
- 法改正等により将来の都市像実現のため新たな都市計画制度の活用が生じた場合
- 住民意識やニーズの変化による新たな施策への展開が必要な場合

01

はじめに

02

都市の目標

03

まちづくり部門別方針

04

まちづくり地域別方針

05

計画の実現に向けて

参考資料

- 1 策定体制
- 2 浦添市都市計画マスター等策定審議会規則
- 3 市民ワークショップの開催
- 4 策定の流れ

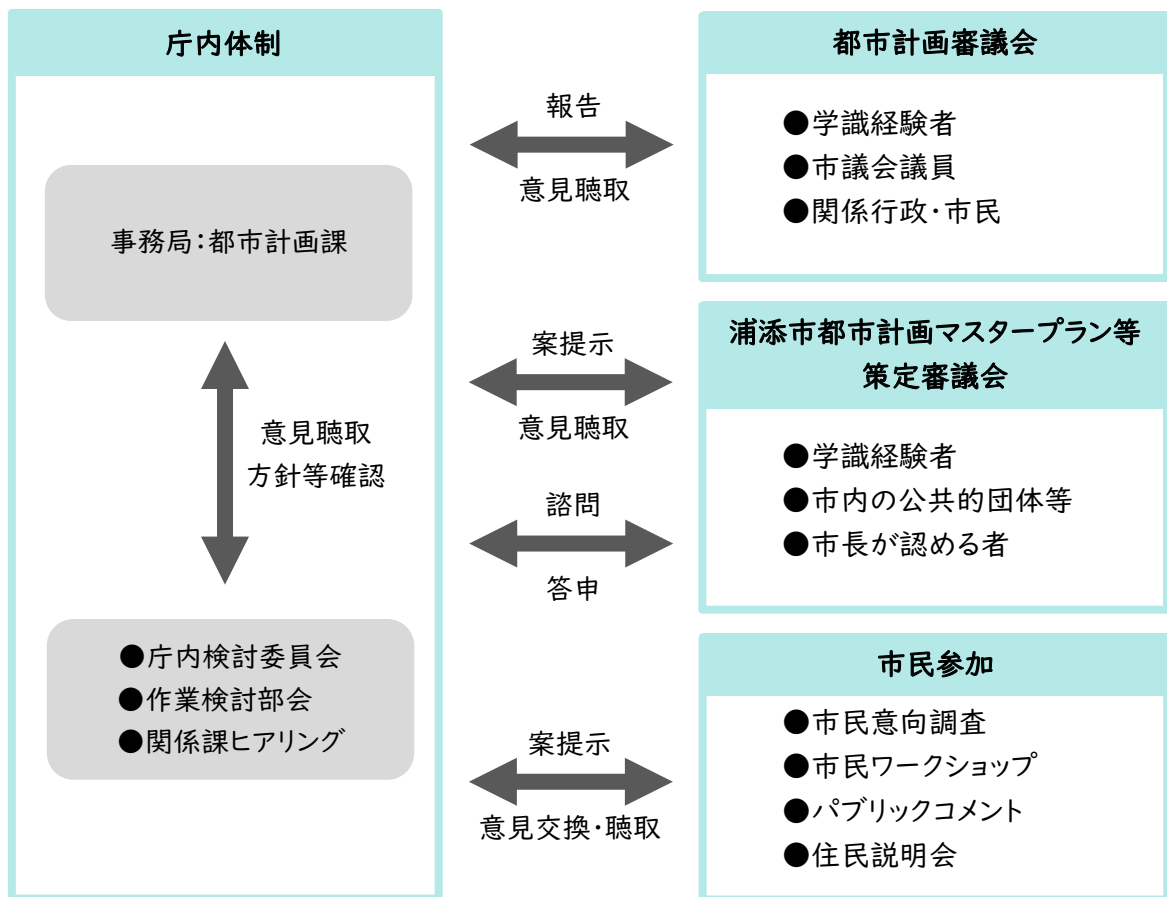
参考資料

I 策定体制

策定にあたっては、庁内において、庁内検討委員会や作業検討部会を設置し、意見聴取や方針等の確認を適宜実施するとともに、都市計画審議会や浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会を設置し、学識有識者、関係行政機関等から意見を聴取し、検討を行った。

そのほか、市民意向調査や市民ワークショップ、住民説明会等を実施し、市民からの意見を踏まえた計画となるよう留意し、検討を行った。

■策定体制



2 浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定及び改定に関する事項
- (2) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定及び改定に関する事項
- (3) その他審議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、12人以内をもって組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 審議会委員の任期は、委嘱の日から第2条各号の所掌事務が終了する日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、審議会委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する審議会委員

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。

2 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則 この規則は、公布の日から施行する。

■浦添市都市計画マスタープラン等策定審議会委員名簿

	区分	氏名	所属・役職名	専門分野
1	学識経験者	つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学 名誉教授	都市計画
2		かみや だいすけ 神谷 大介	琉球大学工学部工学科 教授	交通
3		うえはら しずか 上原 静	沖縄国際大学 名誉教授	歴史・文化
4		やまかわ はやと 山川 勇人	公益社団法人沖縄県建築士会 浦添・西原支部 支部長	建築
5	市の区域内の公共的団体等を代表する者	みやぎ なおし 宮城 直	浦添市自治会長会 会長	市民代表
6		な が たいすけ 名嘉 太助	浦添商工会議所 建設部会 副部会長	産業
7		てるや さえこ 照屋 冴子	浦添市婦人連合会 会長	市民代表
8		せんじゅう なおひろ 千住 直広	浦添市観光協会 事務局長	観光
9		もりた まきこ 森田 牧子	浦添市社会福祉協議会 常務理事	福祉
10	市長が特に必要と認める者	みやぎ けんえい 宮城 健英	浦添市軍用地等地主会 会長	市民代表
11		なかにし しのぶ 仲西 信雄	都市建設部長	行政
12		かわさき じゅん 川崎 淳	都市建設部参事	行政

3 市民ワークショップの開催

■開催の目的

市民目線での意見聴取や協働によるまちづくりの推進等のため、検討段階からの市民参加が重要であることから、将来のまちづくりに関する市民意見の収集や、市民と行政等の協働によるまちづくりの実現に向けて開催したものである。

■実施概要

【第1回】

開催日	令和5年11月19日(日)、令和5年11月20日(月)
対象地域	市全域
内容	地域の魅力と課題について

【第2回】

開催日	令和5年11月27日(月)～ 令和5年11月29日(水)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>地域区分</th> <th>テーブル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 11月27日(月) 19:00～21:00</td> <td>北地域</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西地域</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 11月28日(火) 19:00～21:00</td> <td>中央北地域</td> <td>2or3</td> </tr> <tr> <td>東地域</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C 11月29日(水) 19:00～21:00</td> <td>中央西地域</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>南地域</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>4or5</td> </tr> </tbody> </table>	日程	地域区分	テーブル数	A 11月27日(月) 19:00～21:00	北地域	1	西地域	1	B 11月28日(火) 19:00～21:00	中央北地域	2or3	東地域	1	C 11月29日(水) 19:00～21:00	中央西地域	2	南地域	2			4or5
日程	地域区分		テーブル数																				
A 11月27日(月) 19:00～21:00	北地域		1																				
	西地域	1																					
B 11月28日(火) 19:00～21:00	中央北地域	2or3																					
	東地域	1																					
C 11月29日(水) 19:00～21:00	中央西地域	2																					
	南地域	2																					
		4or5																					
対象地域	7地域(北地域、中央北地域、東地域、中央南地域、中央西地域、南地域、西地域)を3ブロックに分けて開催																						
内容	地域が目指すまちづくり像について																						

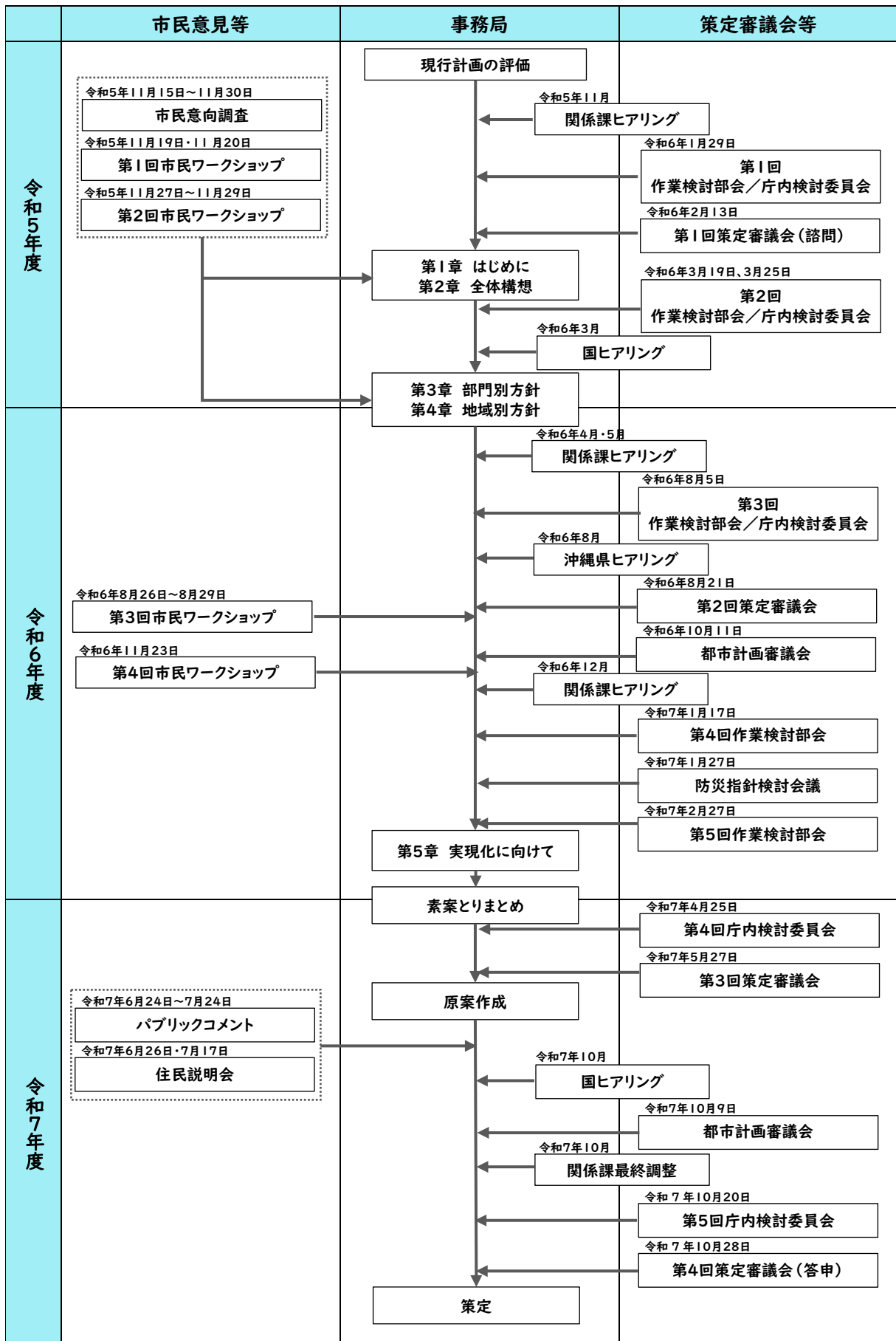
【第3回】

開催日	令和6年8月26日(月)～ 令和6年8月29日(木)	
対象地域	7地域(北地域、中央北地域、東地域、中央南地域、中央西地域、南地域、西地域)を2ブロックに分けて各2日間開催	
内容	地域別の課題と方針について	

【第4回】

開催日	令和6年11月23日(土)	
対象地域	市役所や浦添カルチャーパーク、浦添城跡等が立地する本市の中心的な骨格構造を担う中心拠点	
内容	まちを歩いて将来の拠点の整備イメージを共有	

4 策定の流れ



※市民意見や策定審議会等は都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の流れを示す

浦添市都市計画マスタープラン

浦添市 都市建設部 都市計画課
〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1-1
TEL:098-876-1234(代表) FAX:098-879-7138

浦添市都市計画マスタープラン
